

平成26年度

# 保健・福祉の概要

— 平成25年度報告 —



座間市健康部・福祉部



## 座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

## 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

## 座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

## 座間市のシンボル

### 市章

「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和27年8月13日制定

### 市のシンボルマーク

座間の頭文字Zをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成3年4月1日制定

### 市の花「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定

### 市の木「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれた街づくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定

### 市の鳥「シジュウカラ」

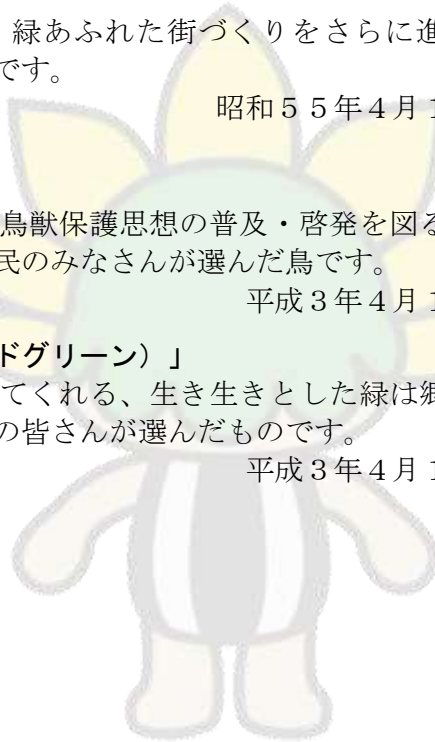
みんなで自然を大切に、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民のみなさんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定

### 市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」

心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成3年4月1日制定



## 目 次

<b>I 総 合</b>	
1 市 域 .....	2
2 第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系.....	4
3 健康部、福祉部の組織.....	5
<b>II 地域福祉</b>	
1 福祉月間.....	8
2 総合福祉センター.....	11
3 民生委員児童委員.....	13
4 災害援護.....	15
5 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護.....	17
6 原爆被爆者援護.....	17
7 住宅支援給付事業.....	19
<b>III 生活保護</b>	
1 生活保護制度の概要.....	22
2 保護の実施状況.....	23
3 行旅死亡人の取扱い.....	25
<b>IV 高齢者の福祉</b>	
1 高齢者の状況.....	28
2 在宅福祉サービス利用普及事業.....	29
3 その他の在宅福祉.....	30
4 施設入所.....	33
5 移動手段の確保.....	34
6 生きがい対策.....	35
7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）.....	37
8 地域包括支援センター運営事業.....	38
9 介護予防事業（地域支援事業）.....	39
10 介護保険事業.....	40
<b>V 障がい者の福祉</b>	
1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳.....	46
2 医 療 .....	48
3 手 当 .....	49
4 日常生活の支援.....	53
5 移動手段の確保.....	63
6 税金の控除・減免.....	64
7 交通機関等の割引.....	65
8 公共料金等の減免.....	66
9 スポーツ・レクリエーション活動の支援.....	66
10 障害福祉相談員活動.....	67
11 その他の障がい福祉サービス.....	68
12 地域生活支援事業.....	70
13 施 設.....	75
14 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）.....	76
15 リハビリテーション個別相談事業.....	80
<b>VI 児童の福祉</b>	
1 保育所 .....	82
2 児童館、児童ホーム.....	85
3 児童に係る各種手当.....	87
4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度.....	93

5	子育て支援.....	96
<b>VII</b>	<b>保健衛生</b>	
1	地域医療対策事業.....	98
2	母子保健事業.....	101
3	健康づくり推進事業.....	108
4	献血推進事業.....	110
5	広域大和斎場組合事業.....	110
6	予防接種事業.....	111
7	結核予防事業.....	113
8	狂犬病予防事業.....	113
9	感染症予防事業.....	113
10	健康増進事業.....	114
11	成人歯科健康診査.....	117
12	小児医療助成事業.....	117
13	心身障害者医療費援助事業.....	119
14	精神障害者通院医療費助成事業.....	120
15	ひとり暮らし高齢者医療事業.....	121
16	後期高齢者医療.....	123
17	養育医療費助成事業.....	125
18	市民健康センター管理運営事業.....	126
<b>VIII</b>	<b>国民健康保険</b>	
1	健康保険.....	128
2	保険税.....	129
3	保険給付.....	132
4	経理状況.....	136
<b>IX</b>	<b>国民年金</b>	
1	国民年金.....	142
<b>X</b>	<b>スポーツ・レクリエーション</b>	
1	社会体育関係事業.....	146
2	社会体育施設.....	147
<b>XI</b>	<b>福祉団体</b>	
1	座間市社会福祉協議会.....	154
2	日本赤十字社座間市地区.....	172
<b>XII</b>	<b>資料</b>	
1	市内保健福祉関係施設等一覧.....	174
2	社協登録ボランティアグループ一覧.....	179
3	保健・医療・福祉関連年表.....	181



I 総合

# 1 市 域

## (1) 位置及び地勢

### ① 位 置

東 経 139° 24′ 38″

北 緯 35° 29′ 07″

海 抜 78.50m

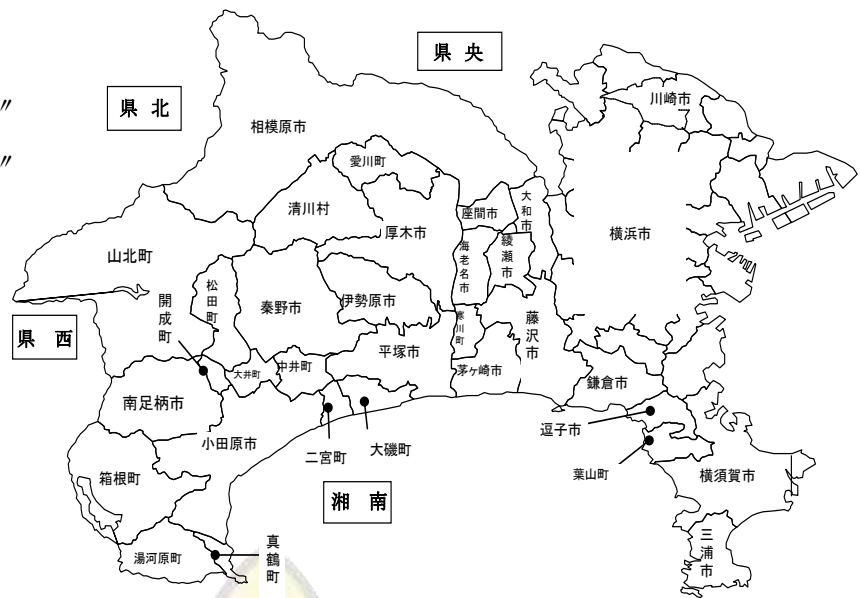
### ② 面積及び広がり

面 積 17.58km<sup>2</sup>

広がり

東 西 5.3 km

南 北 4.0 km



本市は、東京から40km圏、神奈川県のおぼ中央に位置し、面積は17.58km<sup>2</sup>で、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりを持ち、東は大和市、西は相模川を隔てて厚木市に、南は海老名市、北は相模原市にそれぞれ接し、全体的に起伏の多い地形となっています。

昭和30年代後半の企業の進出と首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46年11月に市制を施行、農業・商業・工業と住宅が調和した複合都市へと発展しました。しかし、都市化の進行とともに農業戸数が減少、また、近隣市における商業核の形成の影響などにより、農業と商業の比重が低下するとともに、製造業の空洞化等により、住宅都市としての傾向が強くなっています。



## (2) 人 口

人口は、昭和30年代後半からの急激な都市化により、昭和40年に約3万人であったものが、10年後の昭和50年には約8万1千人と2.7倍に急増しました。その後、昭和60年の国勢調査では10万人に到達したことが確認され、平成8年以降は12万人台で推移しています。平成24年4月1日現在の人口は12万9,370人、最近5カ年ではの人口増加はおよそ1,800人となっています。

また、人口密度は、1km<sup>2</sup>当たり7,345人で、川崎市、大和市、横浜市に続き県下で4番目の人口密集都市となっています。

### ○ 人口・世帯の推移

単位：人（各年4月1日現在）

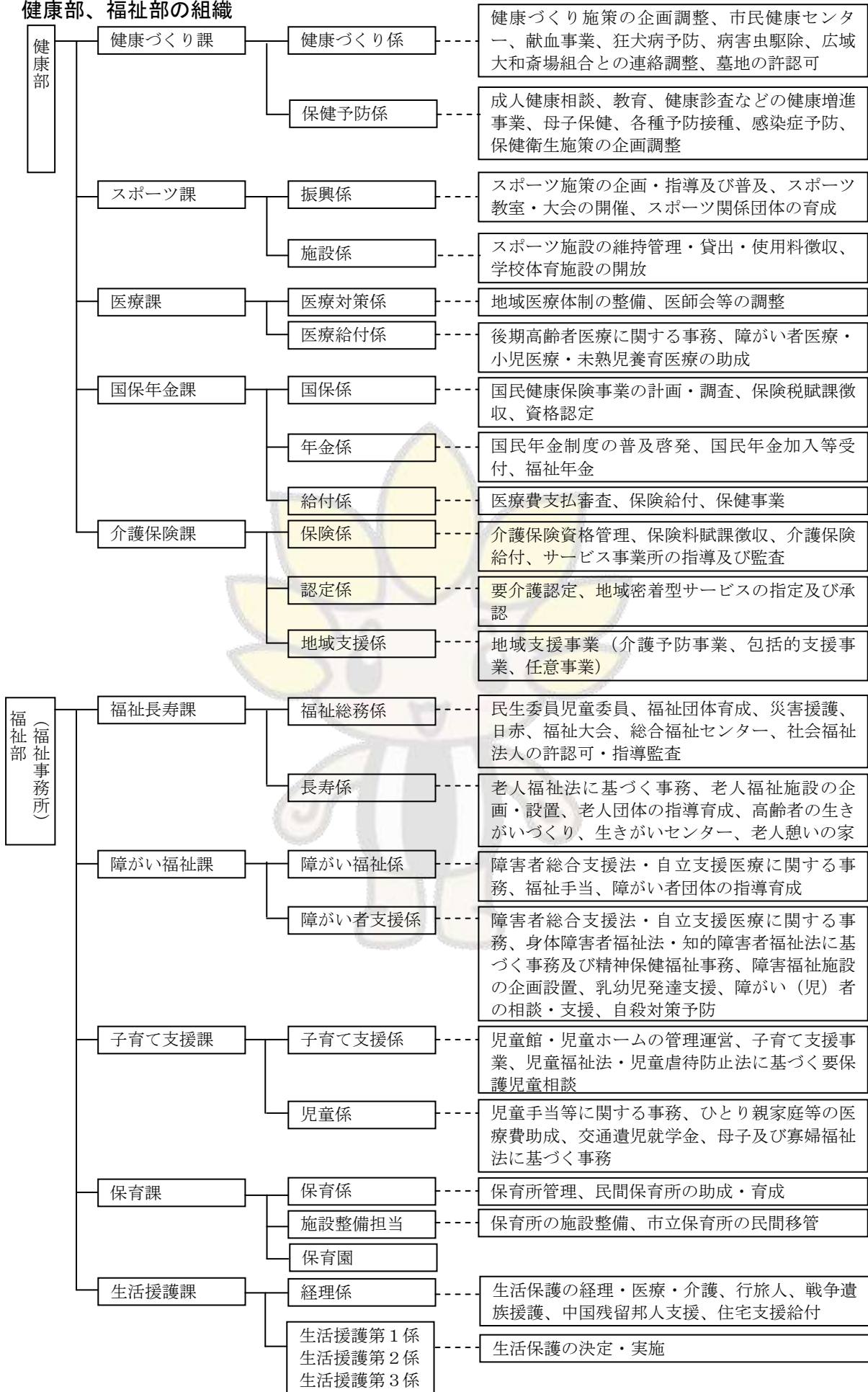
年	人口			世帯数	1世帯 当たりの人数
	総数	男	女		
22年	129,005	65,689	63,316	53,894	2.39
23年	129,314	65,306	64,008	54,118	2.39
24年	129,370	65,372	63,998	54,719	2.36
25年	129,807	65,472	64,335	55,353	2.35
26年	129,120	64,948	64,172	55,477	2.33



2 第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋）



### 3 健康部、福祉部の組織







## II 地域福祉

## 1 福祉月間

昭和62年、毎年9月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和49年9月15日の市民福祉憲章の制定を記念し第1回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成5年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

### (1) 行事内容

ア 福祉月間（第37回、平成25年9月）

福祉大会、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金（品）支給、ふれあい会食会、喜寿お祝い記念、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

イ 第40回福祉大会（参加者 116人）

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表、最優秀福祉作文朗読、最優秀福祉標語発表等

ウ 第30回社協福祉まつり

台風により中止

### (2) 福祉関係表彰の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	自立更生	援護功労	福祉功労
21年度	4	1	8
22年度	5	1	5
23年度	2	0	3
24年度	2	3	2
25年度	1	1	4

### (3) 福祉作文等応募状況

単位：点

福祉長寿課調

年 度	作文（論文）					標 語				
	小学生	中学生	高校生	一般	計	小学生	中学生	高校生	一般	計
21年度	4,585	190	0	7	4,782	970	256	0	8	1,234
22年度	3,984	207	0	3	4,194	922	229	0	4	1,155
23年度	4,390	357	0	4	4,751	833	347	0	3	1,183
24年度	3,984	197	0	4	4,185	1,025	670	0	4	1,699
25年度	4,287	197	0	3	4,487	611	233	0	9	853

### (4) 福祉作品展の状況

福祉月間事業の一つとして、老人会や障がい者から募集した趣味の作品等を展示。

単位：点、人

福祉長寿課調

年 度	高齢者出展数	障がい者出展数	来場者数
21年度	198	286	614
22年度	184	275	400
23年度	120	214	512
24年度	184	208	399
25年度	160	184	224

### (5) 高齢者と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人

保育課調

年 度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
21年度	9月8日～18日	9	8	17	134	154	288
22年度	9月7日～17日	9	9	18	130	234	364
23年度	9月6日～16日	9	9	18	147	208	355
24年度	9月6日～14日	8	8	16	193	195	388
25年度	9月6日～19日	9	8	17	121	201	322

## (6) 健康相談

市内の公共施設において、成人、老人を対象にした保健師による健康相談を行い、健康手帳の交付や血圧測定、必要に応じた保健指導を実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実施日	会 場	相談者数	
				計
21年度	9月4日	北地区文化センター	8	16
	9月10日	市公民館	4	
	9月14日	市民健康センター	4	
22年度	9月13日	市民健康センター	13	15
	9月22日	市公民館	2	
23年度	9月22日	東地区文化センター	3	15
	9月26日	市民健康センター	10	
	9月28日	ひばりが丘コミュニティセンター	2	
24年度	9月12日	北地区文化センター	4	20
	9月20日	東地区文化センター	5	
	9月21日	ひばりが丘コミュニティセンター	5	
	9月24日	市民健康センター	6	
25年度	9月6日	北地区文化センター	4	15
	9月17日	市民健康センター	11	

## (7) 福祉講座

単位：回、人

(25年度) 生涯学習課、市社会福祉協議会調

主 催	講座名	期 日	回数	参加者数
市公民館	親と子が共に育つ教室	10月10日～12月12日	10	30
北地区文化センター	はじめての手話講座	7月20日～7月25日	4	19
	いきいき学級	11月7日～12月12日	6	17
	子育てわくわく学級	5月17日～7月12日	9	25
	健康講座	9月7日～2月1日	8	186
	すくすく講座	6月12日～11月13日	5	延68
東地区文化センター	小中学生のための手話講座	5月25日～7月6日	7	16
	ご近所福祉を考える	3月27日	1	28
	幼児をもつファミリー学級	10月3日～12月12日	10	29
市社会福祉協議会	はじめてのボランティア	6月6日～27日	4	8
	ボランティア体験サマースクール	7月26日～8月23日	6	72
	傾聴について知ろう	10月10日～31日	4	21
	ボランティア研修	1月28・29日	2	27
	災害救援ボランティアコーディネーター入門編	12月7日～15日	3	14



## (8) 各種相談

### ア 乳幼児育児相談

福祉月間の期間中、市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的な生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導を行います。

### イ 母子・父子相談

福祉月間の期間中、母子相談員が、母子・父子家庭の生活一般、生活援護、児童問題などについて、子育て支援課で相談及び援助を行います。

単位：件

子育て支援課、保育課調

年度	区分	相談件数
21年度	乳幼児育児相談	80
	母子・父子相談	136
22年度	乳幼児育児相談	125
	母子・父子相談	77
23年度	乳幼児育児相談	115
	母子・父子相談	105
24年度	乳幼児育児相談	97
	母子・父子相談	78
25年度	乳幼児育児相談	120
	母子・父子相談	89

## 2 総合福祉センター

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置したもので、在宅福祉サービス事業、乳幼児発達支援事業等を実施しています。また、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所を設置しています。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 4,000.10㎡
- ・建築面積 1,469.24㎡
- ・建築延面積 3,668.26㎡
- ・構造規模 RC造、地上3階
- ・主な施設 社会福祉協議会事務室、ミーティングルーム、ボランティアサロン、録音室、点訳室、多目的室、福祉情報提供・福祉機器展示室、訓練室、機械浴室等
- ・開館年月日 平成13年4月1日
- ・駐車場収容台数 35台（うち身障者専用駐車場6台）

## (2) 総合福祉センター利用状況

単位：回、人、円

市社会福祉協議会調

年 度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	67	1,759	0	0	157	3,477
22年度	52	1,531	0	0	143	3,370
23年度	66	1,952	0	0	74	1,784
24年度	62	1,311	0	0	58	1,520
<b>25年度</b>	<b>82</b>	<b>1,961</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>72</b>	<b>1,858</b>

年 度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	0	0	69	1,626	307	10,599
22年度	2	60	69	1,466	338	11,309
23年度	0	0	54	1,028	233	7,369
24年度	3	90	70	1,622	364	10,897
<b>25年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>48</b>	<b>877</b>	<b>334</b>	<b>11,095</b>

年 度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	65	1,301	49	2,473	36	1,065
22年度	70	1,571	34	1,614	47	1,312
23年度	62	1,257	37	1,927	62	1,735
24年度	46	1,163	30	2,116	87	2,116
<b>25年度</b>	<b>40</b>	<b>998</b>	<b>48</b>	<b>2,608</b>	<b>86</b>	<b>2,536</b>

年 度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	1,096	23,754	89	1,859	268	5,671
22年度	1,208	24,316	49	1,461	252	6,218
23年度	1,154	23,205	63	1,288	266	6,552
24年度	1,230	23,521	47	1,115	280	6,468
<b>25年度</b>	<b>1,180</b>	<b>22,160</b>	<b>31</b>	<b>983</b>	<b>240</b>	<b>5,801</b>

年 度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	0	0	35	737	33	990
22年度	0	0	34	640	28	720
23年度	0	0	46	1,221	26	720
24年度	1	12	34	1,044	20	600
<b>25年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>959</b>	<b>32</b>	<b>937</b>

年 度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
21年度	19	390	17	85	839	16,682
22年度	72	977	19	94	870	17,616
23年度	80	980	14	70	950	21,276
24年度	65	974	7	35	922	21,298
25年度	83	1,385	1	5	886	18,731

年 度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
21年度	3,146	72,468	1,493	2,169,110
22年度	3,287	74,275	1,528	2,029,280
23年度	3,187	72,364	1,637	2,206,980
24年度	3,326	75,384	1,624	2,141,100
25年度	3,200	72,894	1,524	1,860,580

### 3 民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員（民生委員が兼ねる）とが一体となって活動しています。

#### (1) 民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員協議会数

単位：人、地区

(平成26年4月1日現在) 福祉長寿課調

区 分	定 数	現員数			地区民生委員協議会数
		男 性	女 性	計	
民生委員児童委員	133	32	96	128	6
主任児童委員	12	1	11	12	

## (2) 地区別民生委員児童委員定数、現員数

単位：人

(平成26年4月1日現在) 福祉長寿課調

地区名		第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	計
大字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東原	栗原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ヶ丘 栗原	入谷 立野台 明王	座間 入谷 新田宿 四ツ谷	
民生委員 児童委員	定員	27	24	19	25	19	19	133
	男性	2	5	6	5	8	6	32
	女性	24	19	13	17	11	12	96
主任児童 委員	定員	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	1	0	0	0	1
	女性	2	2	1	2	2	2	11
計	定員	29	26	21	27	21	21	145
	男性	2	5	7	5	8	6	33
	女性	26	21	14	19	13	14	107

## (3) 内容別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年度	在宅福祉	介護保険	健康・ 保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育・ 学校生活	生活費	年金・ 保険
21年度	217	137	183	207	253	402	131	21
22年度	210	115	179	170	255	597	57	29
23年度	105	63	87	126	114	192	72	11
24年度	97	52	104	95	79	164	58	9
25年度	74	37	100	80	81	148	36	7

年度	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的 な支援	その他	計
21年度	18	189	32	126	390	311	2,617
22年度	15	226	66	75	293	420	2,707
23年度	9	72	28	69	223	320	1,491
24年度	5	95	33	63	99	293	1,246
25年度	6	67	33	46	108	285	1,108

#### (4) 分野別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年 度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
21年度	962	236	1,006	413	2,617
22年度	937	174	1,203	393	2,707
23年度	681	67	481	262	1,491
24年度	585	71	342	248	1,246
25年度	470	35	326	277	1,108

#### (5) その他の活動件数

単位：件、回、日

福祉長寿課調

年 度	調査・ 実態把握	行事・事業 ・会議への 参加・協力	地域福祉活動 ・自主活動	民児協運営 ・研修	証明事務
21年度	1,071	4,254	6,114	5,189	379
22年度	970	3,984	5,824	5,697	249
23年度	1,299	3,068	5,094	4,529	215
24年度	800	2,993	5,479	5,050	205
25年度	669	3,083	5,435	5,532	202

年 度	要保護児童 の発見の 通告・仲介	訪問回数	活動日数	1人1カ月 当たり平均 活動日数
21年度	43	19,076	21,025	12.17
22年度	98	21,025	21,570	12.48
23年度	27	17,607	18,384	10.57
24年度	63	16,410	19,372	11.13
25年度	27	15,119	19,723	11.66

## 4 災害援護

### (1) 災害弔慰金

市内で5戸以上の家屋の滅失があった自然災害（市内でこのような被害がなくても県内で災害救助法が適用された場合は該当）によって市民が死亡した場合、その遺族に死亡した方の死亡当時の世帯の生活維持の状況を勘案して、500万円又は250万円を支給します。

### (2) 災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を低金利で長期（償還期間10年、据置期間3年）に貸し付けます。

### (3) り災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市り災者見舞金支給要綱」に基づき被災者を応急的に支援します。

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊 (1世帯当たり3万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり2万円)		全焼・全壊 (1世帯当たり5万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり3万円)	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額
21年度	2	60,000	1	20,000	2	100,000	1	30,000
22年度	0	0	1	20,000	2	100,000	1	30,000
23年度	1	30,000	0	0	2	100,000	0	0
24年度	2	60,000	0	0	3	150,000	0	0
25年度	0	0	0	0	2	100,000	0	0

年 度	水 損 (1世帯当たり1万円)		計	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額
21年度	2	20,000	8	230,000
22年度	2	20,000	6	170,000
23年度	3	30,000	6	160,000
24年度	1	10,000	6	220,000
25年度	1	10,000	3	110,000

## 5 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

### (1) 戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別給付金が支給されます。

### (2) 本市における遺族援護施策

本市の戦没者は250余柱で、遺族と市関係者によって毎年3月に戦没者追悼式を行っています。

また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

### (3) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

### (4) 旧軍人等の援護

旧軍人・軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

#### ア 普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は12年以上、准士官以上は13年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

#### イ 一時恩給

引き続き実在職年が3年以上7年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

#### ウ 一時金

旧軍人としての実在職年が3年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

## 6 原爆被爆者援護

### (1) 原爆被爆者援護施策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、健康診断、医療給付など医療面の施策及び各種手当の支給が実施されています。

## (2) 本市における原爆被爆者援護施策

### ア 原爆被爆者援護手当

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 年額9,500円
- ・ 手続に必要な物 印章、原爆被爆者健康手帳
- ・ 担 当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	支給金額
21年度	54	513,000
22年度	49	465,500
23年度	44	418,000
24年度	43	408,500
25年度	42	399,000

### イ 原爆被爆者はり・きゅう・マッサージ助成券交付

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 助成券（1枚当たり2,000円）を毎月3枚支給
- ・ 手続に必要な物 原爆被爆者健康手帳
- ・ 担 当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	使用枚数	支給額
21年度	54	426	852,000
22年度	49	392	784,000
23年度	44	349	698,000
24年度	43	389	778,000
25年度	42	422	844,000

### ウ 原爆被爆者健康管理事業

原爆被爆者の健康維持のため、胃・肺・大腸がんの検診を病院に委託して実施しています。

単位：人

生活援護課調

年 度	受診者数			
	胃がん	肺がん	大腸がん	計
21年度	8	8	5	21
22年度	5	3	4	12
23年度	5	3	5	13
24年度	5	2	2	9
25年度	4	2	0	6



## 7 住宅支援給付事業

離職者の住宅確保及び就労支援のため、住宅支援給付を支給しています。

### (1) 対象者

支給申請時に次の要件をすべて満たす方が対象となります。

ア 65歳未満で、離職後2年以内の方

イ 離職前に主たる生計維持者であった方又は申請時に主たる生計維持者である方

ウ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方又は行っている方

エ 住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方

オ 申請を行った月における申請者及び生計を一つにする同居の親族の収入の合計が次の金額である方（離職等により、申請日の属する月の翌月から次の金額に該当することが明らかかな方を含む。）

世帯構成	収入額
単身世帯	8.4万円に家賃額（地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
2人世帯	17.2万円以内
3人以上世帯	17.2万円に家賃額（地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満

カ 生計を一つにしている同居の親族を含めた預貯金の合計が次の金額以下である方

世帯構成	預貯金合計額
単身世帯	50万円
2人以上世帯	100万円

キ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付、自治体を実施する類似の貸付又は給付等を受けていない方

ク 暴力団員でない、かつ生計を一つにしている同居の親族が暴力団員でない方

### (2) 期間

原則3カ月。一定の条件を満たした場合は、最大9カ月

### (3) 支給額

賃貸住宅の家賃額。ただし、地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

単位：件、回、円

生活援護課調

年度	支給開始世帯数			支給回数	総支給額		
	単身世帯	複数世帯	合計		単身世帯	複数世帯	合計
21年度	8	7	15	37	766,820	1,016,600	1,783,420
22年度	14	7	21	141	3,186,970	3,384,600	6,571,570
23年度	5	2	7	55	1,276,600	899,000	2,175,600
24年度	9	6	15	64	2,062,500	800,900	2,863,400
25年度	2	4	6	29	509,000	763,800	1,272,800





### III 生活保護

## 1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

### (1) 保護の種類と範囲

保護は、8種類の扶助に分けられます。

- ・ 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。
- ・ 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費。
- ・ 住宅扶助 家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの。
- ・ 医療扶助 診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの。
- ・ 介護扶助 要介護者及び要支援者への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送。
- ・ 出産扶助 分べんの介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの。
- ・ 生業扶助 生業に必要な資金、器具又は資料。生業に就くために必要な技能習得費等、その他就労のために必要なもの。世帯の自立助長に効果的と認められる場合の高等学校等就学費。
- ・ 葬祭扶助 検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの。

### (2) 生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

#### 【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準との調整を図ることにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。

## 2 保護の実施状況

### (1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	管内人口		被保護世帯数		被保護人員		保護率 (%)
		前年比		前年比		前年比	
22年	129,005	100.54	1,244	122.92	1,864	124.77	14.45
23年	129,314	100.24	1,444	116.08	2,177	116.79	16.83
24年	129,370	100.04	1,586	109.83	2,372	108.96	18.34
25年	129,807	100.34	1,685	106.24	2,483	104.68	19.13
26年	129,120	99.47	1,700	100.89	2,460	99.07	19.05

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

### (2) 世帯類型別構成比

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	高齢者世帯				母子世帯	障がい者世帯				
	単身		2人以上			単身		2人以上		
		構成比		構成比			構成比		構成比	
22年	417	33.5	55	4.4	110	8.8	84	6.8	20	1.6
23年	452	31.3	58	4.0	137	9.5	106	7.4	22	1.5
24年	497	31.3	60	3.8	134	8.4	105	6.6	25	1.6
25年	543	32.2	70	4.2	153	9.1	136	8.1	28	1.7
26年	585	34.5	79	4.7	146	8.6	151	8.9	34	2.0

年	傷病者世帯				その他世帯		計
	単身		2人以上		構成比		
		構成比		構成比		構成比	
22年	219	17.6	93	7.5	246	19.8	1,244
23年	243	16.8	104	7.2	322	22.3	1,444
24年	248	15.6	102	6.4	415	26.2	1,586
25年	271	16.1	87	5.2	396	23.5	1,684
26年	263	15.5	83	4.9	355	20.9	1,696

### (3) 医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助 単給人員 (再掲)	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
22年	1,864	137	133.0	1,465	125.8	42	85.9
23年	2,177	137	100.0	1,767	120.6	42	87.5
24年	2,372	181	132.1	1,957	110.8	43	89.9
25年	2,483	142	78.5	2,095	107.1	30	90.1
26年	2,460	154	108.5	2,112	100.8	30	92.1

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

#### (4) 被保護世帯の稼働・非稼働の状況

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	稼働世帯			非稼働世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
22年	173	13.9	122.7	1,071	86.1	123.0
23年	182	12.6	105.2	1,262	87.4	117.8
24年	208	13.1	114.2	1,378	86.9	109.2
25年	252	15.0	121.2	1,432	85.0	103.9
26年	272	16.0	107.9	1,424	84.0	99.4

#### (5) 被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯

生活援護課調

年 度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
21年度	406	175
22年度	375	182
23年度	378	230
24年度	370	275
25年度	310	296

#### (6) 保護開始時の類型別世帯数

単位：世帯、%

生活援護課調

年 度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・ 障がい者世帯		その他世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
21年度	78	19.2	30	7.4	89	21.9	209	51.5	406
22年度	68	18.1	36	9.6	76	20.3	195	52.0	375
23年度	93	24.6	30	7.9	81	21.4	174	46.0	378
24年度	104	28.1	33	8.9	79	21.4	154	41.6	370
25年度	96	31.0	27	8.7	91	29.4	96	31.0	310

※構成比は小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

### (7) 扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円

生活援護課調

年 度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
21年度	19,661	1,048,513	18,940	544,262	2,063	18,733
22年度	23,336	1,283,344	21,755	660,298	2,499	24,662
23年度	25,849	1,412,039	25,162	741,229	2,534	26,017
24年度	27,945	1,500,878	27,273	797,586	2,726	27,782
25年度	27,724	1,455,632	27,245	808,663	2,676	27,044

年 度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
21年度	1,933	57,819	17,622	1,270,732	4	240
22年度	2,340	68,054	20,986	1,361,956	1	192
23年度	2,521	81,506	24,165	1,404,688	2	446
24年度	2,930	90,046	26,608	1,634,814	2	851
25年度	3,412	103,959	26,914	1,555,738	0	0

年 度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費		金額計
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額	
21年度	560	8,115	46	10,954	94	13,444	2,972,812
22年度	746	9,281	59	11,086	90	14,645	3,433,518
23年度	933	15,956	59	12,462	91	14,170	3,708,513
24年度	1,111	16,134	60	10,835	72	11,653	4,090,579
25年度	1,056	15,964	46	8,042	103	16,563	3,991,605

### 3 行旅死亡人の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のない死亡人については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を行っています。

単位：人

生活援護課調

年 度	男 性	女 性	不 明	計
21年度	0	0	0	0
22年度	0	0	1	1
23年度	1	0	0	1
24年度	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0







## IV 高齢者の福祉

## 1 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、昭和60年10月には、5,491人で総人口に占める割合は5.5%でしたが、平成26年4月には、28,807人で総人口に占める割合は22.3%になりました。

単位：人、%

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	人口総数	65歳以上人口	
			構成比
21年	128,313	23,347	18.2
22年	129,005	24,329	18.9
23年	129,314	25,010	19.3
24年	129,370	26,006	20.1
25年	129,807	27,490	21.2
<b>26年</b>	<b>129,120</b>	<b>28,807</b>	<b>22.3</b>

※① 「人口総数」については、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したもの。

② 「65歳以上人口」については、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届出によるもの。

③ 外国人登録法については、平成24年まで適用。

### (2) ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数の推移

単位：人

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
22年	237	894	1,131
23年	227	867	1,094
24年	216	836	1,052
25年	235	870	1,105
<b>26年</b>	<b>217</b>	<b>840</b>	<b>1,057</b>

## 2 在宅福祉サービス利用普及事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、利用希望者の総合利用登録制度により、在宅福祉サービスを簡易な利用手続きによって適時、適切に提供しています。

### (1) おむつ等給付事業

65歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等を支給しています。

単位：人、枚、千円

介護保険課調

年 度	利用者数	紙おむつ支給数	事業費
21年度	206	110,693	5,249
22年度	246	131,382	6,079
23年度	274	134,179	5,931
24年度	248	123,453	5,505
25年度	245	122,031	5,405

### (2) 寝具乾燥・丸洗いサービス事業

65歳以上の寝たきり高齢者等の健康及び衛生の保持のため、日常使用している布団、毛布の乾燥（年3回）、丸洗い（年3回）を行っています。

単位：人、回、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
21年度	23	22	47	279
22年度	24	22	39	240
23年度	26	23	44	280
24年度	18	17	38	234
25年度	21	23	37	252

### (3) 配食サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしの方等を対象に、食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、月曜日から金曜日までの夕食を届けています。

単位：人、食、千円

介護保険課調

年	利用者数	配食数	事業費
21年度	250	33,211	13,064
22年度	262	33,189	13,242
23年度	215	30,931	13,298
24年度	178	25,979	11,854
25年度	162	25,233	11,788

#### (4) 四十雀倶楽部事業

閉じこもりがちな高齢者の介護予防、健康維持、仲間づくりを目的に、身近な地域でゲーム、レクリエーションを通じた体力づくりや、実用的な小物づくりなどを実施しています。

単位：人、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	延べ利用者数	事業費
21年度	324	5,535	3,401
22年度	298	4,521	3,635
23年度	258	4,510	4,827
24年度	258	4,401	5,117
25年度	237	4,040	4,847

### 3 その他の在宅福祉

#### (1) 高齢者理髪・美容料助成事業

要介護4又は5で65歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間4枚支給しています。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	利用枚数	事業費
21年度	22	56	320
22年度	25	58	331
23年度	31	49	280
24年度	34	63	360
25年度	37	81	462

#### (2) 高齢者入浴券支給事業 ※平成21年度で事業終了

自宅に浴槽のない70歳以上の高齢者に対し、公衆浴場の入浴券を月10枚支給していました。平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、円、千円

福祉長寿課調

年 度	支給人数	支給枚数	単価	支給総額
21年度	33	3,162	450	1,423

### (3) 介護手当支給事業

要介護4又は5で65歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3カ月前の初日）まで1年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、10万円の介護手当を支給しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	対象者数	支給総額
21年度	0	0
22年度	0	0
23年度	0	0
24年度	0	0
25年度	0	0

### (4) 高齢者マッサージ等助成券 ※平成21年度で事業終了。

75歳以上の高齢者の方に、はり・灸・マッサージ助成券（1枚2,000円分）を交付していました。平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	交付人数	利用枚数	支給総額	事業費
21年度	2,230	2,844	5,688	6,441

### (5) 緊急通報システム電話貸与事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、消防本部等の連絡先を事前に登録した緊急通報装置付きの電話機を設置しています。

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	利用世帯数	事業費
21年度	202	1,050
22年度	188	1,004
23年度	171	947
24年度	147	818
25年度	129	729

(5) 火災警報器設置費用助成事業 ※平成23年度で事業終了

新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から、住宅用火災警報器を設置することが消防法及び市火災予防条例の改正によって義務付けられました。

この義務化に伴い、介護保険において要支援・要介護認定者を含む市民税非課税の世帯で、一人暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみで構成される世帯に対して、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成していました。

平成22年度から対象世帯に対して1台を無料で設置する助成の方法に変更、平成24年度事業廃止。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置数	助成額
21年度	3	4	14

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	設置世帯数	事業費
22年度	1,037	4,779
23年度	21	95

(6) 家具転倒等転倒防止対策助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳1級及び2級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置家具数	支給総額
21年度	42	131	135
22年度	10	24	32
23年度	9	24	29
24年度	19	49	63
25年度	9	27	30

#### 4 施設入所

老人ホームにはおおむね65歳以上の高齢者が入所できます。身体の衰えや家庭の事情により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームと、高齢者の心身の状況等に応じた施設があります。

##### (1) 老人ホーム入所者の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		その他	計
		市 内	市 外		
21年度	7	10	1	—	18
22年度	6	8	0	—	14
23年度	5	2	1	1	9
24年度	3	2	0	1	6
25年度	2	3	0	3	8

##### (2) 老人ホーム措置費の状況

単位：千円

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	その他
21年度	12,557	4,440	—
22年度	12,604	2,669	—
23年度	7,692	660	1,374
24年度	3,471	859	316
25年度	3,779	1,701	1,081

## 5 移動手段の確保

### (1) 移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを行っています。

#### ・利用者の費用負担額

片道5km未満＝800円、片道5km以上10km未満＝1,000円、片道10km以上15km未満＝1,200円、片道15km以上20km未満＝1,400円、片道20km以上＝1,600円

#### ア 利用回数

単位：回

福祉長寿課調

年 度	高齢者	障がい者
21年度	453	203
22年度	435	212
23年度	451	210
24年度	510	140
25年度	534	130

#### イ 利用内容

単位：回

福祉長寿課調

年 度	通 院	入退院	入退所	その他	計
21年度	591	42	17	6	656
22年度	574	45	14	14	647
23年度	599	44	9	9	661
24年度	589	30	20	11	650
25年度	589	26	28	21	664



## 6 生きがい対策

### (1) 老人クラブ

平成25年4月1日現在、市内には31の老人クラブがあり、2,058人の高齢者の皆さんが社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、様々な行事が行われています。

- ・ 寿大学

高齢者の教養の向上を目的として、時事問題等の専門の講師を招き、年1回開催しています。

- ・ ゲートボール大会、ターゲットバードゴルフ大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

- ・ 演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年1回開催しています。

- ・ 囲碁・将棋大会

囲碁・将棋を通して会員相互の交流を行っています。

- ・ 趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中、市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、%、千円

福祉長寿課調

年 度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
21年度	32	2,056	6.3	2,828	1,218
22年度	30	1,999	5.8	2,670	1,210
23年度	30	1,994	5.6	2,637	1,210
24年度	31	2,030	5.6	2,735	1,214
25年度	31	2,058	5.5	2,749	1,214

※クラブ加入率＝会員数÷各年度4月1日現在60歳以上人口

### (2) 老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内7カ所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人

福祉長寿課調

年 度	利用者延べ人数							
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗 原	座 間	入 谷	計
21年度	3,805	2,282	3,042	5,013	2,045	3,445	5,125	24,757
22年度	3,397	2,624	3,148	4,131	2,477	3,382	5,135	24,294
23年度	2,225	3,166	3,556	4,381	2,444	3,168	5,118	24,058
24年度	3,089	2,727	3,649	4,660	2,254	2,855	5,235	24,469
25年度	3,093	2,803	3,163	4,009	2,361	2,622	5,687	23,738

### (3) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、9月15日現在で市内に継続して3カ月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

#### ※支給内容の変更経緯

- ・平成11年度以前：77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上を対象。
- ・平成12年度以降：77歳、88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。
- ・平成14年度以降：88歳の支給額を2万円から1万円に変更。
- ・平成16年度以降：99歳の支給額を5万円から3万円に、100歳以上の支給額を10万円から5万円に変更。
- ・平成18年度以降：88歳の支給額を1万円から8千円に変更。
- ・平成19年度以降：77歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成22年度以降：88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。88歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成23年度以降：101歳以上を3万円に変更。

#### ア 支給状況

単位：人、円

福祉長寿課調

年 度	対象者数	祝金金額	支給総額
21年度	240	8,000～50,000	3,090,000
22年度	42	30,000～50,000	1,740,000
23年度	43	30,000～50,000	1,590,000
24年度	52	30,000～50,000	1,820,000
25年度	59	30,000～50,000	2,090,000

#### イ 贈呈人数

単位：人、円

(平成25年度) 福祉長寿課調

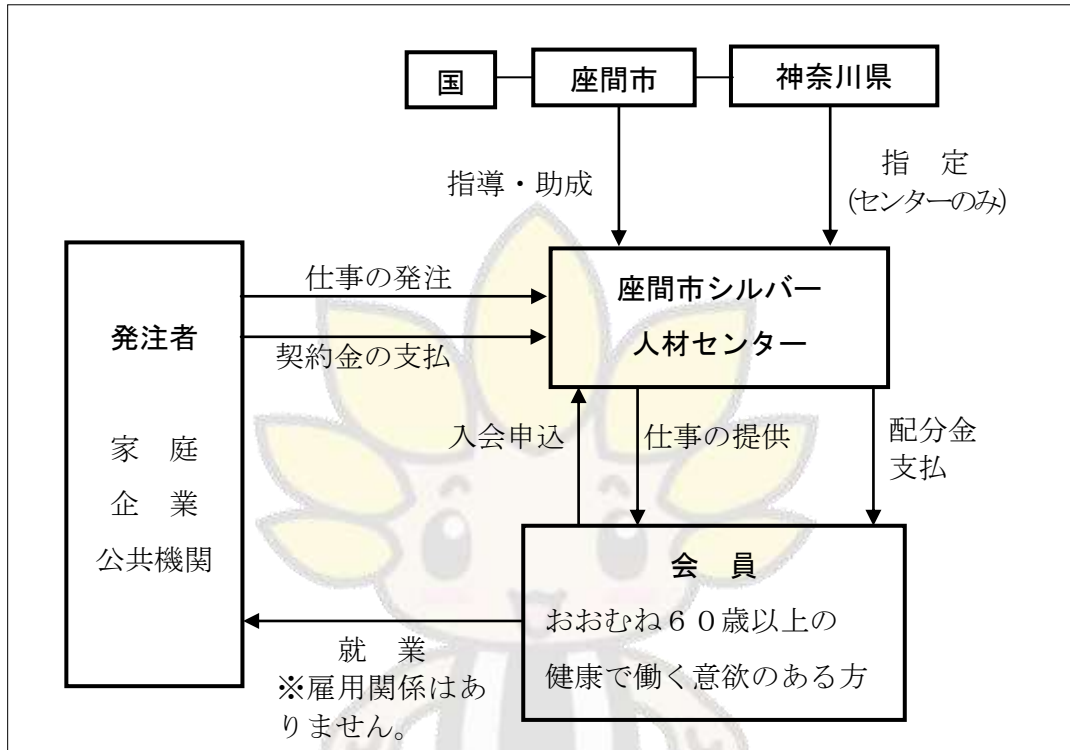
対象年齢	88歳	99歳	100歳	101歳以上
金 額	祝品	3万円	5万円	3万円
贈呈人数	263	26	16	17

## 7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に提供する団体です。

公益社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和54年5月に座間市高齢者事業団として発足し、平成2年4月の法人化により現在に至っています。

### (1) シルバー人材センターの仕組み



### (2) 会員数の推移

単位：人

(各年3月31日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
22年	561	165	726
23年	593	162	755
24年	608	160	768
25年	587	141	728
26年	578	137	715

### (3) 事業実績の推移

単位：件、人、円

福祉長寿課調

年 度	受託件数			就業延べ実人員		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
21年度	514	3,925	4,439	3,259	9,979	13,238
22年度	552	4,159	4,711	3,331	10,759	14,090
23年度	544	4,196	4,740	3,297	11,204	14,501
24年度	486	4,145	4,631	3,284	11,123	14,407
25年度	463	3,903	4,366	2,687	10,857	13,544

年 度	就業延べ人員			契約金額		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
21年度	23,875	44,279	68,154	117,625,105	177,029,970	294,655,075
22年度	25,933	47,037	72,970	133,768,040	185,342,313	319,110,353
23年度	26,055	49,086	75,141	132,429,556	200,496,815	332,926,371
24年度	25,473	47,108	72,581	129,558,369	193,847,133	323,405,502
25年度	19,956	44,890	64,846	88,295,300	184,672,663	272,967,963

## 8 地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。

### ○ 相談件数の推移

単位：件

介護保険課調

年 度	地域包括 支援センター 第二座間苑	ベルホーム 地域包括 支援センター	相模台 地域包括 支援センター	座間市社協 地域包括 支援センター	計
21年度	3,539	2,541	2,514	3,144	11,738
22年度	4,488	3,098	3,931	4,594	16,111
23年度	4,569	3,180	4,490	5,191	17,430
24年度	5,156	3,641	5,221	6,431	20,449
25年度	5,774	4,331	4,947	7,267	22,319

## 9 介護予防事業（地域支援事業）

### (1) いきいき運動教室

加齢に伴う運動器の機能向上のため、ストレッチ運動、バランス運動、筋力運動、有酸素運動を行う講座です。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
21年度	27	4,596
22年度	18	4,795
23年度	34	4,566
24年度	21	2,057
25年度	16	1,710

### (2) 筋力向上トレーニング（足腰げんき教室）

高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、また要介護状態であっても自立した生活が営めるよう、介護予防の観点から高齢者向けに開発されたトレーニング機器を使用したトレーニングを市民健康センターで実施しています。

平成18年度から、特定高齢者を対象に地域支援事業として実施しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
21年度	23	4,761
22年度	22	4,289
23年度	35	4,322
24年度	22	7,594
25年度	26	7,173

### (3) 普及啓発事業

いつまでもいきいきと元気に暮らしていくための「介護予防」の話と介護予防事業の紹介をする職員を派遣しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
21年度	16	677
22年度	15	563
23年度	8	436
24年度	6	143
25年度	6	110

#### (4) 家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
21年度	7	60
22年度	7	117
23年度	8	133
24年度	8	87
25年度	6	55

### 10 介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成12年4月に開始しました。

#### (1) 被保険者数

介護保険における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	第1号被保険者	第2号被保険者	計
21年度	24,338	45,391	69,729
22年度	25,006	46,194	71,200
23年度	25,990	46,552	72,542
24年度	27,520	46,553	74,073
25年度	28,807	46,405	75,212

#### (2) 要介護認定者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要介護（要支援）者」といい、その人の状態に応じて「要支援1・2」から「要介護1～5」までのいずれかに区分し、その状態に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	要支援		要介護					計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
21年度	191	435	565	544	473	419	376	3,003
22年度	224	477	560	685	479	415	449	3,289
23年度	314	474	614	713	511	405	449	3,480
24年度	408	519	658	775	547	448	418	3,773
25年度	483	554	761	753	518	500	408	3,977

(3) 第1号被保険者（65歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人

（各年当初賦課月現在）介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階		第5段階	第6段階
22年	636	3,117	2,717		4,432	2,903	6,203	2,454
23年	719	3,395	2,823		4,541	3,041	6,673	2,441
24年	747	3,366	1,343	1,811	4,521	3,128	6,467	2,804
25年	810	3,477	1,445	1,943	4,792	3,350	6,946	2,888
<b>26年</b>	<b>879</b>	<b>3,667</b>	<b>1,634</b>	<b>2,064</b>	<b>4,846</b>	<b>3,517</b>	<b>7,202</b>	<b>2,927</b>

年	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	計
22年	911	607	200	339	-	-	24,519
23年	933	648	225	354	-	-	25,793
24年	961	398	189	123	80	371	26,309
25年	970	436	197	126	68	387	27,835
<b>26年</b>	<b>1,020</b>	<b>454</b>	<b>226</b>	<b>137</b>	<b>79</b>	<b>427</b>	<b>29,079</b>

※① 平成21年度から第4段階を変更。世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方の中で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

② 平成24年度から段階を12段階とし、合計所得金額を変更。また、第3段階を分割。市民税非課税世帯であり、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

(4) 介護保険サービス利用実績

介護保険課調

年 度	訪 問 介 護 (回)	訪 問 入 浴 介 護 (回)	訪 問 看 護 (回)	訪 問 リハビリ テーショ ン (回)	通 所 介 護 (回)	通 所 リハビリ テーショ ン (回)	短 期 入 所 生活介護 (日)	短期入所 療養介護 (老健) (日)
21年度	94,490	5,160	11,556	113	68,624	14,767	20,520	801
22年度	104,604	5,751	13,601	50	75,871	15,170	20,461	785
23年度	109,454	5,850	16,020	94	84,339	16,430	21,166	1,142
24年度	119,609	5,581	17,287	1,070	94,230	16,046	23,855	1,768
25年度	126,984	5,749	18,653	1,554	106,412	16,088	27,438	1,550

年 度	居 宅 療 養 管理指導 (件)	居 宅 介 護 支 援 (件)	認知症 対応型 共同 生活介護 (件)	特定施設 入居者 生活介護 (件)	特 定 社 具 入 購 (件)	福 祉 用 貸 具 与 (件)	住 宅 改 修 (件)	認知症 対応型 通所介護 (回)
21年度	4,277	16,151	552	1,090	292	9,552	214	870
22年度	5,044	17,297	535	1,219	334	10,932	193	793
23年度	5,930	18,402	880	1,350	309	11,959	256	945
24年度	7,558	19,867	1,075	1,513	287	12,958	201	305
25年度	9,922	20,564	1,109	1,882	284	13,551	244	418

年 度	小規模 多機能型 居宅介護 (件)	介護老人 福祉施設 (件)	介護老人 保健施設 (件)	介 護 療 養 型 医 療 施 設 (件)	介 護 予 防 訪 問 介 護 (件)	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 (回)	介 護 予 防 訪 問 看 護 (回)	介 護 予 防 訪 問 リハビリ テーショ ン (回)
21年度	628	3,827	1,706	725	2,814	148	933	—
22年度	603	4,071	1,826	702	3,051	19	1,161	—
23年度	635	4,237	1,992	757	3,203	0	1,244	0
24年度	630	4,602	2,028	626	3,634	6	1,869	126
25年度	610	4,436	2,097	468	3,912	8	2,065	219

年 度	介 護 予 防 通 所 介 護 (件)	介 護 予 防 通 所 リハビリ テーショ ン (件)	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 (日)	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 (老 健) (日)	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 (件)	介 護 予 防 支 援 (件)	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 (回)	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 (件)
21年度	1,778	279	241	19	188	4,595	0	0
22年度	2,110	332	250	0	235	5,338	0	0
23年度	2,463	351	203	24	300	5,907	51	4
24年度	2,892	368	258	0	564	6,688	0	1
25年度	3,538	434	271	0	610	7,743	0	3



年 度	介護予防 特定施設 入居者 生活介護 (件)	特定介護 予防福祉 用具購入 (件)	介護予防 福祉用具 貸 与 (件)	住宅改修 (介護予防) (件)
21年度	260	67	886	88
22年度	303	84	1,368	70
23年度	281	87	1,776	116
24年度	322	92	2,183	94
25年度	335	108	2,684	131

※介護サービス利用月の3月から翌年2月までの実績。







## V 障がい者の福祉

# 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

## (1) 障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年 度	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
21年度	6	197	203	9	228	237	0	38	38
22年度	6	202	208	9	233	242	0	43	43
23年度	6	214	220	5	252	257	0	53	53
24年度	4	218	222	5	264	269	0	53	53
25年度	4	214	218	10	271	281	0	51	51

年 度	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
21年度	50	1,648	1,698	8	889	897	73	3,000	3,073
22年度	53	1,767	1,820	7	953	960	75	3,198	3,273
23年度	49	1,763	1,812	7	1,062	1,069	67	3,344	3,411
24年度	55	1,776	1,831	6	1,085	1,091	70	3,396	3,466
25年度	60	1,798	1,858	7	1,108	1,115	81	3,442	3,523

## (2) 障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(平成26年3月31日現在) 障がい福祉課調

等 級	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1 級	3	50	53	0	10	10	0	4	4
2 級	0	53	53	3	89	92	0	3	3
3 級	1	20	21	1	27	28	0	24	24
4 級	0	24	24	1	52	53	0	20	20
5 級	0	38	38	2	1	3	0	0	0
6 級	0	29	29	3	92	95	0	0	0
計	4	214	218	10	271	281	0	51	51

等 級	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1 級	28	360	388	5	786	791	36	1,210	1,246
2 級	16	368	384	0	13	13	19	526	545
3 級	7	330	337	2	82	84	11	483	494
4 級	3	541	544	0	225	225	4	862	866
5 級	4	136	140	0	2	2	6	177	183
6 級	2	63	65	0	0	0	5	184	189
計	60	1,798	1,858	7	1,108	1,115	81	3,442	3,523

(3) 身体障害者手帳新規交付状況

単位：人

(平成26年3月31日現在) 障がい福祉課調

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	2	1	1	34	64	102
2級	1	3	0	18	0	22
3級	1	0	0	20	7	28
4級	2	0	3	52	28	85
5級	3	0	0	10	0	13
6級	0	14	0	1	0	15
計	9	18	4	135	99	265

(4) 療育手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	最重度			重度			中度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
21年度	41	76	117	39	77	116	41	109	150
22年度	46	80	126	44	80	124	46	116	162
23年度	38	98	136	51	101	152	36	157	193
24年度	38	92	130	57	105	162	40	155	195
25年度	42	107	149	46	122	168	54	180	234

年度	軽度			計		
	児	者	計	児	者	計
21年度	73	101	174	194	363	557
22年度	79	111	190	215	387	602
23年度	101	143	244	226	499	725
24年度	115	143	258	250	495	745
25年度	121	172	293	263	581	844

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	1級	2級	3級	計
21年度	57	388	275	720
22年度	66	427	299	792
23年度	72	467	314	853
24年度	95	534	296	925
25年度	106	577	324	1007

## 2 医療

### (1) 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の1割が自己負担になります。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	内 部			腎臓（内部の内数）		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
21年度	68	788	175,057,552	60	715	172,626,938
22年度	69	950	176,921,845	60	890	173,744,299
23年度	74	971	187,765,530	55	907	184,672,195
24年度	86	1,065	216,232,301	71	978	210,569,859
25年度	78	1,005	213,328,445	65	641	206,884,521

年 度	視覚・肢体			合 計		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
21年度	16	25	601,434	84	813	175,663,226
22年度	14	25	742,751	83	975	177,743,396
23年度	5	10	1,885,302	79	981	189,650,832
24年度	9	17	6,448,859	95	1,082	222,910,494
25年度	8	11	505,585	86	1,016	213,834,030

### (2) 育成医療費の給付

育成医療については、平成25年度から神奈川県からの権限移譲により、市で給付を行っています。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
25年度	11	23	623,221

### (3) 更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、市ではこの自己負担について助成を行っています。平成19年1月診療分以降から助成。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
21年度	13	51	769,378
22年度	7	22	340,110
23年度	10	36	576,380
24年度	9	52	577,120
25年度	17	53	1,251,521

#### (4) 精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

単位：件

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年 度	利用件数
21年度	1,422
22年度	1,580
23年度	1,631
24年度	1,777
25年度	1,847

### 3 手 当

#### (1) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
21年度	14,380	461	38	6,629,180
22年度	14,380	500	42	7,190,000
23年度	14,330	639	53	9,161,870
24年度	14,280	701	58	9,916,120
25年度	14,180	664	55	9,459,920

#### (2) 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
21年度	26,440	493	41	13,034,920
22年度	26,440	552	46	14,594,880
23年度	26,340	673	56	17,738,120
24年度	26,260	694	58	18,233,400
25年度	26,080	748	62	19,599,460

### (3) 経過的福祉手当

昭和61年4月1日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち20歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
21年度	14,380	6	1	86,280
22年度	14,380	12	1	172,560
23年度	14,330	12	1	172,060
24年度	14,280	12	1	171,460
25年度	14,180	17	2	241,960

### (4) 神奈川県在宅重度障害者等手当

8月1日現在で、6カ月以上県内に居住している重複重度障がい者等（平成23年度までは、4月1日現在で、1年以上県内に居住している重複重度障がい者等）に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で65歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

#### ア 受給対象者

##### (ア) 平成24年度以降

要件（いずれかに該当する方）	年支給額
身体障害者手帳1・2級で、かつ療育手帳A1・2、B1の方	60,000円
身体障害者手帳1・2級で、かつ知能指数50以下の方	
身体障害者手帳1・2級で、かつ精神障害者保健福祉手帳1級の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ療育手帳A1・2の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ知能指数35以下の方	
身体障害者手帳3級で、かつ療育手帳B1の方	
身体障害者手帳3級で、精神障害者保健福祉手帳1級、かつ知能指数50以下の方	
特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方	

##### (イ) 平成23年度まで（経過措置期間を含む）

区分	要件	年支給額
重複重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級で、かつ知能指数が35以下の方	30,000円
重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級の方	17,500円
	知能指数が35以下の方	
	身体障害者手帳が3級で、かつ知能指数が50以下の方	
重度障がい者に準ずる者	身体障害者手帳が3級の方	12,500円
	知能指数が40以下の方	
	身体障害者手帳が4級で、かつ知能指数が50以下の方	



イ 受給者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	受給者数
21年度	1,783
22年度	1,772
23年度	1,772
24年度	109
25年度	123

(5) 座間市中心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年1回支給しています。

ア 支給基準

(ア) 平成24年度以降

身障手帳	療育手帳	精神手帳	年 額
1・2級	A1・2	1級	15,000円

(イ) 平成23年度まで

身障手帳	療育手帳	判 定	年 額
—	B1	中 度	11,500円
4～6級	B2	軽 度	10,000円

イ 支給状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳		精神手帳	
	1・2級		A1・2		1級	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
24年度	83	1,245,000	22	330,000	23	345,000
25年度	65	975,000	16	240,000	19	285,000

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳			
	4～6級		B1		B2	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
21年度	76	760,000	2	23,000	5	50,000
22年度	72	720,000	10	115,000	6	60,000
23年度	61	610,000	9	103,500	10	100,000

## (6) 重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額10万円を支給しています。

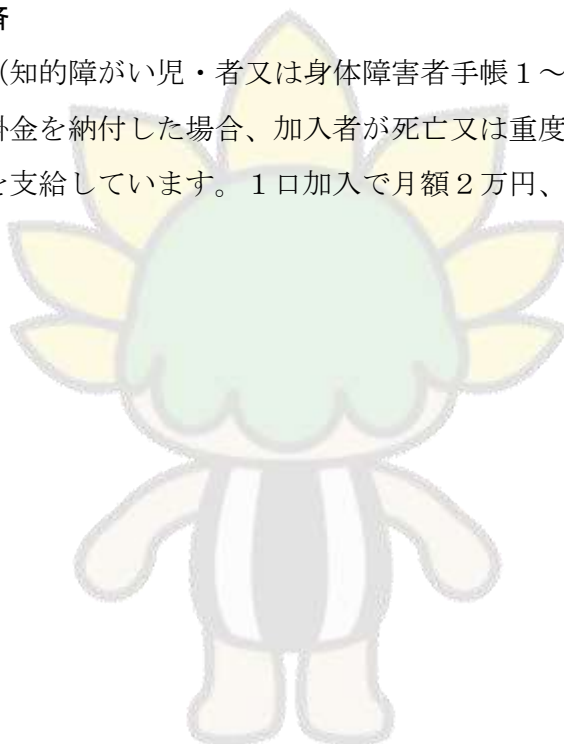
単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	受給者数	支給総額
21年度	2	200,000
22年度	3	300,000
23年度	3	300,000
24年度	2	200,000
25年度	2	200,000

## (7) 心身障害者扶養共済

心身障がい児・者（知的障がい児・者又は身体障害者手帳1～3級を所持する方）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。1口加入で月額2万円、2口加入で月額4万円支給されます。



#### 4 日常生活の支援

##### (1) 補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を行っています。

ア 身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	72	7,386,706	237,393	7,624,099
22年度	101	14,423,240	578,925	15,002,165
23年度	98	11,329,266	446,663	11,775,929
24年度	112	12,593,028	437,434	13,030,462
25年度	114	13,658,377	516,123	14,174,500

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	68	2,940,571	162,350	3,102,921
22年度	65	2,745,877	158,457	2,904,334
23年度	94	4,702,568	177,691	4,880,259
24年度	92	3,695,262	158,411	3,853,673
25年度	76	3,535,095	124,006	3,659,101

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	140	10,327,277	399,743	10,727,020
22年度	166	17,169,117	737,382	17,906,499
23年度	192	16,031,834	624,354	16,656,188
24年度	204	16,288,290	595,845	16,884,135
25年度	191	17,193,472	640,129	17,833,601

イ 身体障害者補装具種別件数

単位：件、円

(平成25年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	6	2,873,349	124,763	2,998,112
装 具	30	1,901,244	92,777	1,994,021
座位保持装置	2	582,058	12,375	594,433
盲人安全つえ	10	43,290	2,360	45,650
眼 鏡	4	102,629	8,247	110,876
補聴器	35	2,255,253	115,235	2,370,488
車いす	16	1,935,221	43,459	1,978,680
電動車いす	6	3,899,350	111,600	4,010,950
歩行器	1	35,640	3,960	39,600
歩行補助つえ	4	30,343	1,347	31,690
合 計	114	13,658,377	516,123	14,174,500

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	5	977,424	48,147	1,025,571
装 具	15	254,544	2,285	256,829
座位保持装置	1	68,289	0	68,289
補聴器	9	100,162	7,379	107,541
車いす	42	1,923,574	64,154	1,987,728
電動車いす	5	211,102	2,041	213,143
合 計	77	3,535,095	124,006	3,659,101

ウ 身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	39	6,232,309	469,745	6,702,054
22年度	54	9,258,824	541,931	9,800,755
23年度	35	6,237,974	469,952	6,707,926
24年度	46	8,446,997	500,440	8,947,437
<b>25年度</b>	<b>44</b>	<b>8,753,469</b>	<b>485,954</b>	<b>9,239,423</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	23	728,637	47,865	776,502
22年度	31	834,650	65,758	900,408
23年度	26	924,656	57,311	981,967
24年度	24	540,005	33,566	573,571
<b>25年度</b>	<b>23</b>	<b>1,248,766</b>	<b>88,446</b>	<b>1,337,212</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
21年度	62	6,960,946	517,610	7,478,556
22年度	85	10,093,474	607,689	10,701,163
23年度	61	7,162,630	527,263	7,689,893
24年度	70	8,987,002	534,006	9,521,008
<b>25年度</b>	<b>67</b>	<b>10,002,235</b>	<b>574,400</b>	<b>10,576,635</b>

エ 身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円

(平成25年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装具	15	1,730,872	154,166	1,885,038
座位保持装置	13	3,286,763	122,316	3,409,079
眼鏡	1	15,300	1,700	17,000
補聴器	0	0	0	0
車いす	12	3,470,553	207,772	3,678,325
座位保持いす	2	146,363	0	146,363
歩行器	1	103,618	0	103,618
合 計	44	8,753,469	485,954	9,239,423

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装具	7	145,622	7,127	152,749
座位保持装置	2	250,580	16,642	267,222
眼鏡	0	0	0	0
補聴器	1	16,686	1,854	18,540
車いす	13	835,878	62,823	898,701
座位保持いす	0	0	0	0
歩行器	0	0	0	0
合 計	23	1,248,766	88,446	1,337,212

(2) 重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う費用について、80万円（22年度までは40万円）を限度として助成しています。所得により制限があります。

- ・対 象 ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 療育手帳A1・A2、知能指数35以下
- ③ 視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1又は知能指数50以下

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	助成額
21年度	6	2,152,438
22年度	9	2,326,980
23年度	9	3,691,543
24年度	9	5,015,860
25年度	6	2,778,034

(3) 心身障がい者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者の更生施設や授産施設又は神奈川県補助対象となっている地域作業所等に通所している方の交通費を助成しています。

ア 助成の内容

- ・ 交通機関利用の場合
  - ① 3カ月の定期乗車券の額の3分の1を助成（身体・知的障がい者）
  - ② 1カ月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）
- ・ 自家用車利用の場合 通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）
 

（片道）	5 km未満	月額	2, 0 0 0 円
	5 ～ 1 0 km	月額	3, 0 0 0 円
	1 0 km以上	月額	5, 0 0 0 円

イ 障がい者施設通所交通費助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	金 額
21年度	113	5, 195, 360
22年度	133	5, 943, 003
23年度	177	7, 030, 100
24年度	235	8, 759, 935
25年度	237	9, 125, 495

(4) 居宅介護等事業（身体介護、家事援助、通院介助、行動援護、同行援護）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を行います。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	580	19, 298, 926
22年度	692	29, 342, 243
23年度	758	28, 485, 762
24年度	1, 000	45, 672, 406
25年度	1, 234	62, 594, 656

(5) 精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件

障がい福祉課調

年 度	面 接	電 話	訪 問
21年度	318	925	361
22年度	400	1,001	419
23年度	317	1,015	349
24年度	352	1,007	274
25年度	296	1,006	247

(6) 生活教室「ひなたぼっこ」 ※平成24年度で事業終了。

精神障がい者を対象に、地域での仲間づくりを通し、自分への気付きや変化を仲間と共有し、それぞれが決めた利用目的を達成する場所です。市民健康センターを中心に創作活動、レクリエーション、調理実習等を行なっています。

単位：回、人

障がい福祉課調

年 度	開催回数	延べ利用者数
21年度	48	427
22年度	43	129
23年度	24	58
24年度	24	76

(7) デイサービス事業 ※平成23年度で事業終了。

身体障がい者、知的障がい者が通所により創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等の便宜の提供を受けるものです。

児童については、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。平成24年度法改正により、23年度で終了。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	1,335	45,003,170
22年度	1,431	51,184,628
23年度	1,624	57,611,598

(8) 児童発達支援等事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問支援）

障がい児が、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。平成24年度から児童福祉法の適用による給付を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
24年度	2,149	82,973,739
25年度	2,374	95,333,252



(9) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者の介護を行なう者や保護者の疾病、その他の理由により、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行うものです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	491	22,187,315
22年度	603	26,694,786
23年度	584	27,644,411
24年度	581	26,013,285
25年度	771	35,093,178

(10) 知的障害者地域生活援助事業（ケアホーム・グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助を行なっています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	グループホーム		ケアホーム		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
21年度	59	6,559,019	524	68,859,568	583	75,418,587
22年度	66	6,598,105	645	91,466,312	711	98,064,417
23年度	97	11,284,024	724	104,656,777	821	115,940,801
24年度	89	11,899,701	837	132,332,939	926	144,232,640
25年度	79	9,520,870	846	141,887,836	925	151,408,706

(11) ケアホーム、グループホーム別入所状況

単位：件、人

障がい福祉課調

年 度	ケアホーム		グループホーム	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	35	65	9	9
24年度	31	66	8	8
25年度	44	64	8	8

(12) 障害者地域作業所指導事業

在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に必要な作業訓練、生活指導等を行っています。

ア 障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）						
	運営費	送 迎 加 算	大規模 障害者 地域 作業所 指導加算	指導員 研修費	重 度 障害者 加 算	計	
21年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	720,000	9,820,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	-	50,000	1,080,000	10,220,000
23年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	緑の家第2（平成7年4月開所）					
	運営費	家賃 助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行					

年 度	さくらんぼ（平成7年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	189,000	50,000	720,000	10,229,000
22年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	218,000	50,000	840,000	10,378,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行						

年 度	緑の家第3（平成10年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
21年度	Cランク	8,250,000	840,000	253,000	50,000	840,000	10,233,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	282,000	50,000	600,000	10,022,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行						

年 度	かざぐるま（平成16年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	158,000	50,000	600,000	10,078,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

イ 精神障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	ウィンディーザマ（平成8年5月開所）					
	運営費	家賃助成	指導員 研修費	健康診断料	重度障害者 加算	計
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行					

(13) 地域活動支援センター事業

単位：円

障がい福祉課調

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル 事業	運営基盤 安定事業	計
22年度	6,000,000	1,500,000	2,585,000	0	500,000	10,585,000
23年度	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（就労継続支援B型）へ移行					

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル 事業	運営基盤 安定事業	計
23年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	1,000,000	0	11,038,000
24年度	6,000,000	1,500,000	2,658,000	1,800,000	0	11,958,000
25年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	1,704,000	0	11,742,000

年 度	緑の家（平成7年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル 事業	運営基盤 安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,512,000	566,000	500,000	11,078,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	500,000	500,000	11,132,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	530,000	500,000	11,162,000
24年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	1,490,000	500,000	12,122,000
25年度	6,000,000	1,500,000	2,679,000	1,092,500	500,000	11,771,500

年 度	ウィンディーザマ（平成8年5月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル 事業	運営基盤 安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,371,000	1,500,000	500,000	11,871,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000
24年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000
25年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000

年 度	かざぐるま (平成16年4月開所)					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
22年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	0	500,000	10,914,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	0	500,000	10,914,000
24年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,673,000	0	12,087,000
25年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,614,000	0	12,028,000

年 度	神奈川ライトハウス (平成21年4月開所)					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
21年度	6,000,000	1,500,000	2,418,000	500,000	500,000	10,918,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	500,000	500,000	11,038,000
23年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	500,000	500,000	11,038,000
24年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
25年度	6,000,000	1,500,000	2,679,000	1,799,000	500,000	12,478,000

年 度	tisse (平成25年4月開所) I型					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
25年度	6,000,000	6,000,000	2,585,000	3,595,000	500,000	18,680,000

※① 地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

② フレキシブル事業：専門職員配置事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、時間延長事業、休日開所事業、ピアサポート事業

#### (14) 理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2を所持している方が、65歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪・美容店に行けない方、又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

ア 申請者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
21年度	6	78	84
22年度	6	64	70
23年度	6	66	72
24年度	7	49	56
25年度	11	47	58

イ 利用枚数

単位：枚

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
21年度	21	294	315
22年度	20	234	254
23年度	20	229	249
24年度	21	182	203
<b>25年度</b>	<b>27</b>	<b>198</b>	<b>225</b>

ウ 利用金額

単位：円

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
21年度	119,700	588,000	707,700
22年度	114,000	468,000	582,000
23年度	114,000	458,000	572,000
24年度	119,700	364,000	483,700
<b>25年度</b>	<b>153,900</b>	<b>396,000</b>	<b>549,900</b>

※出張券1枚＝5,700円、助成券1枚2,000円

5 移動手段の確保

(1) 福祉タクシー利用助成

タクシー利用券を、1カ月につき500円券1枚、100円券5枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※自動車燃料助成、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精  
神通院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
21年度	1,094	44,009	22,004,500
22年度	1,262	62,361	10,801,700
23年度	1,265	62,907	10,855,900
24年度	1,392	65,200	11,260,000
<b>25年度</b>	<b>1,432</b>	<b>67,105</b>	<b>11,608,900</b>

## (2) 自動車燃料の助成

1回の給油につき1枚1,000円の燃料助成券を月1枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※福祉タクシー利用助成、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1級）と自立支援医療受給者証（精神通  
院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
21年度	769	16,621	16,621,000
22年度	775	8,909	8,909,000
23年度	819	9,019	9,019,000
24年度	845	9,241	9,241,000
25年度	893	9,656	9,656,000

## (3) バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（1カ月につき10円券110枚つづりを1冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障害者保健福祉手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

ア 対象者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）  
をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者延人数	支給枚数	金 額
21年度	387	6,214	6,214,000
22年度	354	3,000	3,000,000
23年度	292	2,443	2,443,000
24年度	328	2,463	2,463,000
25年度	318	2,688	2,688,000

## 6 税金の控除・減免

### (1) 所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定額が控除されます。

## (2) 相続税の控除

障がいの程度により、相続税額から一定額が控除されます。

## (3) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方が、常時、障がい者のために自動車を使用する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

## 7 交通機関等の割引

### (1) JR運賃等の割引

乗車券購入の際に窓口で手帳を提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：介護者とともに50%の割引（単独の場合は片道100kmを越える区間）
- ・第2種障害者：本人のみ片道100kmを越える区間50%の割引

※① 小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

② 一部私鉄でも割引が受けられます。

### (2) 航空旅客運賃の割引

障がいの程度、部位により、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。満12歳以上の方のみ適用となります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

- ・第1種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者1人
- ・第2種障害者：本人のみ

### (3) バス運賃の割引

- ・第1種障害者：本人及び介護者1人につき乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%の割引
- ・第2種障害者：本人のみ乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%割引

※① 定期乗車券購入の際は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。

② 一部バス会社には適用されない場合があります。

#### (4) 有料道路通行料金の割引

障害者手帳を提示することにより、日本道路公団等の有料道路通行料金が50%割引されます。

- ・第1種又は第2種の障がい者が自ら運転する場合
- ・第1種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

### 8 公共料金等の減免

#### (1) NHK放送受信料の減免

- ・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯
  - ・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で、視覚・聴覚障がいの方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※福祉事務所交付の申請書兼証明書が必要になります。

#### (2) 水道料金の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に一般用基本料金が減免されます。所得制限があります。

#### (3) 公共下水道使用料の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に使用料の減免をしています。

- ・世帯主が障害者の場合：使用料の75%以内の減免
- ・家族が障がい者の場合：使用料の50%以内の減免

#### (4) し尿収集手数料の減免

身体障害者手帳または療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

#### (5) 粗大ごみ収集手数料の減免

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

### 9 スポーツ・レクリエーション活動の支援

#### (1) 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県身体障害者連合会の主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。



## (2) 神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

## (3) 全国障害者スポーツ大会

知的障がい者、身体障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者、身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

## (4) 座間・海老名二市合同身体障害者運動会

両市の身体障がい者団体の主催により、社会参加の促進、親睦、交流を目的に毎年開催されています。運営、参加について支援しています。

## (5) 障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、おおむね月1回毎月市民体育館で開催しています。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	参加延べ人数
21年度	490
22年度	540
23年度	337
24年度	289
25年度	308

## 10 障害福祉相談員活動

障害福祉相談員は、座間市の委嘱を受け、障がい者のいる家庭への訪問活動や日常生活の身近な相談相手として6人が活動しています。

※平成24年度までは県知事の委嘱

## 1.1 その他の障がい福祉サービス

### (1) 介護給付

#### ア 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	1,678	256,745,683
22年度	1,923	312,372,384
23年度	2,180	360,222,700
24年度	3,514	450,047,877
25年度	2,481	484,242,929

#### イ 施設入所支援

地域生活が困難な障がい者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	506	54,863,471
22年度	648	69,063,732
23年度	788	89,816,068
24年度	942	123,194,207
25年度	942	129,122,802

### (2) 訓練等給付

#### ア 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	12	1,446,484
22年度	5	478,356
23年度	21	2,324,952
24年度	42	4,564,818
25年度	40	4,677,084

イ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	82	8,728,103
22年度	65	7,135,595
23年度	81	5,399,536
24年度	131	13,516,069
<b>25年度</b>	<b>109</b>	<b>9,529,666</b>

ウ 就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	288	40,151,651
22年度	402	57,147,643
23年度	333	46,305,003
24年度	278	42,366,961
<b>25年度</b>	<b>183</b>	<b>26,883,391</b>

エ 就労継続支援A型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく、通所により就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練をし、一般就労への移行に向けて支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	13	1,218,412
22年度	49	4,351,028
23年度	54	7,007,947
24年度	101	9,016,970
<b>25年度</b>	<b>80</b>	<b>9,609,259</b>

## オ 就労継続支援B型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	443	36,745,151
22年度	762	66,405,486
23年度	1,586	144,344,769
24年度	2,075	196,663,619
25年度	2,008	212,940,445

## 12 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より開始した事業です。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	相談件数	委託料
21年度	333	3,000,000
22年度	362	4,500,000
23年度	488	4,500,000
24年度	2,833	13,320,000
25年度	4,373	19,000,000

### (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため情報の取得が困難な方のために、手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・音訳・音声コードによる公文書の発行、手話奉仕員養成講習会の開催等を行っています。

#### ア 手話通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
21年度	495	2,679,240
22年度	484	2,583,200
23年度	459	2,422,900
24年度	442	2,456,360
25年度	309	1,681,120

イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
21年度	37	174,000
22年度	12	50,000
23年度	12	48,000
24年度	4	16,000
25年度	16	86,120

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

ア 重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
21年度	1,355	15,502,568	205	2,247,245	1,560	17,749,813
22年度	1,985	20,161,172	251	3,095,357	2,236	23,256,529
23年度	1,620	17,333,216	276	3,803,179	1,896	21,136,395
24年度	2,106	23,531,841	269	3,593,614	2,375	27,125,455
25年度	1,650	17,175,730	287	3,728,694	1,937	20,904,424



イ 身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成25年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
ストマ用装具	1,455	12,360,648	667,387	13,028,035
ネブライザー	2	58,100	0	58,100
バリアフリー情報通信ソフト	1	16,590	0	16,590
移動用リフト	1	159,000	0	159,000
居宅生活動作補助用具	1	195,300	0	195,300
紙おむつ	144	1,601,977	43,200	1,645,177
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	246,500	8,500	255,000
視覚障害者用拡大読書器	3	574,200	19,800	594,000
収尿器	1	7,700	0	7,700
人工喉頭 電動式	3	210,200	0	210,200
体位変換器	1	11,550	0	11,550
聴覚障害者用屋内信号装置	4	311,225	0	311,225
聴覚障害者用通信装置	1	17,800	0	17,800
点字図書	2	6,500	1,100	7,600
電気式たん吸引器	9	472,982	21,223	494,205
電磁調理器	1	22,000	0	22,000
動脈血中酸素飽和度測定器	1	27,720	0	27,720
特殊マット	2	176,460	2,940	179,400
特殊寝台	2	292,600	15,400	308,000
入浴補助用具	3	120,573	6,397	126,970
歩行支援用具	5	257,370	6,000	263,370
歩行時間延長信号機用小型送信機	1	6,300	700	7,000
歩行補助つえ	3	9,135	315	9,450
盲人用時計 (音声)	1	13,300	0	13,300
合計	1,650	17,175,730	792,962	17,968,692

ウ 身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成25年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
ネブライザー	3	66,717	4,893	71,610
移動用リフト	1	119,448	13,272	132,720
訓練用ベッド	2	286,380	31,820	318,200
紙おむつ	269	2,726,099	218,393	2,944,492
電気式たん吸引器	1	50,760	5,640	56,400
頭部保護帽	3	52,771	3,085	55,856
特殊マット	2	171,900	19,100	191,000
入浴補助用具	1	90,000	0	90,000
歩行支援用具	4	161,784	17,976	179,760
歩行補助つえ	1	2,835	315	3,150
合計	287	3,728,694	314,494	4,043,188

#### (4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動の介護を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
21年度	977	26,626,965
22年度	985	27,810,114
23年度	986	25,674,922
24年度	1,065	26,175,624
25年度	1,197	28,795,779

#### (5) 訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいにある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数	金 額
21年度	64	291	3,890,057
22年度	74	408	5,514,810
23年度	93	572	6,947,264
24年度	108	690	8,253,564
25年度	140	983	11,734,869

#### (6) 更生訓練費・施設入所者就労支度金給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業等の利用者で、更生訓練を受けている人に更生訓練費を、又は就職等により自立する人に就職支度金を支給しています。平成23年度で廃止。

単位：円

障がい福祉課調

年 度	更生訓練費	就職支度金	計
20年度	60,400	0	60,400
21年度	37,800	0	37,800
22年度	103,950	0	103,950
23年度	40,950	0	40,950

(7) 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

- ・ 対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上65歳未満の方  
※事業所ごとに対象は異なります。
- ・ 場 所 委託事業所：アガペサポートセンター、緑の家  
指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、たんぼぼの家、愛の森学園、七沢学園、星谷学園

単位：人、時間、円

障がい福祉課調

年 度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金 額
21年度	8	4,533	21,697	40,579,194
22年度	9	4,688	22,261	42,380,136
23年度	9	5,421	25,267	48,151,825
24年度	8	5,513	26,254	56,649,384
<b>25年度</b>	<b>8</b>	<b>6,491</b>	<b>29,846</b>	<b>61,818,016</b>

(8) 自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア 自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で10万円を限度として助成しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
21年度	0	0
22年度	1	100,000
23年度	2	200,000
24年度	1	100,000
<b>25年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

イ 自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、10万円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
21年度	4	400,000
22年度	3	250,000
23年度	2	200,000
24年度	4	331,690
<b>25年度</b>	<b>2</b>	<b>200,000</b>



### 1.3 施設

障がいの部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

#### (1) 身体・知的・精神障がい者施設入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	居住系		日中活動系			
	施設入所		生活介護		就労移行	
	事業所数	入所者数	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
23年度	28	74	59	200	18	54
24年度	26	63	56	178	12	25
25年度	32	82	72	210	14	37

年 度	日中活動系			
	就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
23年度	5	6	46	165
24年度	5	6	41	141
25年度	7	8	51	194

#### (2) 旧法入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	入所更生		入所授産		通勤寮	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	14	22	2	4	1	1

年 度	通所更生		通所授産	
	事業所数	入所者数	事業所数	入所者数
23年度	3	3	3	10

#### (3) 身体障がい者施設訓練等支援費 ※平成23年度末で事業終了。

法改正により、平成23年度末で終了。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所延べ人数	通所延べ人数	延べ人数計	金 額
20年度	33	5	38	9,824,432
21年度	12	0	12	2,545,291
22年度	24	0	24	4,862,386
23年度	3	0	3	659,082

(4) 知的障がい者施設訓練等支援費 ※平成23年度末で事業終了。

法改正により、平成23年度末で終了。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入 所		通 所		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
21年度	416	102,780,311	236	30,093,503	652	132,873,814
22年度	287	70,580,483	174	23,807,012	461	94,387,495
23年度	165	40,227,340	50	7,959,038	215	48,186,378
24年度	10	2,472,785	356	-1,471,092	366	1,001,693

※更生通所・座間市立もくせい園分は除く。

(5) 療養介護給付費、療養介護医療費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
21年度	2	7,861,839
22年度	2	6,068,833
23年度	3	9,294,895
24年度	20	62,428,425
25年度	18	58,951,168

1.4 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）

(1) 乳幼児発達支援事業（育児教室、個別相談、巡回訪問相談）

ア 育児教室

単位：人

障がい福祉課調

年 度	在籍児数	教室別		
		にこにこ教室	わくわく教室	すくすく教室
23年度	64	13	25	20
24年度	41	6	18	17
25年度	57	9	25	23

年 度	修了児の処遇			
	育児教室継続	サニーキッズ	幼稚園	その他
23年度	30	6	8	20
24年度	11	8	8	14
25年度	6	8	15	28

※① にこにこ教室：一人歩きができる前の幼児が対象

② わくわく教室：一人歩きができる程度から2歳8カ月児までが対象

③ すくすく教室：2歳9カ月以上の幼児が対象

イ 個別相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
23年度	0	36	17	53
24年度	0	75	13	88
25年度	0	62	7	69

年 度	作業療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
23年度	0	56	8	64
24年度	0	62	35	97
25年度	1	37	38	76

年 度	言語聴覚療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
23年度	2	79	99	180
24年度	0	79	89	168
25年度	3	41	137	181

年 度	心理相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
23年度	46	111	263	420
24年度	50	91	241	382
25年度	49	62	228	339

ウ 発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

障がい福祉課調

年 度	開催回数	相談人数
21年度	5	8
22年度	7	13
23年度	10	19
24年度	11	15
25年度	18	30

エ 巡回訪問相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	計
23年度	3	0	14	37	54
24年度	1	2	13	32	48
25年度	0	0	6	46	52

## (2) 児童発達支援事業（サニーキッズ）

所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1（座間市立総合福祉センター内）

電話 046（252）7176

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※① 平成20年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

② 平成20年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

③ 平成24年度、法改正に伴い、児童デイサービス事業の根拠法令が児童福祉法になったため、児童発達支援事業へ名称変更。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通園 児数	年齢別					障がい別				交流 保育 参加数
		2歳児 以内	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	その他	
21年度	122	52	23	14	5	28	26	8	6	82	37
22年度	89	17	17	15	20	20	32	13	6	51	46
23年度	82	17	19	13	8	25	31	16	4	43	87
24年度	100	20	23	20	12	25	26	16	3	30	73
25年度	81	10	14	12	16	29	43	14	3	51	100

年 度	退園児の処遇									
	保育園	幼稚園	小学校 普通 学級	小学校 特別 支援 学級	養護 学校 小学部	聾学校 (小)	盲学校 (小)	中学校 特別 支援 学級	養護 学校 中学部	その他
21年度	6	22	3	0	4	0	0	0	0	13
22年度	2	12	6	9	5	0	0	2	3	16
23年度	0	13	0	0	1	0	0	1	0	4
24年度	1	10	0	0	1	0	0	0	0	2
25年度	0	7	0	3	3	0	0	0	0	0

※① 人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

② 「交流保育」とは市内の保育園との定期交流。

(3) 知的障がい者更生施設（通所）「もくせい園」～知的障がい者更生訓練事業

所在地 座間市栗原中央6-7-27

電話 046(253)0804

FAX 046(254)7717

18歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

※① 平成19年度に業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

② 平成20年度から指定管理に移行。社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通所者数	年齢別				退園後の処遇		
		18~20歳	21~30歳	31~40歳	41歳以上	地域 作業所	他施設	その他
20年度	30	3	11	12	4	0	0	1
21年度	30	2	11	12	5	0	0	0
22年度	13	0	3	3	7	0	0	0
23年度	29	0	13	10	6	0	1	0
24年度	30	2	13	8	7	0	2	0
25年度	30	2	14	5	9	0	1	0

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

(4) 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円

障がい福祉課調

年 度	通園センター 施設管理経費	心身障害児 通園事業費	もくせい園 管理運営事業費	計
21年度	7,239,070	54,603,953	25,955,390	87,798,413
22年度	8,298,348	56,466,156	26,042,424	90,806,928
23年度	8,947,795	56,268,685	29,193,722	94,410,202
24年度	12,800,700	57,343,919	26,752,066	96,896,685
25年度	8,763,979	54,743,983	29,503,181	93,011,143

## 15 リハビリテーション個別相談事業

知的・身体障がい（児）者の日常生活における発達上の問題に対して、専門職の立場から、援助、助言、関係機関への情報提供を行っています。

### (1) 理学療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	住環境整備	日常生活用具	その他	計
21年度	20	0	0	0	20
22年度	90	4	0	0	94
23年度	71	0	0	3	74
24年度	101	0	0	0	101
25年度	100	0	0	0	100

### (2) 作業療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	その他	計
21年度	33	0	33
22年度	59	0	59
23年度	58	0	58
24年度	67	0	67
25年度	93	0	93

### (3) 言語相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	失語症	構音	高次脳障がい	コミュニケーション	言語発達	吃音	その他	計
21年度	3	0	0	0	1	2	2	8
22年度	2	1	0	0	1	0	4	8
23年度	0	0	0	0	1	4	9	14
24年度	0	0	0	1	1	0	2	4
25年度	0	0	0	0	2	0	1	3

### (4) 心理相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	集団不適応	子供の発達相談	子供への対応	その他	計
21年度	3	17	1	5	26
22年度	0	0	4	1	5
23年度	0	2	10	3	15
24年度	2	0	12	3	17
25年度	10	9	11	6	36



## VI 児童の福祉

# 1 保育所

## (1) 保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条に「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」とされています。

本市には、公私立計18施設があります。また、平成25年4月1日現在で、管内保育所に1,263人、管外保育所に48人、合計1,311人の座間市の乳幼児が入所しています。

### ア 保育に欠ける状況

- ・ 家庭外労働：居宅外で労働することを常態としている
- ・ 家庭内労働：居宅内で労働することを常態としている
- ・ 妊娠・出産：出産前後（産前6週間、産後8週間）
- ・ 疾病・障害：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- ・ 病人の看護：長期にわたる病人を看護する
- ・ 障害の看護：長期にわたる障がい者を看護する
- ・ 家庭の災害：火災・風水害等の復旧に当たる
- ・ その他：学生、上記に類する状況等

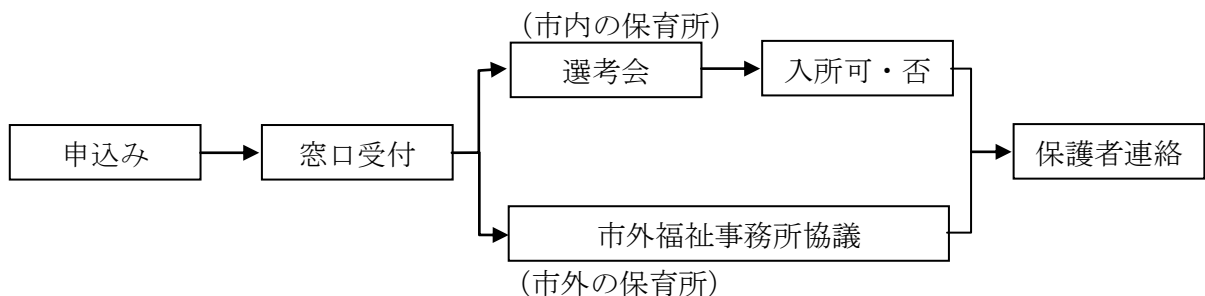
### イ 入所申込に必要な書類

- ・ 保育所入所申込書
- ・ 申込補助票
- ・ 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- ・ 前年分所得税を証明する物
- ・ 前年度の住民税を証明する物

### ウ 入所の申込手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- ・ 入所は申込順ではなく、保育に欠ける程度の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- ・ 選考会は毎月15日頃に実施しています。
- ・ 保護者負担金は所得税額等により決定します。





エ 入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育に欠ける理由により異なります。また、6カ月単位（上期：4～9月、下期：10～3月）で要件の確認をしています。

オ 保育時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

- ・ 通常保育時間 午前8時30分～午後4時
- ・ 長時間保育時間 公立：午前7時30分～午後7時（施設長協議）  
午後6時30分以降30分延長保育あり  
私立：午前7時00分～午後7時（施設長協議）  
午後6時以降おおむね1時間延長保育あり（園により異なる）

カ ならし保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ 乳幼児の受入年齢

- ・ 公立：生後満3カ月以上
- ・ 私立：生後8週間以上

ク 市内保育所一覧

（平成26年3月31日現在）保育課調

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
市立	栗原	栗原中央6-5-28	昭和40年4月	77
	相模が丘東	相模が丘5-12-36	昭和41年4月	60
	ちぐさ	四ツ谷835	昭和42年4月	60
	緑ヶ丘	緑ヶ丘6-3-16	昭和44年4月	60
	東原	東原4-12-18	昭和45年4月	80
	相武台	相武台3-20-19	昭和47年4月	83
	ひばりが丘	ひばりが丘2-58-1	昭和49年4月	70
	小松原	小松原1-29-8	昭和52年4月	67
	相模が丘西	相模が丘2-43-41	昭和54年4月	115
私立	わかば	座間1-3281	昭和25年4月	60
	座間	入谷5-1803-3	昭和24年4月	90
	やなせ	入谷4-2629-16	昭和45年4月	90
	座間子ども家	さがみ野1-8-25	昭和47年4月	100
	あゆみ	緑ヶ丘4-16-16	昭和52年4月	60
	いその	緑ヶ丘1-26-6	昭和55年4月	60
	広野台	広野台1-32-3	昭和56年4月	60
	栗の実	東原1-6-30	昭和56年4月	60
	座間すこやか	入谷4-2765-18	平成15年4月	50

## (2) 市内保育所の入所状況

単位：人、%

保育課調

年 度	公 立			私 立			計		
	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所率
21年度	8,616	8,247	95.7	6,720	8,226	122.4	15,336	16,473	107.4
22年度	8,616	8,169	94.8	6,840	8,214	120.1	15,456	16,383	106.0
23年度	8,616	7,966	92.5	7,200	8,455	117.4	15,816	16,421	103.8
24年度	8,616	7,464	86.6	7,410	8,600	116.1	16,026	16,064	100.2
25年度	8,294	7,218	87.0	7,560	8,845	117.0	15,854	16,063	101.3

## (3) 保育所入所要件基準別児童数

単位：人、%

(平成25年4月1日現在) 保育課調

区 分	入所数	構成比
居宅外労働	1,191	90.85
居宅内労働	54	4.12
就 学	10	0.76
病気、障がい	31	2.36
病人介護	7	0.53
特 例	18	1.37
計	1,311	100

## (4) 管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人

保育課調

年 度	管外委託数			管外受託数		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
21年度	192	670	862	189	524	713
22年度	201	587	788	199	481	680
23年度	110	591	701	196	401	597
24年度	132	559	691	89	300	389
25年度	142	519	661	169	283	452

## (5) 市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円

保育課調

年 度	事業費	財源内訳				児童1人 当たり 平均月額
		国 費	県 費	市 費	保護者 負担金等 (受託含)	
21年度	2,061,842	272,992	186,903	1,232,666	369,281	125
22年度	2,200,419	326,247	200,208	1,312,491	361,473	134
23年度	2,164,888	254,978	236,985	1,305,984	366,941	133
24年度	2,140,828	252,080	213,452	1,323,566	351,730	131
25年度	2,149,261	247,304	264,800	1,323,563	365,750	132

## 2 児童館、児童ホーム

### (1) 児童館

平成25年3月31日現在、市内には4カ所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア 対 象 児童から大人まで広く利用できます。

イ 開館時間 午前9時～午後5時（午後12時～午後1時までは昼休み）

※午後6時以降の団体の夜間利用も可。

ウ 閉館日 水曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童館一覧

名 称	所在地
座間児童館	入谷5-1891-5
鳩川児童館	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	広野台1-46-29

オ 児童館利用状況

単位：人

子育て支援課調

年 度	座間児童館	鳩川児童館	ひばりが丘 南児童館	相模野 児童館	計
21年度	5,006	4,110	13,885	6,519	29,520
22年度	2,819	4,090	12,915	6,922	26,746
23年度	2,613	3,885	9,977	7,304	23,779
24年度	8,539	3,536	9,973	7,490	29,538
25年度	7,506	3,315	12,350	6,486	29,657

### (2) 児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア 対 象 小学1～3年生（障がいのある場合は4年生）までの児童で、保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、日々保育に欠ける児童

イ 開設時間 午後1時～午後6時30分

※① 土曜日や夏休み等の小学校の長期休業期間は、午前9時～午後6時30分。

② 長期休業期間（土曜日を除く）は、希望者に限り午前7時30分～午前9時の間、早朝保育。

ウ 休 所 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童ホーム一覧

名 称	所在地
入谷児童ホーム	入谷 2-345 入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1 栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台 3-20-18 相武台コミュニティセンター内
ひばりが丘・小松原児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1 ひばりが丘コミュニティセンター内
東原児童ホーム	東原 4-13-13 東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	立野台 3-14-12 立野台コミュニティセンター内
鳩川児童ホーム	座間 1-1922 鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 3-56-1 ひばりが丘南児童館内
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29 相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3 立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原 2-8-1 サンホープ 1階
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1 相模が丘小学校内

オ 児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人

子育て支援課調

年 度	入 谷 (座間)	栗 原	相模が丘	相武台	ひばりが丘 ・小松原	東 原	中 原
21年度	566	576	610	631	527	460	549
22年度	569	502	607	585	555	423	507
23年度	601	554	631	611	542	454	569
24年度	610	505	620	663	548	476	545
25年度	720	571	624	650	588	410	639

年 度	鳩 川	ひばりが丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	計
21年度	604	597	575	555	272	246	6,768
22年度	565	594	556	562	322	245	6,592
23年度	564	591	555	564	329	276	6,841
24年度	573	595	523	556	462	283	6,959
25年度	554	607	607	595	558	314	7,014

カ 児童ホーム運営状況

単位：円

子育て支援課調

年 度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
21年度	103,705,546	11,800,999	13,579
22年度	110,559,079	11,527,483	15,022
23年度	109,350,359	11,950,866	14,376
24年度	107,085,054	12,114,878	15,653
25年度	107,766,741	11,721,307	15,365

### 3 児童に係る各種手当

#### (1) 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付 ※平成22年3月分で事業終了

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育する人に手当を支給されます。平成22年3月分で終了。

ア 支給対象 12歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり。

イ 支給額 3歳未満の児童 月額10,000円

3歳以上の児童 第1子・第2子 月額5,000円

第3子以降 月額10,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(2・6・10月)の前月までの分を一括して支払

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度	児童手当				特例給付	
	被用者		非被用者		受給者数	支給額
	受給者数	支給額	受給者数	支給額		
20年度	25,371	253,640	8,970	89,510	1,215	12,150
21年度	25,926	259,260	8,591	85,910	1,360	13,600
22年度	4,262	42,620	1,444	14,440	225	2,250
23年度	0	0	0	0	0	0

年 度	小学校修了前特例給付				計	
	被用者		非被用者		受給者数	支給額
	受給者数	支給額	受給者数	支給額		
20年度	75,222	409,485	26,528	148,450	137,306	913,235
21年度	75,862	412,300	27,531	153,945	139,270	925,015
22年度	13,328	72,340	5,084	28,525	24,343	160,175
23年度	72	360	0	0	72	360

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業者の方

③ 特例給付：被用者のうち所得制限により受給できない方に対して、全額事業主等の負担により、新たな所得制限の下、支給されるもの

④ 小学校修了前特例給付：3歳以上小学校修了前の児童を養育している方に支給されるもの

⑤ 23年度については、過年度未支払分のみを支給。

(2) 子ども手当 ※制度改正により平成24年3月分で事業終了。

次代の社会を担う子供の健やかな成長を社会全体で支援することを目的に支給されます。  
平成24年3月分までで終了。

ア 支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの子供を養育している人（所得制限なし）

イ 支給額（月額）

【平成23年9月分まで】

子供一人につき13,000円

【平成23年10月分から】

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学校修了前 10,000円（第3子以降15,000円）

中学生 10,000円

ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（2・6・10月）の前月までの分を一括して支払

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度		3歳未満			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
22年度		24,374	316,862	7,648	99,424
23年度	子ども手当法・つなぎ法	19,448	252,824	6,119	79,547
	特別措置法（一般受給者）	9,453	141,795	2,940	44,100
	特別措置法（施設等受給者）	1	15	1	15
	計	28,902	394,634	9,060	123,662
24年度	子ども手当法・つなぎ法	16	208	4	52
	特別措置法（一般受給者）	4,716	70,740	1,482	22,230
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	0	0
	計	4,732	70,948	1,486	22,282

年 度		3歳以上小学校修了前			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
22年度		74,602	969,826	26,020	338,260
23年度	子ども手当法・つなぎ法	59,159	769,067	20,917	271,921
	特別措置法（一般受給者）	30,498	318,785	10,042	106,855
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	191	1,910
	計	89,657	1,087,852	31,150	380,686
24年度	子ども手当法・つなぎ法	26	338	28	364
	特別措置法（一般受給者）	15,897	166,170	5,273	56,095
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	92	920
	計	15,923	166,508	5,393	57,379

年 度	中学生				計		
	被用者		非被用者				
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額	
22年度	25,944	337,272	9,142	118,846	167,730	2,180,490	
23年度	子ども手当法・つなぎ法	20,547	267,111	7,388	96,044	133,578	1,736,514
	特別措置法（一般受給者）	10,204	102,040	3,439	34,390	66,576	747,965
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	32	320	225	2,260
	計	30,751	369,151	10,859	130,754	200,379	2,486,739
24年度	子ども手当法・つなぎ法	14	182	8	104	96	1,248
	特別措置法（一般受給者）	5,229	52,290	1,782	17,820	34,379	385,345
	特別措置法（施設等受給者）	0	0	16	160	108	1,080
	計	5,243	52,472	1,806	18,084	34,583	387,673

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業の方

### (3) 児童手当・特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する人に手当を支給します。平成24年4月分から開始。

ア 支給対象 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり（平成24年6月から）

イ 支給額（月額）

#### ① 児童手当

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円  
第3子以降 15,000円

中学校修了前 10,000円

#### ② 特例給付

児童一人につき、5,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月（2・6・10月）の前月までの分を一括して支払

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度		3歳未満			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
24年度	児童手当（一般受給者）	22,964	344,460	7,078	106,170
	児童手当（施設等受給者）	0	0	8	120
	特例給付	465	2,325	69	345
	計	23,429	346,785	7,155	106,635
25年度	児童手当（一般受給者）	27,208	408,120	8,268	124,020
	児童手当（施設等受給者）	0	0	10	150
	特例給付	714	3,570	102	510
	計	27,922	411,690	8,380	124,680

年 度		3歳以上小学校終了前			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
24年度	児童手当（一般受給者）	69,429	724,795	23,568	251,175
	児童手当（施設等受給者）	0	0	391	3,910
	特例給付	4,065	20,325	328	1,640
	計	73,494	745,120	24,287	256,725
25年度	児童手当（一般受給者）	82,781	863,950	28,093	299,330
	児童手当（施設等受給者）	12	120	502	5,020
	特例給付	5,605	28,025	460	2,300
	計	88,398	892,095	29,055	306,650

年 度		中学生				計	
		被用者		非被用者			
		受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
24年度	児童手当（一般受給者）	22,987	229,870	8,795	87,950	154,821	1,744,420
	児童手当（施設等受給者）	0	0	103	1,030	502	5,060
	特例給付	2,689	13,445	208	1,040	7,824	39,120
	計	25,676	43,315	9,106	90,020	163,147	1,788,600
25年度	児童手当（一般受給者）	26,742	267,420	10,040	100,400	183,132	2,063,240
	児童手当（施設等受給者）	0	0	191	1,910	715	7,200
	特例給付	3,751	18,755	254	1,270	10,886	54,430
	計	30,493	286,175	10,485	103,580	194,733	2,124,870

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業者の方

③ 特例給付：受給者のうち所得制限により児童手当を受給できない方に対して支給されるもの



#### (4) 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している一人親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

##### ア 支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者（所得制限あり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

##### イ 支給額

児童1人につき月額41,430円（9,780円～41,420円）、平成25年10月より、児童1人につき月額41,140円（9,710円～41,130円）。児童が2人の場合は、5,000円、児童が3人以上の場合は1人増すごとに3,000円の加算。

※（ ）内は所得額に応じて決定される一部支給の額。

##### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・12月）の前月までの分を一括して支払

##### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月31日現在）子育て支援課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
22年	905	128
23年	1,027	194
24年	1,022	123
25年	1,056	172
26年	1,057	156

## (5) 特別児童扶養手当

知的障がい又は身体障がいが中度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

### ア 支給対象

精神又は身体が中度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父又は母等（所得制限あり）

### イ 支給額

中度の場合、児童1人につき月額33,570円（4～9月）

33,330円（10月～3月）

重度の場合、児童1人につき月額50,400円（4～9月）

50,050円（10月～3月）

### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・11月）の前月までの分を一括して支払

### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月31日現在）子育て支援課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
22年	129	20
23年	152	26
24年	161	20
25年	173	27
26年	180	22

## (6) 交通遺児修学金（市独自事業）

交通遺児に対し修学金を支給することで、交通遺児を心身ともに健やかに育成することを目的として支給します。

ア 支給対象 毎年3月1日現在、市内に住所を有する小学生から高校生までの交通遺児

イ 支給額 交通遺児1人につき年額20,000円

ウ 支給方法 毎年3月末日までに支給

エ 受給者数及び支給状況

単位：件、円

子育て支援課調

年度	受給件数	支給金額
21年度	2	40,000
22年度	0	0
23年度	0	0
24年度	0	0
25年度	0	0

## 4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度

### (1) ひとり親家庭等医療費助成事業

一人親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

ア 助成対象

次の①から⑨のいずれかに該当する児童（原則として18歳になった日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童（児童扶養手当に準じた所得制限あり）

- ① 父又は母が死亡した児童
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ ⑧に該当するかどうか明らかでない児童

イ 助成額

国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

ウ 助成方法

市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に提示することで、保険診療の自己負担分について無料化

エ 助成状況

単位：世帯、人

(平成26年3月31日現在) 子育て支援課調

区 分	母子家庭	父子家庭	計
助成世帯数	828	45	873
助成人数	2,026	102	2,128

(2) 母子等福祉手当（市独自事業） ※平成25年度で事業終了。

18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭及び両親のいない家庭に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

ア 支給対象

次の①～③のいずれかに該当する人（所得制限あり）

- ① 父と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している母
- ② 母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している父
- ③ 父母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している人

イ 支給額

児童1人につき年額12,000円、2人以上の場合1人増すごとに7,000円加算

ウ 支給方法

原則として毎年9月に支給

エ 受給者数及び支給状況

単位：世帯、千円

子育て支援課調

年 度	母子家庭		父子家庭		計	
	世帯数	支給額	世帯数	支給額	世帯数	支給額
21年度	889	14,084	27	450	916	14,534
22年度	928	14,685	47	732	975	15,417
23年度	913	14,456	51	787	964	15,243
24年度	953	14,782	47	725	1,000	15,507
25年度	946	14,600	42	616	988	15,216

### (3) 母子自立支援相談員制度

母子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ア 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係（市庁舎2階）

イ 受付時間 月～金曜日の午前9時～午後4時

ウ 相談件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
21年度	1,300
22年度	1,309
23年度	1,611
24年度	1,595
25年度	1,177

### (4) 資金の貸付制度

母子家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が1人必要です。

ア 貸付の種類 事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など13資金

イ 利 率 無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年3%）

ウ 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係（市庁舎2階）

エ 貸付件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	貸付件数
21年度	63
22年度	34
23年度	31
24年度	32
25年度	21

## 5 子育て支援

### (1) 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等の育成支援を行っています。

ア 対象 未就園児等の子育てをしている保護者等

イ 開設時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前10時～午後3時  
相談は午前9時～午後4時

ウ 利用状況

単位：人、件

子育て支援課調

年 度	子育て支援センター		第2子育て支援センター	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
21年度	15,880	1,564	6,245	60
22年度	15,520	2,100	5,836	108
23年度	17,216	2,024	6,533	141
24年度	18,115	1,808	6,739	78
<b>25年度</b>	<b>20,243</b>	<b>1,700</b>	<b>7,012</b>	<b>47</b>

### (2) 次世代育成支援相談

児童福祉法の改正により市町村が児童相談の一義的窓口となり、要保護児童等の相談等の業務を行うこととされ、児童虐待の対応や育児不安等の相談を行っています。

ア 相談時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前9時30分～午後4時

イ 実施状況

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
21年度	129
22年度	88
23年度	97
24年度	118
<b>25年度</b>	<b>218</b>



## VII 保健衛生

## 1 地域医療対策事業

市民が安心して生活できるよう、救急医療体制の整備に努めています。

### (1) 広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制は、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成15年4月1日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、小児科は三市（座間市、綾瀬市、海老名市）、内科は二市（座間市、綾瀬市）の共同運営で実施しています。また、二次救急医療は、広域輪番制により小児科は四市広域（座間市、綾瀬市、海老名市、大和市）、内科・外科は、一次救急同様二市（座間市、綾瀬市）で運営、実施しております。

#### ア 診療時間

- ・休日急患センター

平日夜間 午後7時～10時

土曜日・休日夜間 午後6時～10時

休日昼間 午前9時～12時 午後2時～5時

- ・二次救急医療

休日昼間 午前8時～午後6時

毎夜間 午後6時～翌朝8時

#### イ 休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	内 科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
21年度	3,845	979	4,824	6,353	7,223	13,576
22年度	3,047	788	3,835	4,748	6,272	11,020
23年度	2,903	735	3,638	4,591	5,763	10,354
24年度	3,398	860	4,258	4,035	5,139	9,174
25年度	3,206	722	3,928	4,182	5,053	9,235

年 度	合 計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
21年度	10,198	8,202	18,400	44,667
22年度	7,795	7,060	14,855	44,766
23年度	7,494	6,498	13,992	44,754
24年度	7,433	5,999	13,432	44,677
25年度	7,388	5,775	13,163	44,598



ウ 二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
21年度	4,581	10,327	14,908	132,216
22年度	4,404	10,572	14,976	131,838
23年度	4,320	9,459	13,779	131,429
24年度	4,470	9,082	13,552	132,741
<b>25年度</b>	<b>4,490</b>	<b>9,228</b>	<b>13,718</b>	<b>131,996</b>

(2) 休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の婦人科の救急医療体制は、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
21年度	691	110	801	12,201
22年度	690	156	846	17,220
23年度	714	145	859	17,220
24年度	618	118	736	17,640
<b>25年度</b>	<b>69</b>	<b>11</b>	<b>80</b>	<b>8,715</b>

※平成25年度より外科診療が休日急患センターでの診療となったため、外科診療の患者数及び事業費を計上していません。

(3) 休日昼間外科診療事業

休日昼間における外科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間外科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
<b>25年度</b>	<b>518</b>	<b>8,852</b>

#### (4) 休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
21年度	293	9,000
22年度	297	9,000
23年度	225	9,000
24年度	227	9,000
25年度	252	9,000

#### (5) 市内の医療関係施設数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・ マッサージ ・指圧師 ・はり師 ・きゅう師 の施術所	柔道整復師 の施術所
21年度	3	61	54	0	12	103	18
22年度	3	63	55	0	13	109	22
23年度	3	62	54	0	13	110	23
24年度	3	62	55	0	13	113	25
25年度	3	64	56	0	13	119	30

#### (6) 市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	病 院	一般診療所	計
21年度	598	62	660
22年度	598	62	660
23年度	598	62	660
24年度	598	57	655
25年度	598	57	655

## 2 母子保健事業

### (1) 母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

ア 母子健康手帳交付状況

単位：冊、歳

健康づくり課調

年 度	発行冊数	初妊婦平均年齢
21年度	1,222	29.50
22年度	1,164	29.70
23年度	1,119	30.94
24年度	1,116	30.79
25年度	1,024	30.87

### (2) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に14回（平成21年度から）の健康診査の費用を補助しています。

- ・ 妊婦健康診査受診状況

単位：人

健康づくり課調

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～14回目	計
21年度	1,145	1,266	1,274	1,258	1,259	7,058	13,260
22年度	1,103	1,130	1,122	1,110	1,095	8,358	13,918
23年度	1,090	1,062	1,052	1,071	1,072	7,825	13,172
24年度	1,060	1,077	1,051	1,032	1,015	7,538	12,773
25年度	970	967	954	979	991	7,650	12,551

### (3) 4カ月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、母親が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 4カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
21年度	1,096	1,050	95.8
22年度	1,127	1,085	96.3
23年度	1,093	1,055	96.5
24年度	1,075	1,033	96.1
25年度	1,053	1,017	96.6

イ 栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人

健康づくり課調

年 度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
21年度	93	0	302
22年度	83	21	270
23年度	102	55	280
24年度	89	92	226
25年度	71	91	168

(4) 8～10カ月児健康診査

発達、栄養、運動機能、精神発達を診査し、心身障がいを早期に発見することを目的として、指定医療機関で実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
21年度	1,109	1,031	93.0
22年度	1,118	1,036	92.7
23年度	1,106	1,034	93.5
24年度	1,088	1,016	93.4
25年度	1,057	974	92.1

(5) 1歳6カ月児健康診査

指定医療機関で内科診査（身体測定、発育チェック等）を行い、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、精神の発達の遅滞、運動機能、視聴覚等の障がいを早期に発見することを目的として実施しています。

ア 1歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
21年度	1,144	1,038	90.7	1,005	87.8
22年度	1,116	1,033	92.6	985	88.3
23年度	1,106	1,034	93.5	1,007	91.0
24年度	1,095	1,024	93.5	975	89.0
25年度	1,078	978	90.7	958	88.9

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
21年度	44	114	141
22年度	49	128	88
23年度	49	133	39
24年度	54	138	34
<b>25年度</b>	<b>45</b>	<b>154</b>	<b>25</b>

(6) 3歳6カ月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談、言葉の相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、虫歯の有無の確認、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 3歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
21年度	1,155	1,020	88.3	1,020	88.3	1,011	87.5
22年度	1,155	1,024	88.7	1,021	88.4	994	86.1
23年度	1,128	992	87.9	991	87.9	973	86.3
24年度	1,092	1,000	91.6	1,000	91.6	989	90.6
<b>25年度</b>	<b>1,090</b>	<b>987</b>	<b>90.6</b>	<b>987</b>	<b>90.6</b>	<b>971</b>	<b>89.0</b>

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
21年度	54	74	31
22年度	46	74	59
23年度	44	81	59
24年度	31	84	52
<b>25年度</b>	<b>26</b>	<b>84</b>	<b>52</b>

## (7) 母子保健相談指導事業

### ア 育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター等で相談を実施しています。平成20年度までは子育て支援センターでも年4回開催。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所者		
		乳 児	幼 児	計
21年度	28	590	745	1,335
22年度	28	548	788	1,336
23年度	28	493	654	1,147
24年度	28	555	674	1,229
<b>25年度</b>	<b>28</b>	<b>525</b>	<b>691</b>	<b>1,216</b>

### イ 親子相談

乳幼児健康診査で心理相談を受けた母子、また、育児相談等での言葉が遅いなどの不安に対して、臨床心理士等による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実人数	延べ人数
21年度	42	42
22年度	45	45
23年度	47	47
24年度	36	38
<b>25年度</b>	<b>37</b>	<b>37</b>

### ウ 母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
21年度	645	186	168	985	28.8
22年度	621	155	116	751	25.0
23年度	548	165	126	787	30.1
24年度	523	111	77	502	21.2
<b>25年度</b>	<b>491</b>	<b>97</b>	<b>75</b>	<b>444</b>	<b>19.8</b>

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

エ 親子教室（わくわく教室）

1歳6カ月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、作業療法士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
21年度	432
22年度	422
23年度	210
24年度	294
<b>25年度</b>	<b>444</b>

オ 幼児教室（すくすく教室）

3歳6カ月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士等によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、言語聴覚士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
21年度	121
22年度	61
23年度	203
24年度	236
<b>25年度</b>	<b>47</b>

カ 育児グループづくり支援事業（なかよしベビークラス）※平成24年度で事業終了

生後3・4カ月児と母親を対象に、子育ての情報交換をしたり、悩みを話し合ったりする教室を開催し、問題を自ら克服し孤立感を和らげることができるよう仲間づくりを支援しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	参加者数
21年度	434
22年度	444
23年度	339
24年度	315

キ 離乳食教室

乳幼児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得していただくことを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		母 親	乳幼児	計		母 親	乳幼児	計
21年度	12	268	260	528	6	184	180	364
22年度	11	252	250	502	9	187	183	370
23年度	12	251	247	498	9	154	152	306
24年度	12	232	221	453	9	175	173	348
25年度	12	200	194	394	9	176	169	345

ク 1歳児むし歯予防教室（1歳児歯っぴいバースデー教室）※平成24年度で事業終了。

1歳児（第1子のみ）を対象に、幼児期における育児や食生活を通じた虫歯の予防方法の指導を、市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
21年度	10	203	201	404
22年度	10	184	183	367
23年度	10	153	153	306
24年度	10	150	151	301

ケ 2歳児歯科健康診査

虫歯の急増期にある2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、虫歯の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
21年度	1,147	635	55.4
22年度	1,130	612	54.2
23年度	1,094	626	57.2
24年度	1,107	636	57.5
25年度	1,112	625	56.2



### コ 乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
21年度	394
22年度	387
23年度	340
24年度	297
<b>25年度</b>	<b>386</b>

### サ 未熟児訪問指導

平成25年度から、出生体重が2,500g未満の乳幼児と養育医療が必要な児を対象に助産師・保健師が訪問しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
<b>25年度</b>	<b>73</b>

### シ 新生児訪問

身体的又は、精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
21年度	435
22年度	493
23年度	362
24年度	356
<b>25年度</b>	<b>428</b>

### ス 乳児家庭全戸訪問

生後4カ月までの乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や育児情報の提供を行います。平成23年10月から開始。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
23年度	284
24年度	479
<b>25年度</b>	<b>509</b>

### 3 健康づくり推進事業

#### (1) 市民健康まつり

市民の健康の増進を目的に事業を展開しています。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	参加延べ人数	事業費
21年度	4,880	600
22年度	5,400	600
23年度	5,224	600
24年度	5,435	600
25年度	5,474	570

#### (2) 健康ざま普及員活動

市民が自ら健康を守り育てる市民運動として、地域に根ざした健康づくりを展開しています。活動内容は、健康づくりの意識の普及・啓蒙活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを行っています。

ア 連絡協議会実施状況

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	連絡協議会実施回数	延べ人数
21年度	17	377
22年度	14	373
23年度	12	196
24年度	15	405
25年度	12	241

イ 地区活動実施結果

単位：人、回

健康づくり課調

年 度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
21年度	11	14	236	10	14	241	9	20	348
22年度	9	9	108	11	19	298	8	13	167
23年度	9	14	197	10	17	399	7	19	236
24年度	9	9	101	11	10	125	9	10	103
<b>25年度</b>	<b>9</b>	<b>14</b>	<b>162</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>169</b>	<b>9</b>	<b>16</b>	<b>195</b>

年 度	相武台、緑ヶ丘、広野台			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
21年度	10	19	287	8	20	299	12	20	644
22年度	10	16	139	8	18	197	9	13	88
23年度	10	15	210	8	21	260	9	21	268
24年度	8	10	92	7	10	98	10	21	108
<b>25年度</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>152</b>	<b>7</b>	<b>12</b>	<b>111</b>	<b>10</b>	<b>15</b>	<b>123</b>

年 度	計		
	健康普及員数	回数	延べ人数
21年度	60	107	2,055
22年度	55	88	997
23年度	53	107	1,570
24年度	54	70	627
<b>25年度</b>	<b>54</b>	<b>91</b>	<b>912</b>

ウ 健康ざま普及員活動委託料

単位：千円

健康づくり課調

年 度	委託料
21年度	400
22年度	400
23年度	400
24年度	400
<b>25年度</b>	<b>400</b>

#### 4 献血推進事業

昭和39年8月21日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和61年4月から従来の200ml献血に、新たに400ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

##### ・ 献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、%

健康づくり課調

年 度	会場数	述べ台数	献 血 希望者	献 血 者		目 標 値	献 血 量	達 成 率
					う ち 400ml 献 血			
21年度	24	32	1,773	1,588	1,541	702	626	89.2
22年度	24	32	1,736	1,579	1,544	741	624	84.2
23年度	23	29	1,536	1,366	1,333	520	540	103.8
24年度	27	32	1,775	1,579	1,542	583	624	107.0
25年度	25	30	1,604	1,426	1,378	578	559	96.7

※目標達成率＝献血量÷目標数×100

#### 5 広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市で広域大和斎場組合を組織し、昭和57年4月から火葬業務を行っています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア 所在地 大和市西鶴間8丁目10番8号

イ 敷地面積 約18,400㎡

ウ 延べ床面積 5,510㎡

エ 年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円

健康づくり課調

年 度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
21年度	790	1,459	704	519	269	3,741	84,330
22年度	766	1,554	775	532	360	3,987	68,605
23年度	910	1,617	820	590	278	4,215	65,802
24年度	953	1,620	840	606	265	4,284	66,360
25年度	1,008	1,730	845	612	313	4,508	70,263

## 6 予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、風しん、麻しん、日本脳炎、インフルエンザ及びBCGの予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

### 【予防接種の変更経緯】

- ・ 平成7年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学4年生、中学3年生）を追加実施。
- ・ 平成7年度から、ポリオ、ツベルクリン、BCGを除きすべて個別接種。
- ・ 平成13年度から、65歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- ・ 平成15年9月30日で生徒の風しんを廃止。
- ・ 平成17年度から、ツベルクリン廃止。
- ・ 平成17年5月30日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- ・ 平成17年7月29日から、日本脳炎3期廃止。
- ・ 平成18年4月からMR開始。麻しん・風しん対象者は1歳～2歳未満、小学校就学前1年間へ変更。
- ・ 平成20年度から、MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）開始（5年間の経過措置）。
- ・ 平成22年度から、日本脳炎の接種を開始。
- ・ 平成23年3月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始（平成25年度より定期接種として開始）。
- ・ 平成24年9月から不活化ポリオワクチン、11月から4種混合を開始。これにより経口生ポリオワクチンは、5月で終了。MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）の経過措置は平成24年度で終了。
- ・ 平成25年5月より風しん緊急対策のため成人に風しん（MR）予防接種を開始。
- ・ 平成25年6月14日から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止。
- ・ 平成25年10月より75歳以上に任意の予防接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。

・ 予防接種の実施状況

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	三種 混合	急性灰 白髄炎	二種 混合	MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん
				1 期			2 期		
21年度	4,336	2,125	879	1,043	0	0	971	2	0
22年度	4,502	2,183	859	1,060	0	0	1,006	0	0
23年度	4,068	1,763	803	979	0	0	887	0	0
24年度	4,164	635	958	1,134	0	0	1,112	1	0
<b>25年度</b>	<b>1,350</b>	-	<b>657</b>	<b>992</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,005</b>	<b>2</b>	<b>1</b>

年 度	MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん	日本脳炎		インフル エンザ
	3 期			4 期			6歳未満	6歳以上	
21年度	944	0	1	836	1	2	786	646	7,719
22年度	1,042	1	0	850	1	0	2,399	1,529	8,690
23年度	877	0	0	718	1	1	2,501	3,939	8,512
24年度	1,186	1	3	986	0	2	2,532	2,811	8,558
<b>25年度</b>	-	-	-	-	-	-	<b>2,413</b>	<b>1,350</b>	<b>9,019</b>

年 度	B C G	子宮頸がん 予防	ヒ ブ	小児肺 炎球菌	不活化 ポリオ	4種混合	高齢者 肺炎球菌	MR	風しん
								成人	
21年度	1,076	-	-	-	-	-	-	-	
22年度	1,116	164	117	126	-	-	-	-	
23年度	1,044	5,460	3,895	4,756	-	-	-	-	
24年度	982	2,025	4,067	4,459	3,434	456	-	-	
<b>25年度</b>	<b>782</b>	<b>187</b>	<b>4,420</b>	<b>4,234</b>	<b>1,698</b>	<b>3,133</b>	<b>486</b>	<b>63</b>	

年 度	事業費
21年度	132,092
22年度	166,817
23年度	339,868
24年度	335,180
<b>25年度</b>	<b>270,213</b>

※四種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ。三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

## 7 結核予防事業

結核予防のため、15歳以上で学校及び職場で受診していない方を対象に、検診車による胸部レントゲン撮影を実施しています。精密検査を必要とする方に通知し、早期発見、早期治療に努めています。

単位：日、箇所、人、千円

健康づくり課調

年 度	検診実施日数	会場数	受診者数	要精検者数	事業費
21年度	3	3	78	4	201
22年度	3	3	68	1	203
23年度	3	3	46	1	203
24年度	3	3	38	1	199
25年度	2	2	29	0	138

## 8 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後91日以上の犬を対象に、年1回、集団での登録と予防注射等を厚木保健福祉事務所とともに実施しています。

犬のふんの始末等については、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。また、昭和62年度から啓発用パネルを作成し、協力を呼び掛けています。

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所

健康づくり課調

年 度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会 場	登録数	注射数
21年度	6,874	5,670	13	41	1,595
22年度	6,984	5,739	13	28	1,448
23年度	7,147	5,741	13	26	1,493
24年度	7,319	5,729	13	27	1,437
25年度	7,084	5,624	12	21	1,288

## 9 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成11年4月施行）による感染症（2類）患者が発生した場合、速やかに患者の入院治療及び患者の家等の消毒が実施できる体制の確保に努めています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	2類患者発生件数
21年度	0
22年度	0
23年度	0
24年度	0
25年度	0

## 10 健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として、昭和58年2月に老人保健法が施行されました。平成20年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。

### (1) 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に、健康診査等、健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な受診に役立てるため、手帳を交付しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	手帳交付人数
21年度	757
22年度	761
23年度	557
24年度	2,044
25年度	1,790

### (2) 健康教育

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	一般健康教育		重点健康教育		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
21年度	112	2,201	16	387	128	2,588	1,678
22年度	73	1,690	33	1,325	106	3,015	485
23年度	101	1,865	28	751	129	2,616	547
24年度	96	1,653	44	1,373	140	3,026	691
25年度	119	1,883	35	1,116	154	2,999	644

※① 一般健康教育とは、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など。

② 重点健康教育とは、骨粗鬆（こつそしょう）症、歯の健康教育、病態別健康教育など。



### (3) 健康相談

40歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	総合健康相談		重点健康相談		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
21年度	30	632	51	579	81	1,211	426
22年度	29	650	27	266	56	916	453
23年度	25	477	25	208	50	685	436
24年度	22	396	24	207	46	603	462
25年度	25	460	16	123	41	583	826

※① 総合健康相談とは、がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

② 重点健康相談とは、相談内容が病態別に分類できる健康相談。

### (4) 健康診査

健康増進法の対象となる健康診査は、特定健康診査非対象者（生活保護受給者、短期滞在の外国人）に実施しています。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も同法に基づき実施しています。座間市では、その他に後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない腎機能検査、脂質検査など独自の検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

ア 健康診査等実施状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	後期高齢者健康診査			肝炎ウイルス 検査受診者	市独自の追加 検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率		
21年度	8,333	2,555	30.7	125	7,197
22年度	8,933	3,001	33.6	90	7,079
23年度	9,626	3,382	35.1	151	7,066
24年度	10,300	3,650	35.4	148	7,300
25年度	10,966	4,043	36.9	206	7,359

イ がん（胃がん、乳がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、口腔がん）検診  
生活習慣病予防の一環として実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

- ・ 胃がん検診は、昭和48年度から40歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。
- ・ 肺がん検診は、昭和56年度から40歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
- ・ 大腸がん検診は、平成元年度から40歳以上の方を対象として集団検診で実施。2日間の採便による便潜血検査。
- ・ 子宮がん検診は、昭和49年度から30歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和59年度から、施設検診も開始。平成17年度から、国の指針により20歳以上隔年で実施。平成21年度から20歳以上全年齢で実施。
- ・ 乳がん検診は、昭和54年度から30歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成16年度から、国の指針により50歳以上隔年で実施。平成17年度から、40歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成21年度から、30歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。
- ・ 口腔がん検診は、平成24年度から集団検診で実施。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	前立腺がん	口腔がん	事業費
21年度	1,624	3,825	2,243	3,184	2,183	1,850	-	69,449
22年度	1,875	4,338	2,693	3,451	1,922	1,915	-	64,874
23年度	1,843	4,445	2,947	3,363	1,799	2,001	-	66,372
24年度	1,843	4,569	2,861	3,385	1,459	2,059	33	67,707
25年度	1,651	4,660	2,728	3,472	1,650	2,164	66	71,413

## (5) 訪問指導

40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための助言を訪問により実施しています。

単位：人、件

健康づくり課調

年 度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
21年度	9	20	0
22年度	9	22	9
23年度	8	26	12
24年度	8	32	10
25年度	9	24	10

## 1.1 成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関（歯科）に委託して実施しています。

※対象者の変更経緯

- ・ 平成14年度～ 40～50歳
- ・ 平成16年度～ 40～70歳
- ・ 平成23年度～ 40歳以上

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者数	受診者数	受診率
21年度	54,997	242	0.44
22年度	55,664	282	0.51
23年度	71,204	329	0.46
24年度	72,558	348	0.48
25年度	73,370	337	0.46

## 1.2 小児医療助成事業

小学4年生までの子供（対象となるのは入院、通院費）及び小学5年生から中学校卒業までの子供（対象となるのは入院費）がいる方に、保険診療の自己負担分を助成しています。

1歳児以上は、所得制限（児童手当法に準拠）があります。

※小児医療費助成の変更経緯

- ・ 平成7年10月事業開始
- ・ 平成14年10月1日から通院対象年齢を4歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成16年10月1日から通院対象年齢を5歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成17年10月1日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- ・ 平成20年7月1日から通院対象年齢を小学3年生まで引き上げ
- ・ 平成24年10月1日から通院対象年齢を小学4年生まで引き上げ

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	小学4年生まで			対11歳未 満人口比	11歳未満 人口	小学校5年生 ～中学校卒業
	国民健康保険	社会保険	計			
21年度	1,805	7,893	9,698	86.7	11,181	23
22年度	1,557	8,109	9,666	86.9	11,125	25
23年度	1,745	7,781	9,526	86.6	11,002	24
24年度	1,932	8,414	10,346	85.8	12,061	28
25年度	1,870	8,383	10,253	86.5	11,854	15

## (2) 小学4年生まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	29,904	52,284,259	112,395	208,126,836
22年度	30,844	54,448,451	127,520	218,429,273
23年度	29,648	50,668,441	128,686	223,569,572
24年度	31,216	54,916,046	138,243	238,605,282
<b>25年度</b>	<b>30,016</b>	<b>52,987,416</b>	<b>143,727</b>	<b>249,492,331</b>

年 度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	1,038	1,669,720	5,630	8,612,748
22年度	935	1,920,742	3,338	7,132,492
23年度	1,077	1,910,974	3,474	9,695,025
24年度	715	1,502,468	3,053	8,105,904
<b>25年度</b>	<b>385</b>	<b>908,880</b>	<b>3,169</b>	<b>8,428,377</b>

年 度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	30,942	53,953,979	118,025	216,739,584
22年度	31,779	56,369,193	130,858	225,561,765
23年度	30,725	52,579,415	132,160	233,264,597
24年度	31,931	56,418,514	141,296	246,711,186
<b>25年度</b>	<b>30,401</b>	<b>53,896,296</b>	<b>146,896</b>	<b>257,920,708</b>

年 度	合 計		1 件当たり金額	1 人当たり金額
	件 数	支給額		
21年度	148,967	270,693,563	1,817	27,912
22年度	162,637	281,930,958	1,733	29,167
23年度	162,885	285,844,012	1,755	30,007
24年度	173,227	303,129,700	1,750	29,299
<b>25年度</b>	<b>177,297</b>	<b>311,817,004</b>	<b>1,759</b>	<b>30,412</b>

### (3) 小学5年生から中学校卒業まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
21年度	9	314,917	33	1,309,100	42	1,624,017	38,667	70,609
22年度	7	375,775	24	1,427,608	31	1,803,383	58,174	72,135
23年度	12	372,756	31	2,121,880	43	2,494,636	58,015	103,943
24年度	22	800,077	24	1,494,961	46	2,295,038	49,892	81,966
25年度	14	715,610	22	1,163,414	36	1,879,024	52,195	125,268

### 1.3 心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A1～B1の方、または精神保健福祉手帳1級の方に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成18年10月1日から、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方は、保険診療の1割を負担していただくことになりました。

- 平成24年4月1日から身体障害者手帳4級、療育手帳B2新規受付廃止  
(平成25年9月30日まで経過措置有り)
- 平成24年10月1日から精神保健福祉手帳1級の方に対し援助開始

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

(各年度末現在) 医療課調

年 度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身・知・精 両該当	計	対人口 比	人 口
21年度	2,585	529		74	3,040	2.34	130,151
22年度	2,660	549		74	3,135	2.42	129,314
23年度	2,700	583		89	3,194	2.47	129,370
24年度	2,694	589	70	95	3,258	2.51	129,807
25年度	1,968	428	79	76	2,399	1.86	129,120

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

#### (2) 身体障害者医療費

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度施行、老人保健法は平成20年3月31日をもって終了。

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	26,847	131,747,399	16,547	89,448,670	13,519	47,631,668
22年度	27,124	140,712,899	16,067	89,298,713	14,934	38,436,392
23年度	27,638	141,536,350	15,046	94,298,977	17,089	47,364,440
24年度	28,160	143,219,671	15,603	101,374,005	18,041	51,251,456
25年度	27,304	143,977,175	14,505	88,467,028	18,655	52,885,864

年 度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	2,883	16,391,712	1,909	14,320,925	1,901	6,897,907
22年度	3,063	17,812,144	1,967	13,691,911	1,823	6,685,982
23年度	3,438	14,156,749	2,762	12,384,095	2,263	7,352,432
24年度	4,257	18,139,314	3,115	14,680,726	2,728	7,879,664
<b>25年度</b>	<b>4,369</b>	<b>16,463,123</b>	<b>2,860</b>	<b>13,109,284</b>	<b>2,397</b>	<b>8,392,410</b>

年 度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	29,730	148,139,111	18,456	103,769,595	15,420	54,529,575
22年度	30,187	158,525,043	18,034	102,990,624	16,757	45,122,374
23年度	31,076	155,693,099	17,808	106,683,072	19,352	54,716,872
24年度	32,417	161,358,985	18,718	116,054,731	20,769	59,131,120
<b>25年度</b>	<b>31,673</b>	<b>160,440,298</b>	<b>17,365</b>	<b>101,576,312</b>	<b>21,052</b>	<b>61,278,274</b>

年 度	合 計		1 件あたり金額	1 人あたり金額
	件 数	支給額		
21年度	63,606	306,438,281	4,818	100,802
22年度	64,978	306,638,041	4,719	97,811
23年度	68,236	317,093,043	4,647	99,278
24年度	71,904	336,544,836	4,680	103,298
<b>25年度</b>	<b>70,090</b>	<b>323,294,884</b>	<b>4,613</b>	<b>134,762</b>

#### 1 4 精神障害者通院医療費助成事業

健康保険に加入しており精神保健福祉手帳 2 級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

- ・ 平成 2 4 年 4 月 1 日から精神保健福祉手帳 3 級新規受付廃止  
(平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで経過措置有り)

##### (1) 資格取得者の状況

単位：人

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
21年度	365	159	10	534
22年度	421	196	10	627
23年度	441	194	14	649
24年度	469	211	18	698
<b>25年度</b>	<b>367</b>	<b>143</b>	<b>9</b>	<b>519</b>

## (2) 精神通院医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	4,836	9,117,100	1,989	4,147,173	102	110,370
22年度	5,023	9,613,880	2,230	4,732,530	107	126,410
23年度	5,445	10,392,930	2,334	5,260,400	132	201,930
24年度	5,206	9,565,730	2,199	5,058,350	136	188,120
25年度	4,447	8,190,166	2,035	4,675,703	150	206,340

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
21年度	6,927	13,374,643	1,931	25,046
22年度	7,360	14,472,820	1,966	23,083
23年度	7,911	15,855,260	2,004	24,430
24年度	7,541	14,812,200	1,964	21,221
25年度	6,632	13,072,209	1,971	25,187

### 15 ひとり暮らし高齢者医療事業

市独自の事業で、65歳から69歳までのひとり暮らしで住民税非課税の方を対象に、健康保険法に規定する70歳以上の方の医療に準じて医療費助成を行っています。健康保険証、健康手帳及び高齢者医療証を医療機関に提示することにより、助成が受けられます。

※本事業は、平成22年10月に廃止しましたが、経過措置として既存の対象者が70歳に到達するまでの間、医療費助成を継続しています。

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	計	対人口比	人 口
21年度	34	0	34	0.026	128,723
22年度	30	0	30	0.023	129,314
23年度	19	0	19	0.015	129,370
24年度	9	0	9	0.007	129,807
25年度	4	0	4	0.003	129,120

※① 20年度は、前年度3月から当該年度2月までの平均。21年度以降は、当該年度末現在の対象者数。

② 人口は各年度末の翌月4月1日現在。

## (2) 医療費助成費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給				償還支給	
	国民健康保険		社会保険			
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
21年度	1,126	2,507,139	0	0	38	785,565
22年度	766	1,857,624	0	0	48	841,398
23年度	748	1,912,216	0	0	33	213,120
24年度	483	1,159,442	0	0	9	219,731
25年度	320	312,300	0	0	7	153,234

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
21年度	1,164	3,292,704	2,829	86,650
22年度	814	2,699,022	3,316	84,344
23年度	781	2,125,336	2,721	88,555
24年度	492	1,379,173	2,803	98,512
25年度	327	465,534	1,424	51,726





## 16 後期高齢者医療

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

### (1) 保険料の収納状況

単位：円、%

医療課調

年 度	特別徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
21年度	393,948,720	393,948,720	0	0	100.00
22年度	440,385,260	440,385,260	0	0	100.00
23年度	479,046,450	479,046,450	0	0	100.00
24年度	522,489,035	522,489,035	0	0	100.00
25年度	554,012,215	554,012,215	0	0	100.00

年 度	普通徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
21年度	283,183,580	268,631,825	0	14,551,755	94.86
22年度	283,106,835	265,421,185	4,337,100	13,348,550	93.75
23年度	292,926,985	275,640,220	3,305,910	13,980,855	95.01
24年度	347,439,620	331,633,995	4,289,620	11,516,005	95.45
25年度	347,193,870	333,775,345	4,261,690	9,156,835	96.14

年 度	計				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
21年度	677,132,300	662,580,545	0	14,551,755	97.85
22年度	723,492,095	705,806,445	4,337,100	13,348,550	97.56
23年度	771,973,435	754,686,670	3,305,910	13,980,855	98.18
24年度	869,928,655	854,123,030	4,289,620	11,516,005	98.18
25年度	901,206,085	887,787,560	4,261,690	9,156,835	98.51

### (2) 決算状況

ア 歳入

単位：円

医療課調

年 度	保険料				繰入金	
	特別徴収保険料		普通徴収保険料		保険基盤安定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
21年度	512,074,000	393,948,720	171,291,000	268,631,825	93,192,000	93,192,000
22年度	527,473,000	440,385,260	177,325,000	265,421,185	99,000,000	95,247,235
23年度	478,050,000	479,046,450	244,444,000	275,640,220	103,762,000	103,686,814
24年度	558,562,000	522,489,035	304,481,000	331,633,995	122,150,000	122,150,000
25年度	576,248,000	554,012,215	350,472,000	333,775,345	126,000,000	126,000,000

年 度	繰入金				繰越金	
	職員給与費等		その他			
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
21年度	42,112,000	42,112,000	6,128,000	6,128,000	30,799,000	30,799,316
22年度	33,615,000	41,336,000	7,459,000	7,459,000	65,929,000	65,929,151
23年度	35,577,000	35,577,000	7,312,000	7,312,000	76,640,000	76,640,346
24年度	31,210,000	31,210,000	9,623,000	9,623,000	45,522,000	45,522,075
25年度	30,326,000	30,326,000	22,498,000	22,498,000	53,273,000	53,273,980

年 度	諸収入		国庫支出金		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
21年度	3,007,000	3,030,090	9,181,000	9,181,000	867,784,000	847,022,951
22年度	2,260,000	2,278,910	0	0	913,061,000	918,056,741
23年度	2,392,000	2,404,340	0	0	948,177,000	980,307,170
24年度	3,143,000	3,157,104	0	0	1,074,691,000	1,065,785,209
25年度	692,000	706,361	0	0	1,159,559,000	1,120,591,901

イ 歳 出

単位：円

医療課調

年 度	総務費		後期高齢者広域 医療連合納付金		諸支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
21年度	58,155,830	56,898,707	775,957,000	706,857,014	18,431,750	17,338,079
22年度	41,074,000	39,205,841	802,298,000	796,117,260	7,973,000	6,093,294
23年度	42,889,000	41,670,162	881,660,095	881,583,909	11,981,000	11,531,024
24年度	40,833,000	37,799,404	1,026,150,000	971,804,277	4,361,000	2,907,548
25年度	52,824,000	49,018,005	1,090,954,000	1,005,786,243	11,606,130	11,243,219

年 度	予備費		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
21年度	15,239,420	0	867,784,000	781,093,800
22年度	61,716,000	0	913,061,000	841,416,395
23年度	11,646,905	0	948,177,000	934,785,095
24年度	3,347,000	0	1,074,691,000	1,012,511,229
25年度	4,174,870	0	1,159,559,000	1,066,047,467

## 1.7 養育医療費助成事業

母子保健法の改正により、平成25年4月1日から県より市町村に権限移譲された事業であり、医師の判断により指定養育医療機関において入院養育が必要とする未熟児に対し、満1歳の誕生日の前日を期限とし助成しています。

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	保健種別			計	対1歳未満人口比	1歳未満人口
	国民健康保険	社会保険	生保等無保険			
25年度	4	17	0	21	2.1	1,000

### (2) 医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		生保等無保険	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25年度	8	762,214	52	4,986,703	0	0

年 度	合 計		1件当たり金額	1人当たり金額
	件数	支給額		
25年度	60	5,748,917	95,815	273,758

## 18 市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成8年9月に開設しました。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 2,629.45㎡
- ・建築面積 1,238.84㎡
- ・延床面積 2,094.30㎡（1階1,131.01㎡、2階963.29㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階 建物高さ9.3m
- ・主な施設 (保健センター機能) 多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室  
(休日急患センター機能) 内科、小児科、歯科、薬局

### (2) 健康センター利用状況

単位：人、円

健康づくり課調

年 度	利用者数	使用料
21年度	106,593	1,436,096
22年度	106,751	1,533,755
23年度	110,327	1,501,105
24年度	102,874	1,422,155
25年度	98,242	1,408,551



## VIII 国民健康保険

## 1 健康保険

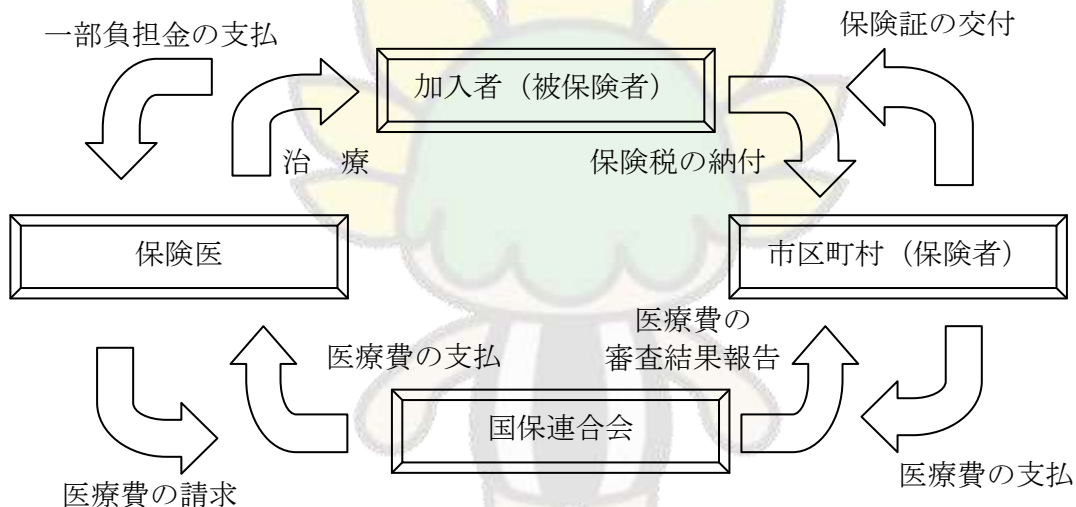
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払に充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

### (1) 加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の方はすべて国保の加入者となります。

### (2) 国保の仕組み



### (3) 国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第11条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

#### ア 構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・ 公益を代表する委員 4人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

イ 任期 2年

ウ 協議会開催回数 随時開催 年2～3回程度

#### (4) 被保険者の状況

ア 世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人

国保年金課調

年 度	世帯数	一般 被保険者	退職被保険者等			計
			退職本人	被扶養者	計	
21年度	22,141	36,358	1,557	752	2,309	38,667
22年度	22,395	36,480	1,679	818	2,497	38,977
23年度	22,563	36,191	1,846	887	2,733	38,924
24年度	22,740	36,223	1,807	829	2,636	38,859
<b>25年度</b>	<b>22,693</b>	<b>35,959</b>	<b>1,660</b>	<b>718</b>	<b>2,378</b>	<b>38,337</b>

イ 国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、%

国保年金課調

年 度	世 帯	国保加入世帯		人 口	国保加入者	
			加入率			加入率
21年度	53,894	22,141	41.08	129,005	38,667	29.97
22年度	54,118	22,395	41.38	129,314	38,977	30.14
23年度	54,719	22,563	41.23	129,370	38,924	30.09
24年度	55,353	22,740	41.08	129,807	38,859	29.94
<b>25年度</b>	<b>55,477</b>	<b>22,693</b>	<b>40.91</b>	<b>129,120</b>	<b>38,337</b>	<b>29.69</b>

※人口、世帯数については、翌年4月1日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

## 2 保険税

### (1) 賦課と納付

ア 賦課期日 4月1日

イ 賦課方式

[医療分]

① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（5.1/100）

② 均等割額 加入者1人当たり 20,900円

③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 20,000円

①+②+③=年税額（限度額510,000円）

[後期高齢者支援金分]

① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（1.5/100）

② 均等割額 加入者1人当たり 3,300円

③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 4,000円

①+②+③=年税額（限度額140,000円）

[介護納付金分]

- ① 所得割額 40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（1.2／100）
- ② 均等割額 40～64歳までの加入者1人当たり 5,300円
- ③ 平等割額 40～64歳までの加入世帯1世帯当たり 4,200円
- ①+②+③＝年税額（限度額120,000円）

ウ 納税義務の発生と消滅

取得した場合 取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合 喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ 低所得世帯の軽減

- (ア) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の7割相当額を減額
  - (イ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき（当該納税義務者を除く）24万5千円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の5割相当額を減額
  - (ウ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき35万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の2割相当額を減額
- ※① 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。
- ② 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した所得で判定します。
- (エ) 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の5割相当額を減額

オ 納 期

- (ア) 普通徴収 6月から翌年3月までの10回
- (イ) 特別徴収 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回

(2) 徴 収

ア 徴収方法

- (ア) 普通徴収 座間市指定金融機関等で、納付書又は口座振替により納付
- (イ) 特別徴収 公的年金からの差引きにより納付

イ 滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売、収納嘱託員による納付督促



### (3) 保険税の収納状況

単位：円、%

国保年金課調

年 度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
21年度	3,307,183,200	2,027,455,243	5,334,638,443
22年度	3,114,632,200	2,049,030,893	5,163,663,093
23年度	3,048,613,300	1,989,555,276	5,038,168,576
24年度	3,003,468,900	1,906,317,496	4,909,786,396
<b>25年度</b>	<b>3,162,115,800</b>	<b>1,765,800,122</b>	<b>4,927,915,922</b>

年 度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
21年度	2,781,405,599	205,652,910	2,987,058,509
22年度	2,643,841,516	211,322,477	2,855,163,993
23年度	2,621,370,919	213,200,692	2,834,571,611
24年度	2,611,303,202	230,379,756	2,841,682,958
<b>25年度</b>	<b>2,758,770,783</b>	<b>218,677,194</b>	<b>2,977,447,977</b>

年 度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
21年度	72,100	268,950,630	269,022,730
22年度	134,500	300,831,477	300,965,977
23年度	374,800	258,477,700	258,852,500
24年度	2,546,800	279,858,621	282,405,421
<b>25年度</b>	<b>2,532,800</b>	<b>238,034,300</b>	<b>240,567,100</b>

年 度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
21年度	525,705,501	1,552,851,703	2,078,557,204
22年度	470,656,184	1,536,876,939	2,007,533,123
23年度	426,867,581	1,517,876,884	1,944,744,465
24年度	389,618,898	1,396,079,119	1,785,698,017
<b>25年度</b>	<b>400,812,217</b>	<b>1,309,088,628</b>	<b>1,709,900,845</b>

年 度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
21年度	84.10	10.14	55.99
22年度	84.88	10.31	55.29
23年度	85.99	10.72	56.26
24年度	86.94	12.09	57.88
<b>25年度</b>	<b>87.24</b>	<b>12.38</b>	<b>60.42</b>

(4) 保険税（現年度分）1世帯当たりの額、被保険者1人当たりの額（介護分含む）

単位：円、%

国保年金課調

年 度	1世帯当たり		1人当たり					
			一般被保険者分		退職被保険者等分		計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
21年度	149,369	100.2	83,735	93.6	113,788	127.3	85,530	99.3
22年度	139,077	93.1	78,035	93.2	107,288	94.3	79,909	93.4
23年度	135,116	97.2	76,459	98.0	102,992	96.0	78,322	98.0
24年度	132,079	97.8	75,626	98.9	100,171	97.3	77,291	98.7
25年度	139,343	105.5	81,005	107.1	104,818	104.6	82,482	106.7

3 保険給付

(1) 保険の給付

ア 療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの7割から8割を国保が負担します。（70歳以上75歳未満の方の1割分は、国負担）

- (ア) 義務教育就学前の方 2割自己負担
- (イ) 義務教育就学前以上70歳未満の方 3割自己負担
- (ウ) 70歳以上75歳未満の方 1割自己負担（一定以上の所得者は3割）

イ 療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

- (ア) 手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）
- (イ) コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）
- (ウ) はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- (エ) 骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- (オ) 海外渡航中に診療を受けたとき

## ウ 高額療養費

### (7) 70歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の限度額を越えて一部負担金を支払ったとき、その超えた分が支給されます。また、同じ世帯で12カ月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降の限度額が下がります。

区 分	限度額（3回目まで）	4回目以降	合算対象 基準額
上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円	21,000円
一 般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※① 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯の方です。なお、所得が未申告の場合は上位所得者とみなされます。

② 70歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払が2回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

### (4) 70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区 分	負担 割合	外来+入院（世帯単位）		合算 対象 基準額
		外 来 (個人単位) (a)	(b)	
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12カ月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）	1円
一 般	1割	12,000円	44,400円	1円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	1円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	1円

※① 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

② 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

③ 70歳以上については、1円から合算対象となります。

(ウ) 70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯にいる場合

70歳未満と70歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。70歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに70歳未満の合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

(エ) 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は1か月10,000円までとなります。

※ 人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円。

(オ) 70歳未満の者の入院に係る高額療養費現物給付の場合（平成19年4月1日新設）

入院時の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると支払は自己負担限度額までとなります。

エ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 300,000円

平成20年12月まで 1件 350,000円

平成21年 9月まで 1件 380,000円

平成21年10月から 1件 420,000円

オ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 80,000円

平成19年 3月まで 1件 65,000円

平成19年 4月から 1件 50,000円

## (2) 保険給付の状況

単位：件、円

国保年金課調

年 度	区 分	療養諸費			
		件 数	費用額	保険者負担額	一部負担金
21年度	一般分	512,639	9,747,358,277	7,090,851,518	2,169,983,153
	退職分	40,996	821,347,256	573,916,575	222,473,918
	計	553,635	10,568,705,533	7,664,768,093	2,392,457,071
22年度	一般分	521,999	10,099,741,521	7,361,445,435	2,241,190,460
	退職分	41,606	874,193,087	610,898,498	231,273,676
	計	563,605	10,973,934,608	7,972,343,933	2,472,464,136
23年度	一般分	529,222	10,394,343,992	7,588,919,097	2,285,023,450
	退職分	47,199	990,050,452	692,663,249	266,736,563
	計	576,421	11,384,394,444	8,281,582,346	2,551,760,013
24年度	一般分	535,904	10,440,120,642	7,640,405,391	2,273,094,906
	退職分	46,236	993,877,414	694,860,342	265,888,890
	計	582,140	11,433,998,056	8,335,265,733	2,538,983,796
25年度	一般分	535,670	10,808,769,579	7,918,216,245	2,355,868,794
	退職分	41,446	871,882,791	609,833,149	234,113,141
	計	577,116	11,680,652,370	8,528,049,394	2,589,981,935

年 度	区 分	療養諸費			
		他法負担分	1件当たり 費用額	1人当たり	
				費用額	保険者負担額
21年度	一般分	486,523,606	19,014	268,094	195,029
	退職分	24,956,763	20,035	355,716	248,556
	計	511,480,369	19,090	273,326	198,225
22年度	一般分	497,105,626	19,348	276,857	201,794
	退職分	32,020,913	21,011	350,097	244,653
	計	529,126,539	19,471	281,549	204,540
23年度	一般分	520,401,445	19,641	287,208	209,691
	退職分	30,650,640	20,976	362,258	253,444
	計	551,052,085	19,750	292,478	212,763
24年度	一般分	526,620,345	19,481	288,218	210,927
	退職分	33,128,182	21,496	377,040	263,604
	計	559,748,527	19,641	294,243	214,500
25年度	一般分	534,684,540	20,178	300,586	220,201
	退職分	27,936,501	21,037	366,645	256,448
	計	562,621,041	20,240	304,684	222,450

※① 国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の2割から1割措置としての1割分）が他法負担分に含まれます。

② 退職者医療制度の適用年齢は、平成20年度から75歳未満から65歳未満へ引き下げられました。

#### 4 経理状況

##### (1) 決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	2,987,058,509	24.02	2,619,070,866	21.06	710,758,062	5.72
22年度	2,855,163,993	22.06	2,712,872,124	20.97	552,293,000	4.27
23年度	2,834,571,611	20.43	2,889,218,486	20.83	824,951,138	5.95
24年度	2,841,682,958	20.15	2,669,787,801	18.93	994,070,017	7.05
25年度	2,977,447,977	20.63	2,744,888,914	19.01	852,914,307	5.91

年 度	前期高齢者交付金		県支出金		共同事業交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	2,736,925,910	22.01	533,606,234	4.29	1,319,799,692	10.62
22年度	3,305,700,664	25.55	520,598,309	4.02	1,273,612,295	9.84
23年度	3,291,207,541	23.72	573,238,693	4.13	1,351,123,873	9.74
24年度	3,696,938,921	26.21	703,040,747	4.98	1,338,746,263	9.49
25年度	3,889,571,573	26.94	730,786,792	5.06	1,387,733,103	9.61

年 度	繰入金					
	保険基盤安定		一般会計		基金繰入金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	211,348,667	1.70	1,270,918,000	10.22	5,000,000	0.04
22年度	226,327,342	1.75	1,402,793,000	10.84	2,000,000	0.02
23年度	292,688,550	2.11	1,775,074,000	12.79	0	0.00
24年度	295,490,694	2.09	1,347,740,000	9.56	0	0.00
25年度	304,514,555	2.11	1,378,925,000	9.55	0	0.00

年 度	繰越金		その他の収入		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	14,981,060	0.12	24,861,325	0.20	12,434,328,325	100.00
22年度	50,498,610	0.39	37,950,373	0.29	12,939,809,710	100.00
23年度	16,738,921	0.12	25,247,247	0.18	13,874,060,060	100.00
24年度	200,071,240	1.42	17,067,902	0.12	14,104,636,543	100.00
25年度	142,494,200	0.99	27,672,917	0.19	14,436,949,338	100.00

## イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	217,731,323	1.76	8,642,459,251	69.79	1,613,475,433	13.03
22年度	238,221,052	1.84	9,038,960,755	69.95	1,553,844,793	12.02
23年度	214,885,271	1.57	9,392,830,428	68.69	1,791,242,735	13.10
24年度	202,321,884	1.45	9,483,062,465	67.92	1,953,210,504	13.99
25年度	220,611,574	1.54	9,703,521,843	67.57	2,024,788,321	14.10

年 度	前期高齢者納付金等		老人保健拠出金		介護納付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	4,587,746	0.04	3,608,161	0.03	596,751,972	4.82
22年度	2,682,262	0.02	4,845,572	0.04	628,204,120	4.86
23年度	5,288,382	0.04	88,539	0.00	712,455,749	5.21
24年度	2,118,918	0.01	77,727	0.00	785,983,954	5.63
25年度	2,103,443	0.01	66,321	0.00	835,155,818	5.82

年 度	共同事業拠出金		保健事業費		基金積立金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	1,210,302,182	9.77	81,821,933	0.66	971	0.00
22年度	1,220,102,381	9.44	79,871,002	0.62	256	0.00
23年度	1,287,901,819	9.42	78,374,731	0.57	110	0.00
24年度	1,302,105,322	9.33	79,178,674	0.57	110	0.00
25年度	1,334,143,104	9.29	80,237,271	0.56	112	0.00

年 度	その他の支出		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比
21年度	13,090,743	0.10	12,383,829,715	100.00
22年度	156,338,596	1.21	12,923,070,789	100.00
23年度	190,921,056	1.40	13,673,988,820	100.00
24年度	154,082,785	1.10	13,962,142,343	100.00
25年度	160,051,360	1.11	14,360,679,167	100.00

## ウ 収支差引額

単位：円

国保年金課調

年 度	収支差引額
21年度	50,498,610
22年度	16,738,921
23年度	200,071,240
24年度	142,494,200
25年度	76,270,171

(2) 一人当たりの決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	77,251	97.87	67,734	106.86	18,382	59.23	70,782	122.59
22年度	73,253	94.82	69,602	102.76	14,170	77.09	84,812	119.82
23年度	72,823	99.41	74,227	106.64	21,194	149.57	84,555	99.70
24年度	73,128	100.42	68,704	92.56	25,581	120.70	95,137	112.51
<b>25年度</b>	<b>77,665</b>	<b>106.20</b>	<b>71,599</b>	<b>104.21</b>	<b>22,248</b>	<b>86.97</b>	<b>101,457</b>	<b>106.64</b>

年 度	県支出金		共同事業交付金		繰入金			
	金 額	前年比	金 額	前年比	保険基盤安定		一般会計	
					金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	13,800	107.85	34,133	115.86	5,466	104.97	32,868	93.10
22年度	13,357	96.79	32,676	95.73	5,807	106.24	35,990	109.50
23年度	14,727	110.26	34,712	106.23	7,519	129.48	45,604	126.71
24年度	18,092	122.85	34,451	99.25	7,604	101.13	34,683	76.05
<b>25年度</b>	<b>19,062</b>	<b>105.36</b>	<b>36,198</b>	<b>105.07</b>	<b>7,943</b>	<b>104.46</b>	<b>35,969</b>	<b>103.71</b>

年 度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金							
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	129	皆増	387	24.87	643	121.09	321,575	101.78
22年度	51	39.53	1,296	334.88	974	151.48	331,988	103.24
23年度	0	皆減	430	33.18	649	66.63	356,440	107.37
24年度	0	-	5,149	1,197.44	439	67.64	362,970	101.83
<b>25年度</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>3,717</b>	<b>72.19</b>	<b>722</b>	<b>164.46</b>	<b>376,580</b>	<b>103.75</b>



## イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等		前期高齢者納付金等	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	5,631	95.70	223,510	103.28	41,727	107.62	119	228.85
22年度	6,112	108.54	231,905	103.76	39,866	95.54	69	57.98
23年度	5,521	90.33	241,312	104.06	46,019	115.43	136	197.10
24年度	5,207	94.31	244,038	101.13	50,264	109.22	55	40.44
25年度	5,755	110.52	253,111	103.72	52,816	105.08	55	100.00

年 度	老人保健拠出金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	93	1.84	15,433	95.48	31,301	101.95	2,116	122.24
22年度	124	133.33	16,117	104.43	31,303	100.01	2,049	96.83
23年度	2	1.61	18,304	113.57	33,088	105.70	2,014	98.29
24年度	2	100.00	20,227	110.51	33,508	101.27	2,038	101.19
25年度	2	100.00	21,785	107.70	34,800	103.86	2,093	102.70

年 度	基金積立金		その他の支出		計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
21年度	0	-	339	43.41	320,269	101.49
22年度	0	-	4,011	1,183.19	331,556	103.52
23年度	0	-	4,905	122.29	351,301	105.95
24年度	0	-	3,965	80.84	359,303	102.28
25年度	0	-	4,175	105.30	374,591	104.25

## ウ 収支差引額

単位：円、%

国保年金課調

年 度	収支差引額	前年比
21年度	1,306	330.63
22年度	429	32.85
23年度	5,140	1,198.14
24年度	3,667	71.34
25年度	1,989	54.24





## IX 国民年金

## 1 国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、20歳から60歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、一定の要件が備わった方が老齢になったとき「老齢年金」、障がい者になったとき「障害年金」、遺族になったとき「遺族年金」が支給されます。

### (1) 国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちです。

#### ア 第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

#### イ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者及び共済組合の組合員

#### ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

### (2) 国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次に該当する人は、本人の希望によって任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ② 日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ③ 昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（平成17年4月1日より昭和40年4月1日以前生まれまで拡大）

### (3) 被保険者適用状況

単位：人

国保年金課調

年 度	第1号被保険者数			計	第3号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入（再掲）			
21年度	20,776	395	332	21,171	12,012	33,183
22年度	20,540	381	318	20,921	11,884	32,805
23年度	20,520	350	281	20,870	11,550	32,420
24年度	20,469	316	255	20,785	11,364	32,149
25年度	19,891	293	228	20,184	11,216	31,400

#### (4) 年金給付関係

ア 国民年金受給状況（旧国民年金法関係（昭和61年3月以前適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
21年度	1,551	796	686	29	39	0	1
22年度	1,386	701	627	21	36	0	1
23年度	1,276	636	589	16	34	0	1
24年度	1,145	569	530	13	33	0	0
25年度	1,036	499	495	11	31	0	0

年 度	受給額						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
21年度	602,118	390,835	163,672	11,878	35,248	0	485
22年度	540,030	348,767	149,700	8,602	32,476	0	485
23年度	494,784	316,964	140,439	6,526	30,372	0	483
24年度	446,592	284,262	127,747	5,287	29,296	0	0
25年度	400,098	249,308	118,923	4,432	27,435	0	0

イ 基礎年金受給状況（新国民年金法関係（昭和61年4月以降適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
21年度	21,865	20,347	571	679	252	16
22年度	22,874	21,300	615	715	229	15
23年度	24,063	22,434	672	731	211	15
24年度	25,708	24,050	706	748	194	10
25年度	27,063	25,373	717	774	188	11

年 度	受給額					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
21年度	14,912,405	13,599,415	496,862	607,980	200,624	7,524
22年度	15,625,153	14,261,086	535,186	638,170	183,620	7,091
23年度	16,398,435	14,985,848	582,870	653,130	169,678	6,909
24年度	17,484,223	16,046,101	611,441	663,516	158,748	4,417
25年度	18,380,495	16,927,345	616,656	681,702	149,903	4,889

ウ 老齡福祉年金受給状況

単位：人、円

国保年金課調

年 度	受給権者数 (支給停止者含む)	年金額
21年度	1	405,800
22年度	1	405,800
23年度	0	0
24年度	0	0
25年度	0	0





# X スポーツ・レクリエーション

## 1 社会体育関係事業

気軽にスポーツを楽しみながらの体力・健康づくり、そして、スポーツの活性化を目的に、各種スポーツ教室・大会を開催しています。

### (1) スポーツ教室

単位：回、人、円

スポーツ課調

年 度	健康水中ウォーキング		カローリング教室		ファミリーバドミントン・ソフトバレーボール教室	
	開催回数	延参加数	開催回数	延参加数	開催回数	延参加数
21年度	2	189	-	-	2	156
22年度	2	124	1	55	2	143
23年度	2	200	1	67	2	86
24年度	2	88	1	71	2	85
25年度	2	126	1	51	2	103

### (2) 市民健康マラソン、駅伝競走大会等

単位：回、人、チーム、円

スポーツ課調

年 度	市民健康マラソン大会		駅伝競走大会		ソフトバレーボール大会	
	開催回数	参加数	開催回数	参加チーム	開催回数	参加数
21年度	1	950	1	67	1	114
22年度	1	834	1	61	1	112
23年度	1	817	1	69	1	86
24年度	1	663	1	78	1	114
25年度	1	849	1	76	1	128

年 度	健康ウォーキング	
	開催回数	延参加数
21年度	2	198
22年度	2	169
23年度	2	130
24年度	2	156
25年度	1	72



## 2 社会体育施設

市民が日常的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで、心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進めるとともに、施設を開放し、広く市民に利用していただいています。

### (1) 市立グラウンド

- ・ 昭和55年5月に新田宿グラウンド、同年11月に座間市民球場がオープン。
- ・ 昭和60年5月に相模川河川敷に相模川グラウンドを整備。各種スポーツに対応した多目的広場として利用。
- ・ 昭和52年5月にひまわり公園にクレイ4面、昭和54年11月に同公園に砂入り人工芝2面のテニスコートを整備。
- ・ 平成9年8月に目久尻川栗原遊水地を平時活用するため、スポーツ施設を設置。平成9年8月からテニスコート2面を開放。平成10年8月に、栗原遊水地スポーツ広場を各種スポーツに対応した広場として開放。

単位：人、円

スポーツ課調

年 度	新田宿グラウンド		市民球場		ニュースポーツ多目的広場	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	9,459	515,550	10,849	1,814,400	9,581	-
22年度	15,043	564,900	13,781	1,648,500	377	-
23年度	9,102	516,600	6,431	1,075,200	1,741	-
24年度	9,269	481,950	11,256	1,873,200	1,618	-
25年度	7,082	414,750	8,660	1,494,150	2,319	-

年 度	相模川グラウンド		相模川多目的広場		ひまわり公園テニスコート	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	35,683	-	-	-	60,568	4,117,815
22年度	51,158	-	11,575	-	61,204	4,052,485
23年度	38,151	-	14,553	-	55,254	3,372,630
24年度	35,479	-	11,582	-	51,591	3,683,705
25年度	40,163	-	10,618	-	47,285	3,644,530

年 度	栗原遊水地テニスコート		栗原遊水地スポーツ広場		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	11,081	-	9,943	-	147,164	6,447,765
22年度	10,820	-	13,319	-	177,277	6,265,885
23年度	10,319	-	10,223	-	145,774	4,964,430
24年度	10,549	-	10,530	-	141,874	6,038,855
25年度	9,716	-	8,523	-	134,366	5,553,430

## (2) 市立プール

昭和37年から各小学校単位に設置してきた市立プールは、現在12カ所あり、学校教育及び市民の体力づくり、健康づくりに広く利用され親しまれています。

単位：人

スポーツ課調

年度	立野台	座間公園	広野	東原	鳩川	ひばりが丘	相武台
21年度	5,385	2,892	4,248	5,037	1,528	4,169	4,779
22年度	5,601	4,920	6,784	6,774	2,083	6,020	5,668
23年度	4,919	4,165	5,651	4,763	1,441	4,997	4,671
24年度	5,782	4,990	5,129	5,511	1,533	5,323	4,958
25年度	5,685	4,275	4,888	4,935	1,362	5,300	4,996

年度	栗原	相模が丘	入谷	旭	中原	合計
21年度	3,363	5,375	3,690	4,892	3,831	49,189
22年度	4,604	6,424	4,148	6,431	4,231	63,688
23年度	3,892	5,688	3,768	4,723	3,984	52,662
24年度	4,459	5,565	4,183	5,228	3,466	56,127
25年度	4,168	5,316	4,046	3,999	3,756	52,726

## (3) 学校体育施設利用

生涯スポーツの基礎づくりと、地域社会体育の振興を図る目的で、スポーツ団体等が利用できるよう、学校教育に支障のない範囲で市内すべての小・中学校の体育施設を開放しています。

平成元年から栗原中学校、平成2年から東中学校、平成4年から相模中学校に屋外照明施設を整備し、夜間利用も可能となっています。

ア 小学校

単位：回、人

スポーツ課

年度	座 間				栗 原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	237	9,736	276	3,742	131	4,323	511	10,844
22年度	236	9,598	265	3,260	148	5,395	514	10,930
23年度	252	10,287	259	3,249	162	4,740	494	10,237
24年度	212	10,496	245	3,201	137	4,980	499	9,656
25年度	223	8,991	144	2,096	131	6,183	295	5,980

年度	相模野				相武台東			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	146	5,635	437	15,848	151	6,517	381	11,472
22年度	233	9,005	501	17,699	105	5,033	367	11,230
23年度	182	6,663	351	12,115	178	7,221	245	8,637
24年度	207	7,034	390	12,484	208	8,093	240	9,498
25年度	160	4,525	488	14,078	224	7,738	282	12,018

年度	ひばりが丘				東 原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	150	7,031	80	1,426	260	12,193	418	6,907
22年度	190	7,945	210	3,867	252	10,890	153	2,143
23年度	121	5,805	240	4,186	238	9,457	382	6,819
24年度	154	9,288	271	4,872	297	11,432	391	7,166
<b>25年度</b>	<b>160</b>	<b>7,556</b>	<b>274</b>	<b>5,971</b>	<b>198</b>	<b>8,051</b>	<b>390</b>	<b>7,552</b>

年度	相模が丘				立野台			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	145	5,315	472	9,072	165	6,076	351	8,684
22年度	155	4,364	320	6,054	181	7,550	338	8,969
23年度	183	4,796	450	8,190	157	6,097	88	2,251
24年度	173	5,005	513	10,230	144	5,292	358	9,161
<b>25年度</b>	<b>160</b>	<b>4,444</b>	<b>473</b>	<b>9,513</b>	<b>157</b>	<b>7,944</b>	<b>391</b>	<b>9,694</b>

年度	入谷				旭			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	280	14,905	395	6,630	193	5,282	117	2,228
22年度	242	12,943	362	5,673	199	4,016	351	5,549
23年度	202	9,706	52	609	162	2,767	401	6,747
24年度	217	10,602	266	3,307	238	4,478	409	8,151
<b>25年度</b>	<b>229</b>	<b>10,735</b>	<b>234</b>	<b>3,828</b>	<b>186</b>	<b>3,934</b>	<b>502</b>	<b>10,323</b>

年度	中 原				小学校計			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	95	5,083	530	11,003	1,953	82,096	3,968	87,856
22年度	79	4,370	455	10,733	2,020	81,109	3,836	86,107
23年度	84	4,660	456	10,456	1,921	72,199	3,418	73,496
24年度	86	4,957	485	10,567	2,073	81,657	4,067	88,293
<b>25年度</b>	<b>89</b>	<b>5,409</b>	<b>438</b>	<b>10,348</b>	<b>1,917</b>	<b>75,510</b>	<b>3,911</b>	<b>91,401</b>

イ 中学校

単位：回、人

スポーツ課

年度	座 間				西			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	-	-	571	8,780	-	-	412	6,356
22年度	-	-	514	6,946	-	-	377	6,282
23年度	-	-	410	4,858	-	-	359	5,175
24年度	-	-	417	5,423	-	-	390	5,293
<b>25年度</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>379</b>	<b>4,549</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>418</b>	<b>5,176</b>

年度	東				栗原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	179	4,193	220	2,536	128	2,702	136	2,536
22年度	173	4,433	261	2,837	158	3,429	112	1,926
23年度	73	1,880	153	1,725	81	1,592	60	904
24年度	130	4,255	269	3,538	171	4,729	153	2,552
25年度	155	5,129	285	4,069	119	2,789	118	1,947

年度	相模				南			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	147	3,620	173	1,620	-	-	318	5,161
22年度	50	1,202	58	538	-	-	264	4,172
23年度	74	2,420	288	2,667	-	-	236	3,447
24年度	135	5,038	274	2,391	-	-	303	4,368
25年度	145	5,225	277	2,472	-	-	253	3,363

年度	中学校計			
	グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	454	10,515	1,830	26,989
22年度	381	9,064	1,586	22,701
23年度	228	5,892	1,506	18,776
24年度	436	14,022	1,806	23,565
25年度	419	13,143	1,730	21,576

ウ 合計

単位：校、回、人

スポーツ課

年度	学校数	グラウンド		体育館	
		利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
21年度	17	2,407	92,611	5,798	114,845
22年度	17	2,401	90,173	5,422	108,808
23年度	17	2,149	78,091	4,924	92,272
24年度	17	2,509	95,679	5,873	111,858
25年度	17	2,336	88,653	5,641	112,977

#### (4) 市民体育館（スカイアリーナ座間）

平成6年10月に完成した「座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）」は、総合的なスポーツの拠点として広く市民に使用されています。

単位：人、円

スポーツ課

年 度	大体育室		中体育室		武道室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	70,999	5,624,860	47,243	3,702,955	40,166	1,367,580
22年度	80,064	5,816,490	45,993	3,119,110	41,480	1,414,440
23年度	76,526	6,035,760	40,784	2,929,400	38,407	1,324,130
24年度	82,985	6,666,765	45,421	3,519,980	38,441	1,311,570
<b>25年度</b>	<b>85,531</b>	<b>7,775,300</b>	<b>47,371</b>	<b>3,509,670</b>	<b>38,994</b>	<b>1,331,350</b>

年 度	弓道場		ミーティングルーム		トレーニング室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	10,372	914,200	6,058	56,100	50,548	14,376,750
22年度	12,032	802,000	6,502	61,000	47,474	13,324,950
23年度	12,899	899,200	8,603	64,600	46,768	13,105,650
24年度	13,368	892,800	6,839	76,400	45,377	12,643,650
<b>25年度</b>	<b>10,617</b>	<b>817,000</b>	<b>7,606</b>	<b>80,200</b>	<b>42,713</b>	<b>11,728,200</b>

年 度	その他入館者		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料
21年度	48,063	-	273,449	26,042,445
22年度	43,569	-	277,114	24,537,990
23年度	39,000	-	262,987	24,358,740
24年度	40,239	-	272,670	25,102,165
<b>25年度</b>	<b>41,575</b>	<b>-</b>	<b>274,407</b>	<b>25,241,720</b>





## XI 福祉団体

## 1 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくり」を推進するため、活動を進めている市民主体の民間福祉団体です。市社協では、地域活性化事業を重点事業として、地域人材の育成、支援等に積極的に取り組んでいます。

このような中、3年前の東日本大震災において、近隣住民における相互扶助の必要性は再認識され、地域福祉活動の推進を図る市社協の役割は非常に大きいものとなっております。

また、近年の地域における生活課題は複雑化しており、超高齢化に伴う認知症対策、障がい者の自立支援に向けた取り組み、子育て世代への積極的な支援など、市社協が取り組むべき課題は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進を図る市社協として、行政との連携はもとより地域住民との綿密なコミュニケーションを生かした柔軟性のある事業を行ってまいります。

所 在 〒252-0021

座間市緑ヶ丘1-2-1（市立総合福祉センター内）

電 話	（代表、総務班）	046-266-1294
	（地域福祉班）	046-266-2001
	（ボランティアセンター）	046-266-2002
	（にこにこサービス事業、ファミリー・サポート事業）	046-266-2003
	（通所介護事業）	046-266-2004
	（地域包括支援センター）	046-266-2005
	（訪問介護事業）	046-266-2006
	（訪問看護ステーション）	046-266-2007
	（居宅介護支援事業所）	046-266-2008
	（座間あんしんセンター（日常生活自立支援事業））	046-266-2025

F A X 046-266-2009・2017・1295



## (1) 沿革

昭和	32年	7月	座間町社会福祉協議会発足
	46年	11月	市制施行に伴い座間市社会福祉協議会に改称
	55年	4月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
	59年	6月	市社協民間から会長就任
	63年	4月	座間市文化福社会館に事務所移転
平成	2年	4月	法人化10周年
	3年	4月	ホームヘルパー派遣事業を（市受託事業）開始
		8月	ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
	7年	9月	ほほえみショップを市役所地下1階に開設
	8年	10月	配食サービス事業（市受託事業）を開始
	9年	8月	ボランティアセンターを開設
	10年	7月	結婚相談事業（市受託事業）を開始
	11年	3月	「地域福祉活動計画」策定
		4月	在宅介護支援センター事業（市受託事業）を開始
		7月	訪問看護ステーション事業（医療保険制度）を開始
		8月	訪問入浴サービス事業（市受託事業）を開始
	12年	4月	地域福祉権利擁護事業を開始
			法人化20周年
			居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設
			在宅サービス（訪問介護、訪問入浴）事業所を開設
			訪問看護事業（介護保険制度）を開設
			生活支援型訪問介護事業（市受託事業）を開始
		6月	生きがい対応型デイサービス事業を開始
	13年	4月	座間市立総合福祉センターに事務所移転
			配食サービス調理業務（市受託事業）を開始
		5月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を開始
		6月	生活支援型デイサービス事業（市受託事業）を開始
			レスパイトサービス事業（市受託事業）を開始
		7月	在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
	14年	10月	ファミリー・サポート事業（市受託事業）を開設
	15年	4月	居宅介護事業（支援費制度）を開始
	16年	4月	在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設
			障害者地域作業所連絡協議会にほほえみショップの一部販売業務を委託
		6月	理事・評議員の定数改正

- 16年 8月 市社協「シンボルマーク」制定  
財政調整基金の設置
- 17年 3月 生活支援型デイサービス事業を終了  
生きがい対応型デイサービス事業、訪問指導事業（市受託事業）を終了
- 18年 3月 配食サービス事業、移送サービス事業（市受託事業）を終了  
在宅介護支援センター事業（市受託事業）を終了
- 4月 市立総合福祉センターの指定管理業務を開始  
地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託  
在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始  
在宅サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護）事業を開始  
訪問看護ステーション（介護予防訪問看護ステーション）事業を開始  
居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）事業を開始
- 9月 レスパイトサービス事業（市受託事業）を終了
- 19年 3月 福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を終了  
結婚相談事業（市受託事業）を終了  
生活支援型訪問介護事業を終了
- 22年 3月 訪問入浴事業、介護予防訪問入浴介護事業を終了  
障害者訪問入浴事業（市受託事業）を終了  
高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業（市受託事業）を終了  
「第2次座間市地域福祉活動計画」を策定
- 4月 座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結  
法人化30周年
- 8月 神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施
- 23年 4月 東日本大震災協力支援（義援金街頭募金、支援物資購入、災害ボランティア基礎講座、職員災害派遣）
- 24年 3月 ほほえみサービス事業（市受託事業）を終了
- 4月 にこにこサービス事業を開始
- 25年 2月 社協災害対策本部設置要綱施行

(2) 組織



ア 会員の区分

- ・一般会員 個人で協議会の趣旨に賛同する者
- ・賛助会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者
- ・特別会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

イ 委員会等

・企画運営委員会

理事6人で構成され、総合的調整・企画及び事業の実施計画並びに実践方法等について検討、協議します。

・広報委員会

理事5人で構成され、福祉意識を向上させることを目的とし、広報事業全てについて研究、討議します。

・事業所運営委員会

理事5人で構成され、事業所の運営・調整等について検討します。

・善意銀行委員会

役員等8人、ボランティア代表4人、学識経験者2人、福祉行政1人で構成され、市民等から寄せられた善意の浄財等の有効活用の検討やボランティア募集、また活動状況や啓発活動などを推進するために研究、討議します。

・生活福祉資金貸付調査委員会

民生委員12人、役員等2人で構成され、国・県の貸付制度により、低所得世帯及び障がい者世帯の更生を助長するために貸付、調査します。

ウ 地区社会福祉協議会

市内に27地区（平成26年3月31日現在）が組織されています。地区社協の活動は市社協や自治会等と連携し、地域ごとの状況によりきめ細かな活動を進めている自主的な地域の福祉団体です。

(3) 財源

市社協の財源は、補助金、受託金等の「補助金等」、会費、寄付金、共同募金配分金等の「自己財源」、「その他財源」に区分されます。

ア 財源の決算状況

単位：千円、%

市社協調

年 度	補助金等		自己財源		その他財源		計
		構成比		構成比		構成比	
21年度	197,595,377	43.60	231,855,426	51.17	23,691,858	5.23	453,142,661
22年度	187,005,500	39.68	239,001,355	50.71	45,274,633	9.61	471,281,488
23年度	185,884,310	38.65	239,939,862	49.90	55,052,682	11.45	480,876,854
24年度	171,172,145	37.70	227,303,847	50.00	55,731,227	12.30	454,207,219
25年度	185,069,871	38.93	231,646,977	48.73	58,645,267	12.34	475,362,115

イ 自己財源の内訳

単位：円、%

市社協調

年 度	会 費		寄付金収入		事業収入	
		構成比		構成比		構成比
21年度	6,728,084	2.90	1,429,369	0.62	12,563,289	5.42
22年度	6,638,863	2.78	1,386,532	0.58	13,695,891	5.73
23年度	6,654,357	2.77	4,996,793	2.08	12,145,266	5.06
24年度	6,380,937	2.80	1,542,218	0.70	12,202,428	5.40
<b>25年度</b>	<b>6,303,995</b>	<b>2.72</b>	<b>1,471,532</b>	<b>0.63</b>	<b>12,320,829</b>	<b>5.32</b>

年 度	共同募金配分金		介護保険		医療保険	
		構成比		構成比		構成比
21年度	6,295,322	2.72	145,662,052	62.82	15,341,525	6.62
22年度	6,857,231	2.87	153,870,561	64.38	14,958,705	6.26
23年度	6,525,592	2.72	153,441,815	63.95	13,719,005	5.72
24年度	7,146,960	3.10	144,917,217	63.80	11,832,285	5.20
<b>25年度</b>	<b>5,885,375</b>	<b>2.54</b>	<b>141,250,916</b>	<b>60.98</b>	<b>15,754,955</b>	<b>6.80</b>

年 度	利用料		雑収入		受取利息配当金収入	
		構成比		構成比		構成比
21年度	511,055	0.22	382,060	0.16	584,201	0.25
22年度	368,500	0.16	437,206	0.18	606,913	0.25
23年度	313,250	0.13	448,870	0.19	947,739	0.39
24年度	326,950	0.10	459,170	0.20	743,686	0.30
<b>25年度</b>	<b>434,128</b>	<b>0.19</b>	<b>4,822,735</b>	<b>2.08</b>	<b>709,928</b>	<b>0.31</b>

年 度	事業活動収入		計
		構成比	
21年度	42,358,469	18.27	231,855,426
22年度	40,180,953	16.81	239,001,355
23年度	40,747,175	16.99	239,939,862
24年度	41,751,996	18.40	227,303,847
<b>25年度</b>	<b>42,692,584</b>	<b>18.43</b>	<b>231,646,977</b>

ウ 会費の収入状況

単位：円、口

市社協調

年 度	一般会員		賛助会員	
	会 費	口 数	会 費	口 数
21年度	6,373,084	18,275	121,000	121
22年度	6,257,863	16,420	153,000	153
23年度	6,337,357	15,136	143,000	143
24年度	6,035,937	15,011	150,000	150
25年度	5,924,995	14,264	160,000	160

年 度	特別会員		計	
	会 費	口 数	会 費	口 数
21年度	234,000	78	6,728,084	18,474
22年度	228,000	76	6,638,863	16,649
23年度	174,000	58	6,654,357	15,337
24年度	195,000	65	6,380,937	15,226
25年度	219,000	73	6,303,995	14,497

(4) 主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉、在宅福祉を中心に事業展開し、平成12年度からは介護保険事業にも積極的に取り組み、推進しています。

ア 地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社協が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生委員児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

○ 地区社会福祉協議会設置状況（平成26年4月）

地区名	地区名	地区名
新田宿地区	ふたばすみれ地区	相模が丘3丁目地区
四ツ谷地区	上栗原地区	相模が丘第4地区
座間地区	小池地区	相模が丘5丁目地区
鈴鹿長宿地区	相武台東地区	小松原地区
星の谷地区	広野台地区	相武台地区
皆原地区	ひばりが丘1丁目地区	グリーンタウン地区
立野台地区	ひばりが丘第2地区	ひばりが丘2丁目地区
緑ヶ丘地区	相模が丘第1地区	ひばりが丘5丁目地区
さがみ野地区	相模が丘2丁目地区	東原地区

イ 社協福祉まつり

福祉意識の高揚と連帯を高めることを目的に、福祉対象（児）者はもとより一般市民等との交流の場として実施しています。

例年、市社協役員をはじめ関係団体やボランティア等により運営され盛大に開催されています。

平成25年度で30回目を迎える予定でしたが、台風8号の影響により中止にしました。平成6年度から、「ふれあいフェスティバル」の第2部として開催しています。

○ 福祉まつりの参加状況

単位：人

市社協調

年 度	一般参加者	協力者	計
21年度	3,500	650	4,150
22年度	4,150	688	4,838
23年度	4,300	647	4,947
24年度	3,130	611	3,741
25年度	0	0	0

ウ ボランティア活動

福祉に係る制度等は多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。

また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心温まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。

このため、市社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

○ ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体

市社協調

年 度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
21年度	260	60	1,530	3,812
22年度	288	57	1,397	3,536
23年度	346	60	1,350	3,536
24年度	383	62	1,394	3,341
25年度	359	57	1,298	3,226

○ ボランティア活動状況

単位：件

(平成25年度) 市社協調

対 象	対人（外出援助、話し相手等）	作 業（洗濯物畳み等）	計
障がい（児）者	299	305	604
高齢者	892	1,229	2,121
乳幼児・児童	425	0	425
その他	51	25	76
計	1,667	1,559	3,226

エ ほほえみサービス事業（市委託事業） ※平成23年度で事業終了。

市民の相互扶助に基づいた、市民参加による登録制度の有料在宅福祉サービス。平成23年度で終了。

- ・ 協力会員  
事業に対する理解と熱意をもってサービス提供できる人
- ・ 利用会員  
市内に居住する高齢者、障がい者、母子父子家庭等で日常生活を送る上で、支障があり、何らかの支援が必要な人
- ・ 内 容  
自立支援を原則とする家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）、身体介助（通院、外出時の介助等）
- ・ 利用時間  
月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時
- ・ 利用料金（利用券）  
1時間＝900円、30分＝450円

○ 利用登録及び活動状況

単位：件

市社協調

年 度	利用会員数	協力会員数
21年度	22	75
22年度	22	75
23年度	20	76

○ ほほえみサービス利用会員の区分

単位：人、%

市社協調

年 度	高齢者					
	夫婦世帯		一人暮らし世帯		その他世帯	
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比
21年度	4	18.2	9	40.9	4	18.2
22年度	3	14.0	11	50.0	4	18.0
23年度	4	20.0	11	55.0	3	15.0

年 度	心身障がい(児)者世帯		母子・父子世帯		その他世帯		計
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比	
21年度	1	4.5	2	9.1	2	9.1	22
22年度	1	4.5	1	4.5	2	9.0	22
23年度	1	5.0	0	0.0	1	5.0	20



○ ほほえみサービス派遣実績

単位：回、時間

市社協調

年 度	ほほえみ							
	高齢者世帯		障がい者世帯		その他		計	
	回数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回数	時 間
21年度	596	658.00	76	71.75	172	186.75	844	916.50
22年度	419	456.25	112	57.00	117	120.50	648	633.75
23年度	427	443.50	149	75.50	26	26.00	602	545.00

オ にこにこサービス（自主事業）

ほほえみサービス事業が平成23年度で終了したことに伴い、平成24年4月から、「にこにこサービス事業」としてサービス内容を充実させ、新たに開始しました。

・ 協力会員

事業に賛同して協力してくださる市民の方

・ 利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、一人親家庭、産前産後の方で、日常生活の中で支援が必要な人

・ 内 容

A地域支援型 簡易な電球の交換、ゴミだし（出すだけ）等、短時間で終わる簡単な作業を行う。

B生活支援型 一般的な家事サービス（調理、買い物、掃除、洗濯等）や外出同行、見守り、話し相手等を行う。

・ 利用時間

月曜日～金曜日（土曜日応相談。日曜日、祭日、年末年始を除く。）

午前8時30分～午後5時

・ 利用料金

A地域支援型 1件（30分以内） 200円

B生活支援型 30分 500円

1時間 1,000円

○ にこにこサービス事業登録会員の状況

単位：人

市社協調

年 度	利用会員数	協力会員数
24年度	23	27
25年度	33	29

○ にこにこサービス事業利用状況

単位：人、時間

市社協調

年 度	A地域支援型		B生活支援型	
	利用数	利用時間	利用数	利用時間
24年度	7	3.5	436	473.0
25年度	1	13.0	422	460.0

カ ファミリー・サポート事業

「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」を引き合わせ、子育ての援助活動を応援する事業。平成14年10月開始。

- ・ 協力会員（子育てを手助けしたい人）  
この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の20歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人
- ・ 利用会員（子育てを手助けしてほしい人）  
原則として同居している親族であって、生後3カ月から小学3年生まで（障がいを持つ児童は小学6年生まで）の乳児、幼児又は児童のある人
- ・ 内 容  
保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、保育、預かり等
- ・ 利用時間  
午前6時30分～午後9時  
※原則として年末年始12月28日～1月4日は除く。
- ・ 利用料金  
30分450円（兄弟で預ける場合は2人目から225円）

○ 登録会員の状況

単位：人

市社協調

年 度	利用会員	協力会員	両方登録者
21年度	276	100	4
22年度	236	84	4
23年度	286	96	4
24年度	305	106	5
25年度	303	96	4

○ ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間

市社協調

年 度	保育所・幼稚園の							
	送 り		迎 え		登園前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
21年度	192	103.0	278	145.5	45	42.5	173	140.0
22年度	442	221.5	704	352.5	94	69.0	572	561.5
23年度	25	12.5	383	191.5	0	0.0	185	272.0
24年度	356	178.0	478	239.5	7	4.5	236	353.0
25年度	234	117.0	404	202.0	12	11.0	153	230.0

年 度	小学校・児童ホームの							
	送 り		迎 え		登校前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
21年度	8	4.0	1,194	623.0	3	3.0	192	428.5
22年度	92	46.0	1,038	519.0	46	43.0	93	152.0
23年度	240	120.0	1,054	528.0	74	60.5	340	459.5
24年度	385	192.5	1,097	564.5	9	5.5	478	735.0
25年度	326	163.0	880	440.5	2	1.0	302	437.5

年 度	学童の放課後の 預かり		保護者の買い物等、 外出時の場合の援助		保育所・学校等 休み時の援助		保育所・帰宅後の 預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
21年度	0	0.0	96	223.0	0	0.0	0	0.0
22年度	0	0.0	24	73.5	0	0.0	0	0.0
23年度	0	0.0	15	43.0	0	0.0	0	0.0
24年度	25	20.0	6	18.5	0	0.0	0	0.0
25年度	0	0	80	185.0	0	0.0	0	0.0

年 度	他の子供の行事の場合の 援助・冠婚葬祭		保護者の就労時（母子・ 父子家庭含む）の援助		保護者の病気、その他 休養の場合の援助		その他	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
21年度	11	17.0	11	83.0	2	4.0	279	141.0
22年度	0	0.0	4	16.0	2	4.0	131	71.5
23年度	5	14.5	4	23.5	19	114.5	68	34.0
24年度	4	8.0	37	132.0	72	209.5	131	69.0
25年度	3	21.5	16	81.0	12	41.5	30	15.0

年 度	計	
	回 数	時 間
21年度	2,484	1,957.5
22年度	3,242	2,129.5
23年度	2,412	1,873.5
24年度	3,321	2,729.5
25年度	2,454	1,946

キ 日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業。

単位：件

市社協調

年 度	日常相談			契約者		
	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計
21年度	1,770	1,562	3,332	23	14	37
22年度	1,681	1,225	2,906	21	13	34
23年度	1,747	1,380	3,127	22	13	35
24年度	910	871	1,781	17	15	32
25年度	1,136	729	1,865	18	18	36

ク 喜寿お祝い記念事業

年度中に喜寿を迎える方の長寿を祝い、記念写真を撮影し、贈呈。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
23年度	359
24年度	348
25年度	410

ケ 長寿ふれあい事業（長寿お祝いの集い） ※平成22年度で事業終了。

88歳以上の方、77歳の喜寿の方、65歳以上の一人暮らしの方を招き、市立市民文化会館で演芸等を実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
21年度	472
22年度	486

コ 地域ふれあい会食会事業

65歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。ふれあい（独居）会食会は、平成21年度より年2回（11・2月）から年1回（11月）に変更。地域ふれあい会食会は平成22年度で事業終了。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数	
	ふれあい（独居）会食会	地域ふれあい会食会
21年度	389	905
22年度	375	1,188
23年度	363	-
24年度	360	-
25年度	352	-

サ チョッピリ先生連絡会の活動（市委託事業）

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね60歳以上の方が長年の経験や体験等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門。

単位：人、回

市社協調

年 度	会員数	活動回数
21年度	166	1,335
22年度	160	1,283
23年度	166	1,298
24年度	165	1,356
<b>25年度</b>	<b>160</b>	<b>1,517</b>

シ 座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開。

単位：人

（各年度末現在）市社協調

年 度	座間市 身体 障害者 協会	座間市 視覚 障害者 協会	座間市 聴覚 障害者 協会	座間市 肢体 不自由 児者 父母 の会	座間市 腎友会	座間市 手を つなぐ 育成会	サポート さま	座間 やまびこ	ゆい まーる	計
21年度	112	27	31	16	55	69	30	27	28	395
22年度	112	27	31	-	55	69	30	27	28	379
23年度	124	25	34	-	65	68	11	29	19	375
24年度	91	21	33	-	63	60	29	25	19	341
<b>25年度</b>	<b>86</b>	<b>23</b>	<b>30</b>	<b>-</b>	<b>67</b>	<b>56</b>	<b>27</b>	<b>29</b>	<b>8</b>	<b>326</b>

ス 障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
21年度	114
22年度	98
23年度	72
24年度	58
<b>25年度</b>	<b>54</b>

セ 障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
21年度	204
22年度	179
23年度	169
24年度	119
<b>25年度</b>	<b>123</b>

ソ 腎機能障害者入浴券配布事業

単位：人

市社協調

年 度	使用者数
21年度	23
22年度	15
23年度	10
24年度	13
<b>25年度</b>	<b>11</b>

#### タ 生活資金貸付制度

低所得者世帯等で緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資。

- ・ 貸付限度額 25,000円
- ・ 償還期間 6カ月以内
- ・ 利息 無利子
- ・ 保証人 市内在住の連帯保証人1人必要

単位：件

市社協調

年 度	生活保護世帯	要保護世帯	計
21年度	295	4	299
22年度	361	6	367
23年度	379	3	382
24年度	271	2	273
<b>25年度</b>	<b>167</b>	<b>3</b>	<b>170</b>

#### チ 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件

市社協調

年 度	貸付件数
21年度	19
22年度	36
23年度	16
24年度	12
<b>25年度</b>	<b>8</b>

#### ツ ひとり親家庭激励事業

一人親家庭における福祉向上を目的に、親子間や家族間で楽しめる事業を実施し、家族や世帯間の絆を深めてもらう機会を創出。平成22年度までは「母子家庭・父子家庭激励バス旅行」として実施。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数	行き先
21年度	211	マザー牧場
22年度	115	湘南海岸、生命の星地球科学館
23年度	26	座間谷戸山公園（交流サロン）
24年度	18	アメリカキャンプ村
<b>25年度</b>	<b>27</b>	<b>総合福祉センター、市民健康センター</b>

## (5) 共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

社会福祉のための資金づくりには様々なものがありますが、法律に基づいて寄付金募集が行われるのは共同募金だけで、民間の社会福祉活動を維持向上させるための唯一の総合的な募金運動です。

例年、10月1日から12月31日までの期間で、国民的たすけあい運動として全国的に実施されています。

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（10月1日から10月31日まで）と年末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日まで）の二つに区分して実施されています。

共同募金運動で寄せられた募金は、社会福祉施設等の建設費や改修費等の一部に、また、障がい者の地域作業所等の施設整備費やボランティア活動等、民間福祉団体の運営費、活動費など、社会福祉向上のために寄与しています。

### ア 共同募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
21年度	6,843,500	6,350,493	13,193,993
22年度	6,636,239	6,170,544	12,806,783
23年度	6,748,515	5,958,736	12,707,251
24年度	6,426,959	5,715,399	12,142,358
<b>25年度</b>	<b>6,398,955</b>	<b>5,736,396</b>	<b>12,135,351</b>

### イ 赤い羽根募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
21年度	322,396	6,003,467	154,056	89,811	123,172
22年度	305,650	5,712,049	160,863	73,709	148,089
23年度	466,054	5,601,704	192,974	86,712	202,682
24年度	369,166	5,416,827	144,246	80,715	191,281
<b>25年度</b>	<b>311,830</b>	<b>5,316,408</b>	<b>223,483</b>	<b>97,265</b>	<b>192,676</b>

年 度	イベント募金	その他	計
21年度	-	150,598	6,843,500
22年度	-	235,879	6,636,239
23年度	-	198,389	6,748,515
24年度	69,473	155,251	6,426,959
<b>25年度</b>	<b>68,829</b>	<b>188,464</b>	<b>6,398,955</b>



ウ 年末たすけあい募金の状況

単位：円

社協調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
21年度	145,000	5,693,038	191,829	69,992	-
22年度	219,000	5,471,903	190,078	66,509	-
23年度	134,000	5,347,117	177,269	54,720	-
24年度	131,000	5,131,129	199,314	49,934	-
<b>25年度</b>	<b>152,000</b>	<b>5,106,845</b>	<b>207,399</b>	<b>31,995</b>	

年 度	イベント募金	その他	計
21年度	-	250,634	6,350,493
22年度	-	223,054	6,170,544
23年度	-	245,630	5,958,736
24年度	28,803	175,219	5,715,399
<b>25年度</b>	<b>32,075</b>	<b>206,082</b>	<b>5,736,396</b>



## 2 日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、社員をもって組織される特殊法人で、運営費は社員の社資とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

### (1) 赤十字社員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸社員加入を目標に社員増強運動を毎年5月に展開しています。

単位：円

福祉長寿課調

年 度	社資募集目標額	実績額
21年度	9,135,000	7,365,162
22年度	9,135,000	7,138,998
23年度	9,135,000	6,905,404
24年度	9,135,000	6,092,734
25年度	9,135,000	6,247,091

### (2) 日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護要綱に基づき、災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的とし、日用品、寝具等生活必需品（援護物資）及び災害見舞金、並びに重傷見舞金及び死亡弔慰金の交付により、被災者の援護を行います。

#### ア 世帯に対する援護

区 分	内 容
援護物資	被災世帯構成員1人につき1セット
災害見舞金	被災世帯1世帯につき10,000円

#### イ 個人に対する援護

区 分	内 容
重傷見舞金	重傷者1人につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1人につき20,000円



## XIII 資料

## 1 市内保健福祉関係施設等一覧

### (1) 他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
総合福祉センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	平成13年 4月
市民健康センター	緑ヶ丘1-1-3	046-251-6822	平成 8年 9月
子育て支援センター	東原2-8-1	046-254-2634	平成13年10月
第2子育て支援センター	相模が丘5-29-59	042-740-2788	平成16年 7月
青少年センター	立野台1-1-4	046-253-8411	昭和53年 4月
市民体育館（スカイアリーナ座間）	相武台1-47-1	046-255-0077	平成 6年11月
市公民館	入谷1-3097	046-255-3131	昭和29年11月
北地区文化センター	相模が丘5-30-4	042-747-3361	昭和52年 4月
東地区文化センター	東原3-1-1	046-253-0781	昭和56年 4月
市立図書館	入谷3-5873	046-255-1211	昭和58年 4月
立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	046-255-0815	平成 2年 4月
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	046-257-4871	平成 3年 4月
小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	046-257-9640	平成 4年 4月
東原コミュニティセンター	東原4-13-13	046-255-9770	平成 5年 9月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	046-258-3000	平成 8年11月
相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	046-258-3001	平成 9年10月
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1	046-257-7698	平成15年11月
栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	046-257-7210	平成21年12月
座間市社会福祉協議会	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	昭和32年 7月
ボランティアセンター	(総合福祉センター内)	046-266-2002	平成 9年 8月
立野台プール	立野台1-1-2	046-251-5672	昭和37年 8月
座間公園プール	座間 3671	046-251-6678	昭和39年 7月
広野プール	広野台 1-37-1	046-252-0077	昭和42年 7月
東原プール	東原 3-3-14	046-251-5044	昭和44年 8月
鳩川プール	座間 2-1184	046-254-7907	昭和50年 8月
ひばりが丘プール	ひばりが丘 4-4-3	046-255-5087	昭和51年 7月
相武台プール	相武台 4-2-13	046-255-5086	昭和51年 8月
栗原プール	栗原中央 6-5-25	046-254-5351	昭和54年 7月
相模が丘プール	相模が丘 2-1-9	046-256-2285	昭和57年 4月
入谷プール	入谷 2-79	046-256-2325	昭和58年 4月
旭プール	ひばりが丘 5-28-5	046-256-5508	昭和60年 4月
中原プール	西栗原 2-14-1	046-251-6027	昭和62年 4月
新田宿グラウンド	新田宿 2178	046-252-2333	昭和55年 5月
座間市民球場	相模が丘 6-36-24	046-255-3002	昭和55年11月
相模川グラウンド	座間入谷 4468	-	昭和60年 5月
栗原遊水地スポーツ広場	栗原 1702-3	046-256-7021	平成10年 8月
ニュースポーツ多目的広場	四ツ谷 1044-1	-	平成16年 6月
ひまわり公園テニスコート（クレーコート）	入谷 3-6000	046-256-1385	昭和52年 5月
ひまわり公園テニスコート（全天候）			54年11月
栗原遊水地テニスコート	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 9年 8月

### (2) 市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央6-5-28	046-251-1044	昭和40年 4月

施設名	所在地	電話	設立年月
相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	042-743-2200	昭和41年 4月
ちぐさ保育園	四ツ谷835	046-251-2202	昭和42年 4月
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘6-3-16	046-252-0763	昭和44年 4月
東原保育園	東原4-12-18	046-251-5564	昭和45年 4月
相武台保育園	相武台3-20-19	046-253-2523	昭和47年 4月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	046-254-9338	昭和49年 4月
小松原保育園	小松原1-29-8	046-255-6671	昭和52年 4月
相模が丘西保育園	相模が丘2-43-41	046-255-2100	昭和54年 4月

### (3) 私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間1-3281	046-251-6776	昭和25年11月
座間保育園	入谷5-1803-3	046-251-0355	昭和26年 2月
やなせ保育園	入谷4-2629-16	046-251-5544	昭和45年 4月
座間子どもの家保育園	さがみ野1-8-25	046-253-2784	昭和47年 4月
あゆみ保育園	緑ヶ丘4-16-16	046-255-8691	昭和53年 4月
いその保育園	緑ヶ丘1-26-6	046-254-5772	昭和55年 4月
広野台保育園	広野台1-32-3	046-255-3616	昭和56年 4月
栗の実保育園	東原1-6-30	046-254-1929	昭和56年 4月
座間すこやか保育園	入谷4-2765-18	046-298-2555	平成15年 5月

### (4) 児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷5-1891-5	046-252-0621	昭和42年 5月
鳩川児童館	座間1-1922	046-255-5738	昭和52年 4月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	046-256-0236	昭和57年 5月
相模野児童館	広野台1-46-29	046-256-2419	昭和59年 4月

### (5) 児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ヶ丘4-20-21	046-251-0128	昭和24年 4月

### (6) 高齢者関係施設

施設名	所在地	電話	設立年月
生きがいセンター	小松原1-45-21	046-251-8300	平成元年 4月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39	046-256-4124	昭和54年 4月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6	046-256-4013	昭和54年11月
立野台老人憩いの家	立野台3-20-41	046-256-4011	昭和55年10月
相武台老人憩いの家	相武台4-5-24	046-255-3781	昭和57年 3月
栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1	046-252-5997	昭和58年 2月
座間老人憩いの家	座間2-2765	-	昭和58年 3月
入谷老人憩いの家	入谷4-2773-3	046-251-0102	昭和62年12月
社団法人座間市シルバー人材センター	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-254-5361	平成 2年 4月

施設名	所在地	電話	設立年月
特別養護老人ホーム「座間苑」	新田宿151	046-256-3363	昭和56年 5月
特別養護老人ホーム「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	昭和62年 5月
特別養護老人ホーム「ベルホーム」	栗原1261-1	046-257-1121	平成11年 5月
特別養護老人ホーム「サライ」	小松原1-17-15	046-298-6511	平成20年 5月
特別養護老人ホーム「第二座間苑」	新田宿623	046-200-8338	平成21年 5月
老人保健施設 老健さがみ	相模が丘6-21-27	046-266-5010	平成12年 3月
老人保健施設 神奈川セントラルケアセンター	栗原912-2	046-298-2277	平成13年 4月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間」	座間1-3412-1	046-251-6788	昭和63年 1月
有料老人ホーム「ベストライフ相武台」	緑ヶ丘4-7-3	046-266-6655	平成15年 2月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間谷戸山」	入谷4-2741-3	046-252-6501	平成18年 9月
有料老人ホーム「サニーライフ座間」	広野台1-18-20	046-254-3600	平成25年 7月
住宅型有料老人ホーム高齢者住宅「こもれび」	新田宿201	046-298-0601	平成21年 9月
住宅型有料老人ホーム「プライムガーデンかながわ」	入谷1-191-1	046-266-3939	平成23年 3月
住宅型有料老人ホーム「ケアレジデンスひばりが丘」	ひばりが丘3-59-18	046-254-6227	平成23年 9月
介護療養型医療施設「相武台病院」	相武台1-9-7	046-256-5111	平成 6年 7月
座間市社協地域包括支援センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2005	平成18年 4月
ベルホーム地域包括支援センター	栗原1261-1	046-258-2030	平成18年 4月
相模台地域包括支援センター	相模が丘6-27-9	046-266-5222	平成18年 4月
地域包括支援センター第二座間苑	新田宿623	046-256-9007	平成21年 4月
グループホーム小松原	小松原1-28-14	046-298-3360	平成15年 3月
グループホームあいち	相武台1-11-5	046-298-7021	平成19年10月
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	046-252-3300	平成23年 3月
愛の家グループホーム座間西栗原	西栗原2-15-58	046-252-3500	平成23年11月
グループホームイー・ケア座間	栗原中央3-10-1	046-257-1226	平成24年 4月
小規模多機能型居宅介護「ふれんどりの家」	座間2-2962-16	046-298-1177	平成18年 9月
小規模多機能型居宅介護「リビング暖らん」	相武台1-35-7 第6廣榮ビル402	046-298-5535	平成20年 6月
小規模多機能型居宅介護「ふれんどりの郷」	栗原中央4-23-21	046-210-3811	平成20年10月
サービス付き高齢者向け住宅「ココファン座間」	東原1-6-12	046-252-1021	平成22年 6月
サービス付き高齢者向け住宅「ホームステーションライフ相武台」	緑ヶ丘6-26-7	046-207-2901	平成25年 4月

## (7) 障がい者関係施設

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
もくせい園	生活介護	栗原中央6-7-27	046-253-0804	昭和58年 4月
県立座間養護学校	-	入谷2-314-1	046-255-2251	昭和54年 4月
あおば福祉サービス	訪問入浴	新田宿207	046-298-0022	平成16年 8月
あおば福祉サービス 相武台	居宅介護、重度訪問介護	相武台2-32-30	046-298-7851	平成24年 3月
アガペ壺番館	生活介護、短期入所、 日中一時支援	小松原2-10-14	046-254-7111	平成11年 4月
アガペ第1作業所	就労移行、就労 継続B			平成 9年 8月
アガペ第2作業所	短期入所、就労移行、 就労継続B			平成18年10月
赤い屋根	日中一時支援	座間2-969	046-400-9174	平成18年10月
歩会	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	さがみ野1-8-14	046-251-0461	平成15年 4月
いずみの郷	就労継続B	座間1-3409-2	046-252-5556	平成22年 4月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
いっぼ	共同生活介護	入谷1-3125-2	046-244-3920	平成21年10月
いぶき	就労継続B	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-253-0835	昭和58年 4月
ウィンディーザマ	地域活動支援センター	緑ヶ丘5-4-25	046-252-5117	平成 8年 5月
えのきの里	地域活動支援センター	相模が丘4-16-28	046-257-6210	昭和55年 4月
オリーブ	放課後等デイサービス	四ツ谷499	046-204-5577	平成24年 7月
かざぐるま	地域活動支援センター	緑ヶ丘1-11-19	046-255-6160	平成16年 4月
神奈川ライトハウス	地域活動支援センター	入谷3-1707-16 星野ハイツC-102	046-205-6040	平成19年12月
きづき	就労継続B	緑ヶ丘5-6-28	046-244-6915	平成22年 3月
グローリー	就労継続B	緑ヶ丘5-4-25	046-244-5404	平成22年 4月
ケアサポートあおぞら	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	栗原1763-29	046-251-1515	平成22年 7月
サニーキッズ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	緑ヶ丘1-2-1 市立総合福祉センター内	046-252-7176	平成13年 4月
さくらんぼ	就労継続B	栗原1151-1	046-255-5583	平成 7年 4月
ざま福祉会	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	東原4-12-51	046-253-6702	平成12年 4月
サンセール	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷3-1702-1 アクセス101	046-298-5855	平成17年 9月
座間市こころの相談支援 センターNOUED (ヌー)	相談支援、地域移行支援	緑ヶ丘4-8-5 グリーンヒル1階	046-266-1321	平成24年 4月
座間市社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2006	平成18年 4月
スカイプラザ	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷1-145-2	046-256-0422	平成12年 3月
スマイル	共同生活介護	相模が丘2-32-23	042-705-2556	平成22年 9月
セントケア座間	居宅介護、重度訪問介護	緑ヶ丘6-25-15 野島ビル1階	046-298-1050	平成16年 7月
てまり	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷4-2690-45	046-257-8754	平成13年 5月
tisse (ティセ)	地域活動支援センター	緑ヶ丘4-8-5 グリーンヒル1階	046-200-9279	平成25年4月
ドウ	共同生活介護	座間2-2615	046-244-0073	平成24年 3月
トランステック	就労継続A	栗原871-1	046-254-5442	平成 6年11月
ピープル	居宅介護、重度訪問介護	相模が丘1-40-15	046-252-6906	昭和62年10月
ひばり訪問介護ステーション小田急相模原	居宅介護、重度訪問介護	相模が丘4-63-7	046-259-7261	平成23年12月
ファミリー・キッズ座間	放課後等デイサービス	入谷1-380 ヒアチェ グール座間	046-259-8193	平成25年10月
ベルエポック	就労継続B	相武台1-35-6 三裕ビル2階2-D号室	046-257-2700	平成25年12月
ホップステップ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	入谷4-2690-45	046-257-8754	平成18年 3月
生活ホームみどり	共同生活介護	ひばりが丘1-29-5	046-258-3115	平成10年 4月
緑の家	生活介護	東原1-9-51	046-257-3539	平成 3年 4月
緑の家	就労継続B	東原1-9-52	046-257-1858	平成 7年 4月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
緑の家	日中一時支援	東原2-8-1 通園センター内	046-254-2655	平成18年10月
緑の家	地域活動支援センター	東原1-9-65	046-251-1596	平成21年 4月
ゆめひろば	居宅介護、重度訪問介護、 就労継続B、移動支援	緑ヶ丘5-5-22	046-205-8350	平成17年 1月





## 2 社協登録ボランティアグループ一覧

(平成25年度末現在)

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	23
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	29
ファミリースペース「こんにちわ」	精神保健に関する相談とサロン、食事会の実施	5
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	6
拡大写本サークル「つばさ」	視覚障がい児者の福祉向上のための拡大写本活動	24
パソコンボランティアグループ・パソボラZAMA	高齢者や障がい者へのパソコン指導	7
座間精神保健ボランティアグループひだまり	精神障がい者への理解と地域での援助活動	5
ひらけごま	地域精神保健福祉支援活動	5
ブロッケン	知的障がい者支援	25
要約筆記と手話ひまわり会	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	35
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	44
小松原いきいき会	障がい者施設その他各種行事に参加協力	25
ラポールの会	傾聴を学び実践する会	20
あしたばの会	福祉施設支援活動	8
神奈川女性協議会コスモスグループ	福祉施設支援活動	65
成光学園ボランティアクラブ	児童、学生等の勉学指導等の活動	21
アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	28
不登校・ひきこもり居場所あすなる	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	15
座間地区更生保護女性会	子育て支援活動	114
ざま子育て支援ボランティア「つくしんぼの会」	子育て支援活動	6
ふれあいサロン ハグハグ	子育て支援(0～3歳児までの母・子のおしゃべりサロン)活動	12
座間にはんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	10
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	14
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	11
桜花合唱団	高齢者や障がい者施設等への合唱慰問活動	13
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設への慰問活動	16
座間市銭太鼓連盟	銭太鼓による慰問活動	66
佳遊桜花会	音楽等による福祉施設等への慰問活動	15
ざま弦楽アンサンブル	弦楽合奏による福祉施設等への慰問活動	20
ざま座	福祉施設等への演劇慰問活動	16
大正琴・ベル・朗読劇団ONE♡ハート	大正琴とハンドベルによる施設への訪問活動	107
座間ハーモニカ「朋」	ハーモニカによる施設への慰問活動	16
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設への慰問活動	5
ざまリードアンサンブル	ハーモニカでの施設への慰問活動	12
さがみ野コスモス会	社交ダンスを通しての慰問活動	10
シルバー・コーラスざま	シルバーによるコーラス慰問活動	44
ウクレレZAMA	演奏活動による施設への慰問活動	16
サニーアンサンブル	ギター演奏、独奏で施設への慰問活動	5
座間総合高校フラメンコ部	フラメンコによる福祉施設への慰問活動	7
いづみソフト会	地域の支援活動	32
ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓発活動	53
よもぎの会	募金活動等	85
食生活改善推進団体「ひまわり会」	食生活の向上の為の活動	60
バリフリ座間	バリアフリーの啓発活動	11
和楽美	行事やイベント協力、高齢者の方々のお手伝い	11

グループ名	主な活動内容	会員数
櫛（けやき）の会	健康講座・谷戸山収穫祭など参加地域福祉推進活動	24
ZAMA生涯学習ボランティア研究会	暮らしを豊かにする講座の企画	10
セルフ・カウンセリング学習会「ナチュラル」	セルフカウンセリング活動	5
music group mint	演奏活動による施設慰問活動	4
シルバー・ハーモニカ華	ハーモニカでの施設慰問活動	3
むかし子どもだった大人の会	子どもを1人の人間（ひと）としてとらえ見守る気持ちを大切に会員同士で学び合い、年1回の講座を開催	5
いきいき会	高齢者・施設への支援活動	5
かがやき	当団体に所属するサークルメンバーによる慰問活動	27
華香会	故郷の民謡を三味線・尺八・太鼓等と共に奏でて日本の民謡・唱歌・童謡を唄う慰問活動	10
ピアチェーレ	ギター演奏での慰問活動	9
座間市おもちゃドクターの会	おもちゃの修理を通じて子どもの心を育む活動	14
学習支援ボランティアの会	児童・学生等の勉学指導等の活動	5
<b>計 57 団体</b>		<b>1,298</b>



### 3 保健・医療・福祉関連年表

年 月	事 項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定 保健所法制定（→平成6年地域保健法）
22年	第1次ベビーブーム（昭和22～24年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
5月	生活保護法（新）制定 精神衛生法制定（→昭和62年精神保健法、平成7年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
26年 3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員改選（定数11人）
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置 母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数15人任命
29年11月	市立公民館開館
31年12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始 敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成10年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（6地区）
8月	立野台プール開設
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
7月	母子福祉法制定（→昭和56年母子及び寡婦福祉法） 座間公園プール開設
40年 4月	市立栗原保育園開園
8月	母子保健法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数18人）
41年 4月	市立相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）

年 月	事 項
昭和42年	育児相談実施
1月	国保事業医療費無料化制度発足（3歳未満、80歳以上）
4月	市立ちぐさ保育園開園 市立座間小学校に特殊学級開設 全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
7月	広野プール開設
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者1・2級の10割給付開始
8月	市立文化福祉会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
44年 4月	相模が丘児童館開館 国保事業6歳未満の歯科診療、75歳以上、中度身体障害者3・4級の10割給付開始 胃がん・子宮がん集団検診開始 市立緑ヶ丘保育園開園
8月	東原プール開設
45年 4月	市立東原保育園開園 市立座間中学校に特殊学級開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成5年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（75歳以上）
46年	第2次ベビーブーム（～49年）
4月	医療費無料化制度75歳から70歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーション開館
11月	市制施行 福祉事務所開設
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	市立相武台保育園開園 心身障害（児）者医療費扶助（障害者1級から4級、精薄者IQ75以下） 制度発足 老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館 小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始 民生委員児童委員改選（定数72人）
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（70歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園 医療費無料化制度を68歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入 災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	市立ひばりが丘保育園開園 老人福祉電話貸付制度発足 高齢者、身障者入浴券支給制度発足

年 月	事 項
昭和49年 4月	医療費無料制度を67歳以上に引き下げ 老人、身障者サービス店誕生（福祉の店）
5月	座間市スポーツ推進委員（体育指導員）を任命
9月	第1回福祉大会開催 市民福祉憲章制定、9月15日を福祉の日とする
50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（3市1町の清掃処理組合で建設） 鳩川プール開設
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度開始 日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
7月	ひばりが丘プール開設
8月	相武台プール開設
52年 4月	市立小松原保育園開園 鳩川児童館開館
5月	視力障がい者に声の広報配布 ひまわり公園テニスコート開設
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
53年 4月	高齢者、身障者に理髪券支給制度発足 乳がん検診開始、風しん予防接種開始 母子相談員座間市に常駐となる （県）住宅設備改善助成 （県）自動車運転訓練費助成
9月	1歳6カ月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	市立相模が丘西保育園開園 相模が丘老人憩いの家完成 風しん個別接種開始 施設通所交通費助成 ねたきり老人等介護手当支給事業開始 県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成2年4月社団法人座間市シルバー人材センター）
7月	栗原プール開設
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	ねたきり老人等入浴サービス事業開始 広域救急医療事業開始 市社会福祉協議会法人認可
5月	新田宿グラウンド開設
6月	市新総合計画策定
10月	立野台老人憩いの家完成
11月	座間市民球場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
56年	在宅老人短期入所事業開始 国際障害者年スタート
4月	高齢者、身障者に美容券支給事業開始 （県）自動車改造費助成

年 月	事 項
昭和56年 7月	肺がん検診開始
57年 3月	相武台老人憩いの家完成
4月	相模が丘プール開設
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言 広域大和斎場組合業務開始
8月	老人保健法制定
58年 2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成 心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園 市立図書館開館 老人保健法に基づく保健事業実施 入谷プール開設
5月	座間市健康づくり推進協議会発足
10月	手話通訳者派遣事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数96人）
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館 高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始 重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年 3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化） 平日夜間救急診療事業開始 機能訓練会開始 県立座間保健ステーションを市に移管 旭プール開設
5月	相模川グラウンド開設
6月	保健ステーションを改称、市立保健センターとして開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	市人口10万人突破 第1回健康まつり開催
61年 4月	国保事業医療費無料化制度 医科2歳未満、歯科5歳未満に改正 老人健康教育開始（老人憩いの家7カ所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数97人）
62年 4月	社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行 中原プール開設
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定
9月	福祉週間を拡大し、福祉月間とする
10月	国保事業医療費無料化制度 医科1歳未満、歯科4歳未満に改正
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始 身障者緊急一時保護事業開始 在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率1.57となる（1.57ショック） 寝具乾燥丸洗い事業開始

年 月	事 項
平成元年 3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	市立生きがいセンター開所 大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始
10月	栗原中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
11月	「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（平成2～11年度）策定
12月	民生委員児童委員改選（定数107人）
2年 6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
11月	東中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始 ほほえみサービス事業開始 福祉車両貸出事業開始 社団法人座間市シルバー人材センター開所 訪問入浴サービス事業（高齢者、重度障がい者）開始
4年 4月	母子保健法一部改正 精神薄弱者更生施設（通所）「もくせい園」開設 親子教室（月2回）開始 がん予防教育（乳、肺、大腸3コース各2回）開始
5月	高齢者保健福祉実態調査実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
10月	相模中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
12月	民生委員児童委員改選（定数116人）
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」（平成8～14年度）策定
6年 1月	主任児童委員5人委嘱
3月	21世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター（栗原ホーム、座間苑）開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称 母子保健法改正
11月	市民体育館（スカイアリーナ座間）開設
12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」（平成7～11年度）策定 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定
7年10月	小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	「ノーマライゼーション7か年戦略（障害者プラン）」（平成8～14年度）策定 民生委員児童委員改選（定数126人）
8年 9月	市立市民健康センター（休日急患センター、保健センター）開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始
9年 1月	主任児童委員6人委嘱
3月	「ざま母子保健計画」（平成9～13年度）策定
4月	母子保健事業県からを委譲 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始

年 月	事 項
平成 9年 5月	座間市スポーツ推進審議会委員を任命
6月	児童福祉法改正
8月	ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）開所 栗原遊水地テニスコート開設
12月	介護保険法制定
10年 3月	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
5月	「座間市障害者計画」（平成10～14年度）策定
8月	栗原遊水地スポーツ広場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数126人）
11年 3月	地域振興券交付開始（～7月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と改称
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定 小児医療費助成事業所得制限廃止
12月	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（目標年次平成16年度）策定 「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」（平成12～16年度）策定
12年 1月	主任児童委員6人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」（平成12～16年度）策定
4月	介護保険施行 介護保険施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始 産後サポート事業の開始 狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲
5月	社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称。併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」（平成13～22年度）改訂 提言「座間市における子育て支援について」（ごま子育て支援懇話会）
13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
3月	県指定の痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホームひまわり」開設
4月	市立総合福祉センター（サニープレイス座間）開設 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 障害児者の介護を一時的に行う障害児者レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行
10月	子育て支援センター開設



年 月	事 項
平成13年11月	市制施行30周年
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人）
14年 4月	「ざま母子保健計画」（平成14～18年度）改訂 県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立45周年核兵器廃絶平和都市宣言制定20周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（4歳未満児まで） 1～4歳未満の歯科診療の10割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」（平成15～19年度）改訂 「座間市障害者計画」（平成15～22年度）改訂
4月	県が指定する痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホーム小松原」開設 障がい者のサービス利用について、措置制度から支援費制度に移行 座間・綾瀬・海老名3市協力による小児救急医療体制開始
5月	精神障害者ホームヘルプサービス事業開始 座間すこやか保育園開園（40名）
7月	次世代育成支援対策推進法成立
12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」（平成16～20年度）策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
6月	ニュースポーツ多目的広場開設
7月	第2子育て支援センター開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（5歳未満児まで）
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人）
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設 サン・ホープ身障デイサービス事業（重心）をアガペに移行
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）改訂
4月	障害者自立支援法施行 介護保険法に基づく地域密着型サービス創設 県が指定していた「グループホーム小松原」及び「グループホームひまわり」が、市が指定する地域密着型サービスに移行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設 座間子どもの家保育園定員増（70→100名）
9月	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの家」開設
10月	障害者自立支援法本施行

年 月	事 項
平成18年10月	障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学校就学前まで）
19年 3月	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第一期）」（平成18～20年度）策定及び改訂
4月	知的障害者通所更生施設もくせい園一部業務をアガペに委託 北地区児童ホーム開設
6月	高齢者及び障がい者を対象とした火災警報器設置費用助成事業開始
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
8月	高齢者及び障がい者を対象とした家具転倒防止対策助成事業開始
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームあいち」開設 市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人）
20年 4月	後期高齢者医療制度開始 特定健康診査、後期高齢者健康診査開始
6月	市が指定する地域密着型サービス事業所「リビング暖らん」開設
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの郷」開設
21年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第二期）」（平成21～23年度）改訂
4月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームひまわり」廃止
7月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学3年生まで）
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始 市県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）開始
11月	座間すこやか保育園定員増（40→50名）
22年 1月	社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の発足により、厚木社会保険事務所の名称が厚木年金事務所に変更
3月	「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（後期計画平成22～26年度）策定
4月	子ども手当制度開始
8月	父子家庭にも児童扶養手当の支給を開始
11月	座間児童館を建て替えのため一時閉鎖
12月	民生委員改選（定数：民生委員児童委員133人、主任児童委員12人）
23年 3月	東日本大震災発生 東日本大震災義援金の受付を開始 第四次座間市総合計画を開始 「座間市福祉プラン」「座間市地域福祉計画」（平成23～27年度）改訂 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間」開設
4月	行政組織の改正により、保健福祉部を健康部と福祉部に改編 やなせ保育園定員増（60→90名）
7月	24時間健康電話相談事業を開始
10月	座間児童館を再開 高齢者の救急搬送時などに備え医療情報等を入れておく救急医療情報キットを希望する独居高齢者に配布
11月	市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間西栗原」開設
24年 2月	相模が丘老人憩いの家耐震補強工事完成

年 月	事 項
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第三期）」（平成24～26年度）改訂 健康情報提供サービス「笑顔ヘルスアンサー」終了 ほほえみサービス事業を廃止
4月	子ども手当制度に代わり児童手当制度開始 高齢者を対象とした火災警報器設置費用助成事業を廃止 市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームイー・ケア座間」開設
平成24年 4月	心身障害者手当の対象を身体障害者手帳（4～6級）及び療育手帳（B1・B2）から身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1・A2）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）に変更 救急医療情報キットの配布対象を独居高齢者から高齢者世帯に拡大 地方分権一括法等の制定による介護保険法改正に伴い、国が定めていた地域密着型サービスの指定基準等を条例委任
5月	精神障がい者向け相談支援事業所「nued（ヌー）」を開設
6月	自殺予防対策としてパソコンや携帯電話でストレスや落ち込み度を確認できる「こころの体温計」開始
9月	市立相模が丘西保育園耐震工事施工（～11月） 座間市国民健康保険事業財政健全化計画策定 口腔がん検診開始 座間保育園定員増（60→90名）
10月	精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神通院外来を対象とした障害者医療費助成制度を入院及び精神通院外来以外の外来にも拡大 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学4年生まで）
11月	障がい児者の介護を一時的に行う日中一次支援事業で日中預かりを開始 ひばりが丘老人憩いの家耐震補強工事完成
12月	市立ひばりが丘保育園耐震工事施工（～25年 3月）
25年 3月	「座間市保育園整備計画」策定
4月	母子保健法の改正に伴い県から市町村へ養育医療の権限移譲 障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 「障害者優先調達推進法」施行
8月	座間市誘致病院の開設事業者が社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに決定
10月	座間公園プール改修工事（～26年3月） 座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書を締結
12月	市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」廃止
26年 3月	母子等福祉手当廃止



---

平成26年度

# 保健・福祉の概要～平成25年度報告

平成26年8月発行

編集・発行 座間市福祉部福祉長寿課

〒252-8566

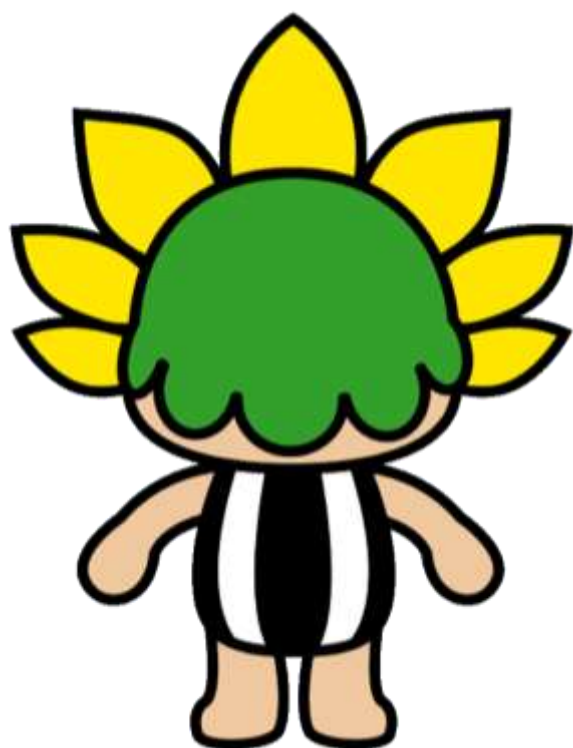
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046(255)1111(内線3421)

046(252)8247(直通)

---





座間市マスコットキャラクター

ざまりん